

# 令和 4 年第 3 回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】

## 1 令和 4 年度 9 月補正予算（土木部）の概要

### 【歳入歳出補正予算】

- ・ 県全体 . . . . . 約 118 億 900 万円
- ・ 土木部関係 . . . . . 約 63 億 6,200 万円（県全体の 53.9%）  
（主な事業）  
国補公共事業（地方道路整備事業、津波・高潮対策事業 等）

## 2 令和 5 年度国土交通省関係予算概算要求の概要

- 全体方針：「国民の安全・安心の確保」  
「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」  
「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」

○ 一般会計	約 6 兆 9, 280 億円（対前年度 1.18 倍）
公共事業関係費	約 6 兆 2, 443 億円（対前年度 1.19 倍）
うち 社会資本整備総合交付金	約 6, 900 億円（対前年度 1.19 倍）
防災・安全交付金	約 9, 677 億円（対前年度 1.19 倍）

## 3 土木部事業の主な動き

- (1) 幹線道路網の整備 . . . . . 別添 1  
  県道守谷藤代線バイパス  
  取手市下高井 8 月 8 日供用開始
- (2) 道の駅「常総」の登録について . . . . . 別添 2
- (3) 建設フェスタ 2022 の開催について . . . . . 別添 3

## 県道守谷藤代線

(取手市上高井～下高井)

- 県道守谷藤代線は、守谷市と取手市の市街地を東西に結ぶ幹線道路であり、このうち、取手市上高井から下高井の区間につきましては、狭隘で歩道もなく、円滑な交通に支障をきたしていることから、1,070m区間のバイパス整備を進めてまいりました。
- これまでに、事業区間西側の630mが供用しており、このたび、8月8日に残る440mが開通し、全線供用いたしました。
- このことにより、周辺市街地間の安全で円滑な交通が確保され、地域の活性化に寄与するものと期待されます。

### ○供用区間概要

延 長：440m

幅 員：18.0m（2車線・両側歩道）

供用開始：令和4年8月8日



## 道の駅「常総」の登録について

道の駅「常総」は、常総市アグリサイエンスバレー構想（※）における農業を活かしたまちづくりの拠点施設であり、首都圏中央連絡自動車道常総インターチェンジの北約 700m、一般国道 294 号沿道に、県と市の一体型道の駅として整備を進めてきたところです。

この度、道の駅の要件を具備していると認められ、国土交通省より、道の駅の登録を受けました。

引き続き、令和 5 年春の開業に向け、市と協力して事業を進めてまいります。

※常総市の基幹産業である農業を活かしたまちづくりとして、常総インターチェンジ周辺約 45 ヘクタールに、「農地エリア」と「都市エリア」を集積し、生産、加工、流通、販売が一体となった地域農業の核（6次産業）となる産業団地を形成するもの

### ○道の駅「常総」概要

所在地：常総市むすびまち地内（土地区画整理事業区域内）

登録日：令和 4 年 8 月 5 日（金）※県内 16 番目

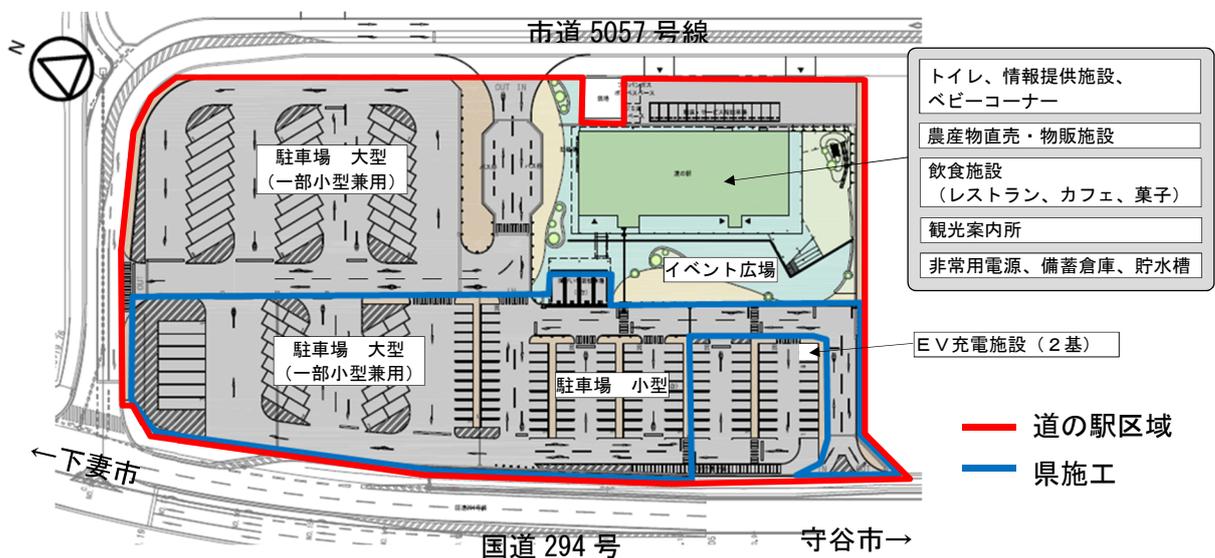
開業日：令和 5 年春（予定）

面積：敷地面積 20,000m<sup>2</sup>（うち建築面積約 1,956m<sup>2</sup>）

事業費：約 24.6 億円（うち県約 2.5 億円）

事業期間：平成 29 年度～令和 4 年度

施設：駐車場 168 台、イベント広場、E V 充電施設、  
トイレ 31 器、情報提供施設、ベビーコーナー、  
農産物直売・物販施設、飲食施設、観光案内所、  
非常用電源、備蓄倉庫、貯水槽



## 建設フェスタ 2022 の開催について

茨城県、国土交通省及び建設産業の各種団体等が一体となり、県民の暮らしや経済活動に不可欠な社会資本整備の重要性と建設産業の魅力を広く県民に伝えることを目的として、「建設フェスタ 2022」を開催いたします。

この建設フェスタは、建設機械体験搭乗や丸太切りなど、親子で参加する様々なイベントを企画し、小学生やその保護者に建設産業への関心を深めてもらう内容としております。

- 日 時 令和 4 年 10 月 8 日（土） 9：00～15：30
- 会 場 笠松運動公園 第 6 駐車場 特設会場
- 主 催 建設フェスタ実行委員会（事務局：県建設業協会、県土木部）
- 内 容
  - ・土木部、国土交通省、各団体等による事業説明パネルを展示
  - ・建設機械、高所作業車等の体験搭乗
  - ・親子競演丸太切り
  - ・消波ブロック製作体験
  - ・建設機械シミュレータ体験
  - ・クイズラリー など
- その他 令和元年度の入場者数 ： 約 26,000 人  
令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

～ 令和元年度の建設フェスタの様子 ～



親子競演丸太切り



建設機械体験搭乗



土木部ブースの様子



消波ブロック製作

※ 建設フェスタは平成 6 年から開催し、今年で 27 回目となります。

令和4年第3回定例会土木企業立地推進委員会

# 議案等説明資料

令和4年9月16日

土 木 部

# 目 次

## 【議案等】

### 《予算》

第 100 号議案、第 102 号議案

○令和 4 年度予算 課別一覧（9 月補正）	3
○令和 4 年度予算 公共事業費一覧（9 月補正）	4
○令和 4 年度 繰越予算一覧（9 月補正）	6
○令和 4 年度 債務負担行為補正一覧（9 月補正）	7
○令和 4 年度 地方債補正一覧（9 月補正）	8

### 《条例・その他》

○第 105 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	9
○第 106 号議案 茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	13
○第 110 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	16
○第 111 号議案 工事請負契約の変更について （仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その 1）	19
○第 112 号議案 工事請負契約の変更について （仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その 2）	21
○第 114 号議案 権利の放棄について（県営住宅使用料等）	23

### 《報告》

○報告第 5 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について	
別記 5 損害賠償の額の決定について	24
別記 6 損害賠償の額の決定について	25
別記 7 損害賠償の額の決定について	26
別記 8 損害賠償の額の決定について	27

## 令和4年度予算 課別一覧(9月補正)

(一般会計)

土木部

第100号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第4号)

(単位:千円)

区 分	現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
監 理 課	3,128,020	-	3,128,020
用 地 課	63,311	-	63,311
検 査 指 導 課	41,003	-	41,003
道 路 建 設 課	29,934,663	1,538,178	31,472,841
道 路 維 持 課	29,220,904	1,470,339	30,691,243
河 川 課	20,171,002	427,354	20,598,356
港 湾 課	3,838,997	2,191,223	6,030,220
営 繕 課	237,763	-	237,763
都 市 計 画 課	109,781	-	109,781
都 市 整 備 課	2,486,182	167,536	2,653,718
下 水 道 課	2,694,979	122,000	2,816,979
建 築 指 導 課	329,069	-	329,069
住 宅 課	4,066,997	446,075	4,513,072
計	96,322,671	6,362,705	102,685,376

(特別会計)

港 湾 事 業	8,719,248	-	8,719,248
計	8,719,248	-	8,719,248

(企業会計)

鹿島臨海都市計画 下水道事業	5,590,487	-	5,590,487
流域下水道事業	23,282,741	-	23,282,741
計	28,873,228	-	28,873,228

土木部計	133,915,147	6,362,705	140,277,852
------	-------------	-----------	-------------

令和4年度予算 公共事業費一覧(9月補正)

土木部

(一般会計)

(単位:千円)

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B	
道 路 事 業	道路建設課	補助	23,724,653	1,490,178	25,214,831
		県単	4,819,710	48,000	4,867,710
		計	28,544,363	1,538,178	30,082,541
	道路維持課	補助	9,010,017	777,493	9,787,510
		直轄負担金	8,308,000	-	8,308,000
		県単	11,177,217	618,000	11,795,217
		計	28,495,234	1,395,493	29,890,727
	計	補助	32,734,670	2,267,671	35,002,341
		直轄負担金	8,308,000	-	8,308,000
		県単	15,996,927	666,000	16,662,927
		計	57,039,597	2,933,671	59,973,268
	河川事業				
河川課					
	補助	6,743,887	159,752	6,903,639	
	直轄負担金	6,327,797	-	6,327,797	
	県単	6,023,530	265,000	6,288,530	
	計	19,095,214	424,752	19,519,966	
港湾事業					
港湾課					
	補助	547,377	2,191,223	2,738,600	
	直轄負担金	940,500	-	940,500	
	県単	374,051	-	374,051	
	計	1,861,928	2,191,223	4,053,151	
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補助	5,675	-	5,675
		計	5,675	-	5,675
	都市整備課	補助	689,871	167,536	857,407
		直轄負担金	188,987	-	188,987
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,160,232	167,536	2,327,768
	計	補助	695,546	167,536	863,082
		直轄負担金	188,987	-	188,987
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,165,907	167,536	2,333,443
下水道事業					
下水道課					
	補助	891,887	122,000	1,013,887	
	県単	23,700	-	23,700	
	計	915,587	122,000	1,037,587	
住宅事業					
住宅課					
	補助	1,595,146	446,075	2,041,221	
	計	1,595,146	446,075	2,041,221	
計					
	補助	43,208,513	5,354,257	48,562,770	
	直轄負担金	15,765,284	-	15,765,284	
	県単	23,699,582	931,000	24,630,582	
	計	82,673,379	6,285,257	88,958,636	

## 令和4年度予算 公共事業費一覧(9月補正)

(企業会計)

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
流域下水道事業 下水道課	補助	4,186,925	-	4,186,925
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,217,856	-	4,217,856
計	補助	4,186,925	-	4,186,925
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,217,856	-	4,217,856

土木部計	補助	47,395,438	5,354,257	52,749,695
	直轄負担金	15,765,284	-	15,765,284
	県単	23,730,513	931,000	24,661,513
	計	86,891,235	6,285,257	93,176,492

## 令和4年度 繰越予算一覧 (9月補正)

土木部

第100号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第4号)

第102号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第1号)

(繰越明許費)

(単位：千円)

会計区分		課 名	繰越額 (R4→R5)
一 般 会 計		道 路 建 設 課	13,806,816
		道 路 維 持 課	11,151,188
		河 川 課	3,910,892
		港 湾 課	1,751,300
		都 市 整 備 課	135,000
		下 水 道 課	547,949
		住 宅 課	26,022
		計	31,329,167
特 別 会 計	港湾事業	港 湾 課	1,457,100
		計	1,457,100
		計	32,786,267

## 令和4年度 債務負担行為補正一覧（9月補正）

土木部

第100号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第4号)

### 【工事請負契約に関するもの】（「ゼロ債務負担行為」）

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
地方道路整備工事請負契約	一般国道125号、阿見町島津地内外7箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	1,100,000千円	道路建設課
県単道路緊急修繕工事請負契約	一般国道461号、大子町小生瀬地内外55箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	938,000千円	道路維持課
県単道路植栽管理工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	828,000千円	道路維持課
県単道路維持工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	90,000千円	道路維持課
トンネル修繕工事請負契約	定期点検に基づくトンネルの修繕に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	150,000千円	道路維持課
電線共同溝整備工事請負契約	一般県道大甕停車場線、日立市大みか町地内の電線共同溝整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	60,000千円	道路維持課
県単交通安全施設工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	113,000千円	道路維持課
国補河川改修工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	150,000千円	河川課
海岸保全施設整備工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市明石地先の養浜に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	50,000千円	河川課
県単急傾斜地崩壊対策事業工事請負契約	梶山-2地区、鉾田市梶山地先の急傾斜地崩壊対策に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	50,000千円	河川課
県単水辺空間づくり河川整備事業工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	5,000千円	河川課
港湾統合補助事業工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	120,000千円	港湾課
県営住宅解体工事請負契約	都和アパートの解体に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	80,000千円	住宅課
合 計			3,734,000千円	

### 【業務委託契約に関するもの】（「ゼロ債務負担行為」）

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
橋梁点検業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	90,000千円	道路維持課

第102号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第1号)

### 【工事請負契約に関するもの】（「ゼロ債務負担行為」）

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
茨城港常陸那珂港区機能施設整備工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	300,000千円	港湾課

令和4年度 地方債補正一覧（補正）

土 木 部

第100号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第4号）

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
河 川 事 業	千円 13,006,500	千円 279,500	千円 13,286,000	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
海 岸 整 備 事 業	157,700	39,500	197,200			
砂 防 事 業	128,000	-	128,000			
急傾斜地崩壊対策事業	68,700	-	68,700			
港 湾 整 備 事 業	1,079,200	1,071,500	2,150,700			
道 路 橋 梁 整 備 事 業	25,731,000	1,381,100	27,112,100			
街 路 事 業	185,500	-	185,500			
公 営 住 宅 建 設 事 業	774,700	227,700	1,002,400			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	16,000	-	16,000			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	164,600	-	164,600			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	90,000	-	90,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	14,700	-	14,700			
単 独 災 害 復 旧 事 業	173,300	-	173,300			
公 園 事 業	556,000	87,600	643,600			
防 災 対 策 事 業	430,500	34,400	464,900			
合 併 特 例 事 業	1,148,000	176,600	1,324,600			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	740,700	103,000	843,700			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	281,600	-	281,600			
計	44,746,700	3,400,900	48,147,600			

## 第 105 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

### 住 宅 課

#### 1 改正の理由・根拠

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

#### 2 改正の目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、認定申請手数料を定めるもの。

#### 3 背景・必要性

建築行為を伴わない既存住宅も長期優良住宅として認定を受けることができる制度が創設された。

#### 4 内容

建築行為を伴わない既存住宅の認定申請手数料について、増改築に係る申請手数料と同額として設定する。

（主なもの）一戸建ての住宅に係る申請手数料の額  
1 件につき 68,000 円

#### 5 効果・影響

認定制度の創設により、既存住宅を安心して購入できる環境の整備や既存住宅流通市場の活性化が図られる。

#### 6 施行日

公布の日

# 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正概要

令和3年11月25日公布・令和4年10月1日施行

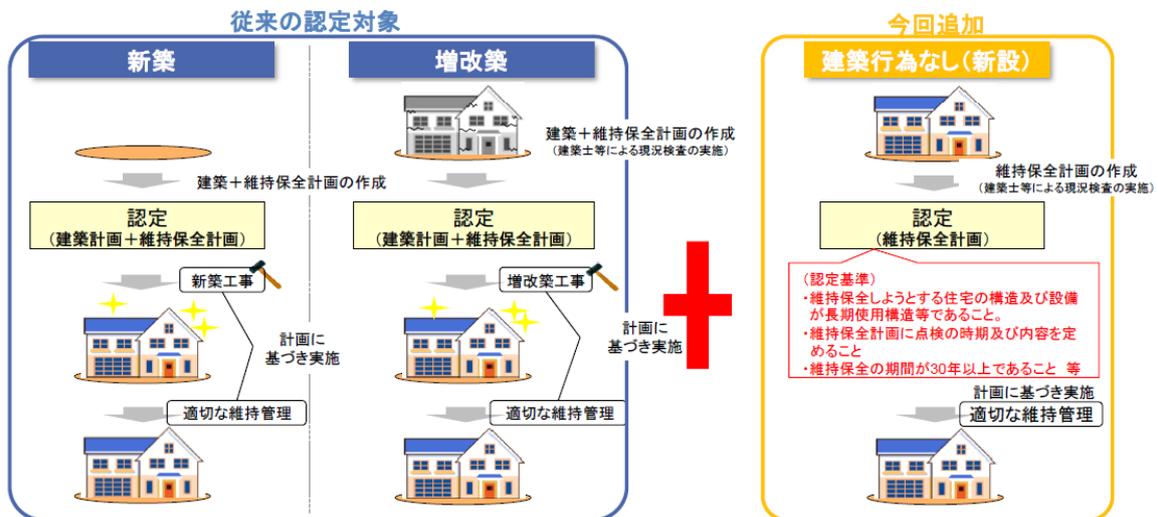
## 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

### (改正前)

○現行の認定制度は建築行為を前提とし、建築計画と維持保全計画をセットで認定する仕組みであるため、**既存住宅**については、一定の性能を有するものであっても、増改築行為を行わない限り認定を取得することができない。

### (改正後)

○優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定(維持保全計画のみで認定)できる仕組みを創設。



※ 増改築とは、既存住宅を長期使用構造等の基準に適合させる工事(断熱改修等)をいう。

改正案			現行		
別表第1(第2条第1項関係)			別表第1(第2条第1項関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~477の3の3(略)			1~477の3の3(略)		
477の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この項において「省令」という。)第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 一戸建ての住宅 1 件の申請につき 45,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請(同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が5戸以内のときは108,000円、5戸を超え10戸以内のときは173,000円、10戸を超え30戸以内のときは342,000円、30戸を超え50戸以内のときは612,000円、50戸を超え100戸以内のときは1,053,000円、100戸を超え200戸以内のときは1,949,000円、200戸を超え300戸以内のときは2,784,000円、300戸を超えるとときは3,411,000円 (2) 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 一戸建ての住宅 1 件の申請につき 68,000円	477の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画  の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下この項において「省令」という。)第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 一戸建ての住宅 1 件の申請につき 45,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請(同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が5戸以内のときは108,000円、5戸を超え10戸以内のときは173,000円、10戸を超え30戸以内のときは342,000円、30戸を超え50戸以内のときは612,000円、50戸を超え100戸以内のときは1,053,000円、100戸を超え200戸以内のときは1,949,000円、200戸を超え300戸以内のときは2,784,000円、300戸を超えるとときは3,411,000円 (2) 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 一戸建ての住宅 1 件の申請につき 68,000円

		<p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請(同一の住宅について同時に 2 以上の申請が行われる場合にあつては、当該 2 以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が 5 戸以内のときは 162,000 円、5 戸を超え 10 戸以内のときは 259,000 円、10 戸を超え 30 戸以内のときは 513,000 円、30 戸を超え 50 戸以内のときは 919,000 円、50 戸を超え 100 戸以内のときは 1,580,000 円、100 戸を超え 200 戸以内のときは 2,923,000 円、200 戸を超え 300 戸以内のときは 4,177,000 円、300 戸を超えるときは 5,117,000 円</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475 の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額</p>			<p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請(同一の住宅について同時に 2 以上の申請が行われる場合にあつては、当該 2 以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が 5 戸以内のときは 162,000 円、5 戸を超え 10 戸以内のときは 259,000 円、10 戸を超え 30 戸以内のときは 513,000 円、30 戸を超え 50 戸以内のときは 919,000 円、50 戸を超え 100 戸以内のときは 1,580,000 円、100 戸を超え 200 戸以内のときは 2,923,000 円、200 戸を超え 300 戸以内のときは 4,177,000 円、300 戸を超えるときは 5,117,000 円</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、475 の項の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を加算した額</p>
<p>477 の 5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては、477 の 4 の項の(1)又は(2)に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)に規定する額に 475 の項に規定する額を加算した額</p>	<p>477 の 5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画</p> <p>_____の 変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては、477 の 4 の項の(1)又は(2)に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)に規定する額に 475 の項に規定する額を加算した額</p>

## 第 106 号議案 茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

### 建築指導課

#### 1 改正の理由・根拠

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

#### 2 改正の目的

建築基準法の一部改正に伴い、引用条項の移動を行うもの。

#### 3 背景・必要性

災害時に建設される応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする規定が新設されたことに伴い、引用条項に移動が生じたため整合を図る。

#### 4 内容

##### (1) 茨城県建築基準条例

引用条項の移動 「第 85 条第 5 項及び第 6 項」  
→ 「第 85 条第 6 項及び第 7 項」等

##### (2) 茨城県手数料徴収条例

引用条項の移動 「第 85 条第 5 項」  
→ 「第 85 条第 6 項」等

#### 5 効果・影響

法令との整合を図るものであり、特に影響はない。

#### 6 施行日

公布の日

## 建築基準法の改正概要

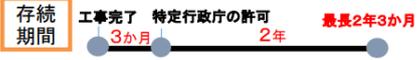
令和4年5月27日公布・令和4年5月31日施行

### 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し (建築基準法)

改正前

**建築基準法**

○**応急仮設建築物**は、  
応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、建築確認申請の手続や構造・規模に係る規定等の適用が除外されている一方、その**存続期間**は、**最長2年3か月**(工事完了から3か月＋特定行政庁の許可により2年)とされている。



存続期間 工事完了 3か月 特定行政庁の許可 2年 最長2年3か月

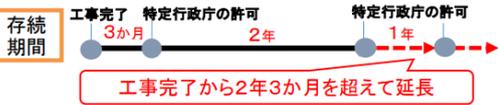
#### 支障

○近年、災害の頻発化・激甚化等に伴い、仮設の庁舎や医療施設等の応急仮設建築物に代わる**恒久的な建築物の設置**や**建築基準に適合させる改修を2年3か月以内に終えることが困難**となる場合がある。



改正後

○応急仮設建築物の存続期間について、**特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、1年ごとに存続期間を延長することを可能とする。**



存続期間 工事完了 3か月 特定行政庁の許可 2年 特定行政庁の許可 1年

工事完了から2年3か月を超えて延長

#### 効果

○地域の災害の状況に応じた対応が可能となるなど、**円滑な災害復旧・復興等に資する。**



※存続期間の延長は、法第85条第5項及び法第87条の3第5項にそれぞれ新設

※応急仮設建築物

(1) 非常災害時(東日本大震災等)

- ① 国、地方公共団体、日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- ② 被災者が自ら使用するために建築する延べ面積30㎡以内のもの

(2) 災害時(新型コロナウイルス感染症等)

官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供するものとして建築するもの  
(例：PCR検査用建築物など)

茨城県建築基準条例新旧対照表（第1条）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（仮設建築物等に対する制限の緩和）</p> <p>第47条 法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等，法第87条の3第6項に規定する興行場等並びに同条第7項に規定する特別興行場等について知事が安全上支障がないと認めて許可する場合においては，この条例の規定は適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">（仮設建築物等に対する制限の緩和）</p> <p>第47条 法第85条第5項及び第6項に規定する仮設興行場等，法第87条の3第5項に規定する興行場等並びに同条第6項に規定する特別興行場等について知事が安全上支障がないと認めて許可する場合においては，この条例の規定は適用しない。</p>

茨城県手数料徴収条例新旧対照表（第2条関係）

改正案			現行		
別表第1(第2条第1項関係)			別表第1(第2条第1項関係)		
445 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	120,000円	445 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	120,000円
445の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超える仮設建築物の建築許可申請手数料	160,000円	445の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超える仮設建築物の建築許可申請手数料	160,000円
450の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	建築物の興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	120,000円	450の5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	建築物の興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	120,000円
450の6 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	160,000円	450の6 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	160,000円

## 第110号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

監 理 課

### 1 負担額

772,447千円

### 2 提出理由

令和4年度において県が行う河川事業、港湾事業及び下水道事業に対する市町村の負担について、下記根拠法令に基づき、その額を定めようとするものである。

### 3 根拠法令

- ・地方財政法第27条第1項及び第2項
- ・下水道法第31条の2第1項及び第2項

(要旨) 都道府県は、都道府県が行う建設事業等によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する経費の一部を負担させることができる。負担額は、当該市町村の意見を聞き、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

### 4 議案の概要

#### (1) 河川事業 (急傾斜地崩壊対策事業)

- ・負担額：63,050千円
- ・日立市外15市町

#### (2) 港湾事業 (港湾建設事業)

- ・負担額：101,250千円
- ・ひたちなか市外1村

#### (3) 下水道事業 (流域下水道建設事業)

- ・負担額：608,147千円
- ・水戸市外29市町村

【市町村別の負担額は17ページ及び18ページ】

### 5 参考事項

該当市町村には、各法に基づき意見を聞き、負担について同意する旨の回答を得ている。

## 市町村別の負担額

事業名	負担市町村	事業費	負担額
河川事業	日立市	千円 96,500	千円 9,650
	土浦市	130,000	13,000
	石岡市	10,000	1,000
	常陸太田市	30,000	3,000
	高萩市	15,000	1,500
	北茨城市	15,000	1,500
	笠間市	15,000	1,500
	ひたちなか市	35,000	3,500
	鹿嶋市	39,000	3,900
	稲敷市	10,000	1,000
	かすみがうら市	20,000	2,000
	行方市	97,800	9,780
	鉾田市	65,000	6,500
	小美玉市	30,000	3,000
	大子町	2,200	220
	阿見町	20,000	2,000
港湾事業	ひたちなか市	1,100,000	69,750
	東海村	1,050,000	31,500
下水道事業	水戸市	129,310	24,753
	日立市	63,254	11,974
	土浦市	296,191	55,756
	古河市	33,057	7,133
	石岡市	97,754	18,401
	龍ヶ崎市	128,397	23,527
	下妻市	361,625	64,747
	常総市	266,084	47,207
	常陸太田市	28,454	5,386

事業名	負担市町村	事業費	負担額
	牛久市	109,264	20,021
	つくば市	291,225	56,847
	ひたちなか市	139,348	26,381
	潮来市	268,946	50,605
	常陸大宮市	15,615	2,956
	那珂市	47,986	9,084
	筑西市	175,248	32,020
	坂東市	23,219	5,047
	稲敷市	18,140	3,963
	かすみがうら市	68,663	12,925
	桜川市	44,296	8,915
	行方市	142,287	26,772
	小美玉市	107,387	20,215
	大洗町	30,735	5,818
	城里町	12,825	2,574
	東海村	35,098	6,644
	阿見町	80,833	15,216
	河内町	19,987	4,358
	八千代町	158,779	28,790
	境町	29,427	6,145
	利根町	21,651	3,967

# 第 111 号議案 工事請負契約の変更について((仮称)北田気大橋橋梁上部工事(その 1))

道路建設課

## 1 議案提出の理由

一般国道 118 号久慈郡太子町北田気地内の「(仮称)北田気大橋橋梁上部工事(その 1)」について、日本ファブテック株式会社(取手市下高井 1020 番地)と 10 億 5,589 万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、重機の変更等が生じたため、5,390 万円を増額し、11 億 979 万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

## 2 現況・課題

一般国道 118 号においては、交通渋滞の解消、及び円滑な交通と安全性の確保を目的として、平成 2 年度から全体延長 3.6 km のバイパス整備に着手し、一級河川久慈川を渡河する本橋梁については、令和元年度から橋梁上部工事に着手した。

## 3 必要性・ねらい

上部工架設において、隣接する河川護岸工事との調整によるクレーンの変更及び地耐力不足による敷鉄板等の施工ヤードの追加整備が生じたため、増額変更するものである。

## 4 事業の内容

- 1) 概要 (仮称)北田気大橋橋梁上部工事(その 1)に係る請負契約の変更
- 2) 契約相手方 日本ファブテック株式会社  
橋梁事業部本部 本部長 福島 剛
- 3) 契約日 令和元年 12 月 20 日
- 4) 既契約額 1,055,890,000 円
- 5) 増減額 53,900,000 円増
- 6) 変更額 1,109,790,000 円
- 7) 工期 令和元年 12 月 21 日～令和 4 年 11 月 30 日(1,076 日間)
- 8) 工事箇所 久慈郡太子町北田気地内
- 9) 工事概要 橋梁上部工事 L=135.7m W=12.5m  
鋼橋製作工 L=135.7m  
鋼橋架設工 L=135.7m

## 5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

31国補地道 第31-03-794-Z-001号  
 橋梁上部工事(仮称)北田気大橋(その1)  
 一般国道118号袋田バイパス 大子町北田気

既契約額: 1,055,890,000円(税込)  
 今回増減額: 53,900,000円増額  
 変更契約額: 1,109,790,000円(税込)  
 工事期間: 令和元年12月21日 から  
 令和4年11月30日迄

【工事内容】

(その1)	
形式	鋼3径間連続非合成細幅箱桁橋
架設方法	中央径間: 片持式架設工法(トラベラークレーン) 側径間: ベント併用クレーン架設工法
延長	L=135.7m
支間長	L=81.7+54m
桁製作	W=740.9t
桁架設	W=757.5t
床版架設	A=1,690m <sup>2</sup>

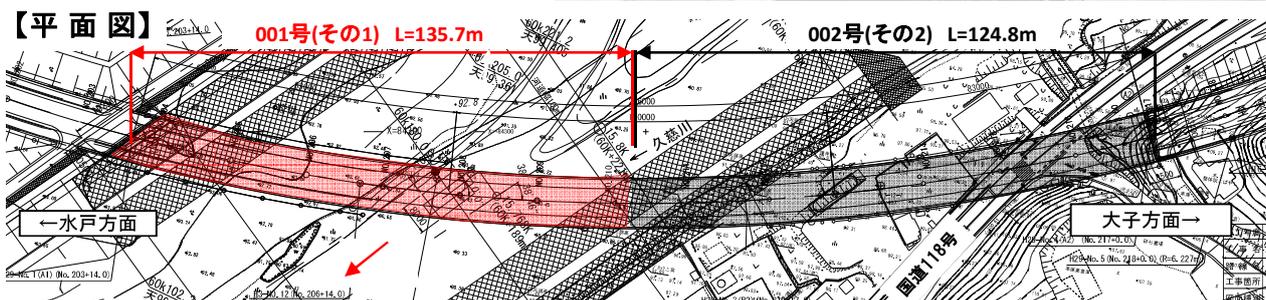
【位置図】



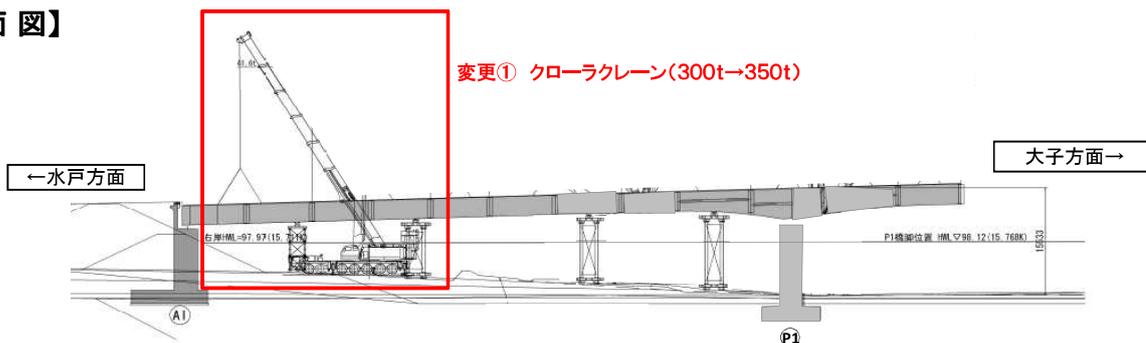
【架設箇所】



【平面図】



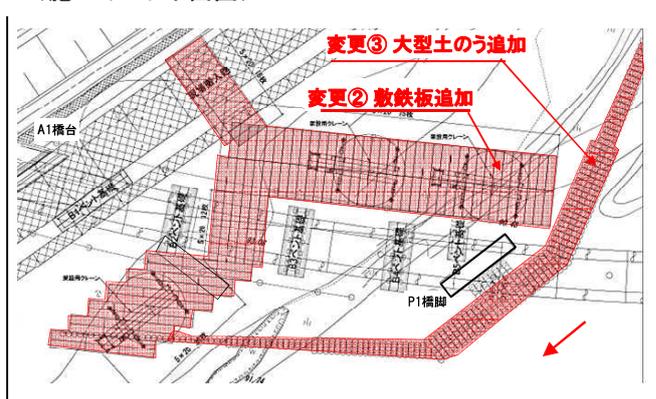
【側面図】



◎主な変更点

- 変更① 桁架設クレーンの規格変更(300t→350t)
- 変更② 敷鉄板による施工ヤード追加整備
- 変更③ 大型土のうによる施工ヤード追加整備

＜施工ヤード平面図＞



## 第 112 号議案 工事請負契約の変更について((仮称)北田気大橋橋梁上部工事(その 2))

道路建設課

### 1 議案提出の理由

一般国道 118 号久慈郡大子町北田気地内の「(仮称)北田気大橋橋梁上部工事(その 2)」について、株式会社横河 NS エンジニアリング(神栖市砂山 16 番地 5)と 10 億 5,468 万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、架設作業時間の変更等が生じたため、4,532 万円を増額し、11 億円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

### 2 現況・課題

一般国道 118 号においては、交通渋滞の解消、及び円滑な交通と安全性の確保を目的として、平成 2 年度から全体延長 3.6 km のバイパス整備に着手し、一級河川久慈川を渡河する本橋梁については、令和元年度から橋梁上部工事に着手した。

### 3 必要性・ねらい

桁の仮受台(ベント)箇所の地耐力不足による地盤改良の追加及び地元との協議により夜間架設作業への変更が生じたため、増額変更するものである。

### 4 事業の内容

- 1) 概要 (仮称)北田気大橋橋梁上部工事(その 2)に係る請負契約の変更
- 2) 契約相手方 株式会社横河 NS エンジニアリング  
代表取締役 齊藤 功
- 3) 契約日 令和元年 12 月 20 日
- 4) 既契約額 1,054,680,000 円
- 5) 増減額 45,320,000 円増
- 6) 変更額 1,100,000,000 円
- 7) 工期 令和元年 12 月 21 日～令和 4 年 11 月 30 日(1,076 日間)
- 8) 工事箇所 久慈郡大子町北田気地内
- 9) 工事概要 橋梁上部工事 L=124.8m W=12.5m  
鋼橋製作工 L=124.8m  
鋼橋架設工 L=124.8m

### 5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

31国補地道 第31-03-794-Z-002号  
 橋梁上部工事(仮称)北田気大橋(その2)  
 一般国道118号袋田バイパス 大子町北田気

既契約額: 1,054,680,000円(税込)  
 今回増減額: 45,320,000円 増額  
 変更契約額: 1,100,000,000円(税込)  
 工事期間: 令和元年12月21日 から  
 令和4年11月30日迄

【工事内容】

(その2)	
形式	鋼3径間連続非合成細幅箱桁橋
架設方法	中央径間:片持式架設工法(トラベラークレーン) 側径間:ベント併用クレーン架設工法
延長	L=124.8m
支間長	L=42.7+82.1m
桁製作	W=709.0t
桁架設	W=717.2t
床版架設	A=1,610m <sup>2</sup>

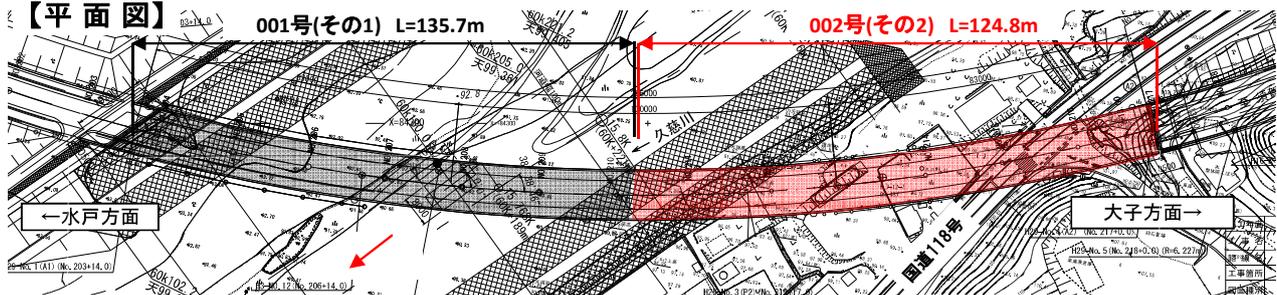
【位置図】



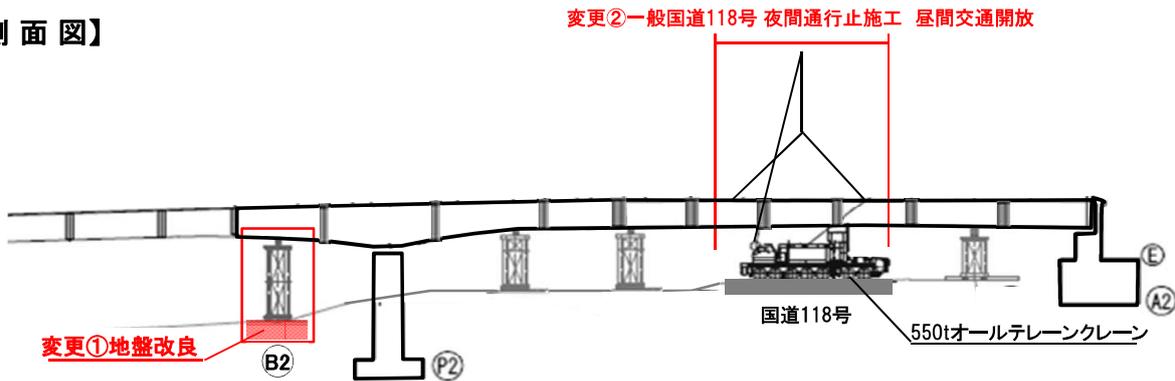
【架設箇所】



【平面図】



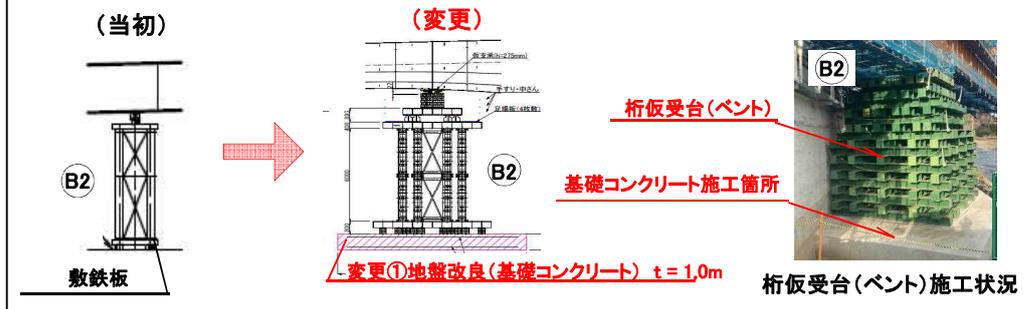
【側面図】



◎主な変更点

- 変更① 桁の仮受台箇所の地盤改良追加
- 変更② 夜間架設作業への変更(昼間交通開放)

<桁仮受台(ベント)施工図>



## 第114号議案 権利の放棄について

住 宅 課

### 1 議案の内容

時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするもの。

- (1) 放棄する権利 県営住宅の使用料(家賃、駐車場使用料)及び住宅修繕立替に係る債権
- (2) 放棄する金額 13,918,008 円
- (3) 債 務 者 鹿嶋市旭ヶ丘1丁目6番地3 (ファミリーユ澤田 103)  
太田 正輝 外15名
- (4) 放棄の理由 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあることにより、債権回収が不能であるため。  
(県の債権(私債権)に係る権利の放棄の基準の2(1)に該当)

### 2 未収債権の状況

(R3年度決算ベース、単位：千円)

未収債権金額			
		うち、時効期間 を経過したもの	議決(50万円超)による 権利の放棄
現年分	( 460) 53,466	( - ) -	( - ) -
過年分	( 1,183) 267,658	( 238) 39,665	( 16) 13,918
合 計	( 1,643) 321,124	( 238) 39,665	( 16) 13,918

※ ( ) 内は、債務者の延べ人数を示す。

### 3 主な未収債権対策

#### ○入居滞納者

- ・面談を通じて、収入状況等を勘案しながら滞納家賃等の分割納付を約束させ、簡易裁判所において、確定判決と同一の効力を持つ即決和解を行う。
- ・即決和解に応じない者に対しては、地元弁護士チーム7名に委託して、建物明渡訴訟等の法的措置を視野に入れた債権回収を行う。

#### ○退去滞納者

- ・総務部行政経営課を通じて、民間弁護士法人(東京都)に債権回収を委託する。
- ・時効期間を経過した家賃等債権は、適宜、権利を放棄し不納欠損処理を行う。

**報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について  
(別記5 損害賠償の額の決定について)**

**道路維持課**

**1 報告提出の理由**

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車破損・負傷事故にかかる損害賠償の額について、令和4年7月26日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

**2 損害賠償の相手方**

個人

**3 示談の概要**

(1) 事故発生日

令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃

(2) 事故発生場所

土浦市上坂田610番地地先県道上

(3) 事故概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車を破損するとともに、運転者が負傷した。

(4) 損害賠償の額

886,620円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

**報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について  
(別記6 損害賠償の額の決定について)**

**道路維持課**

**1 報告提出の理由**

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車等破損・負傷事故にかかる損害賠償の額について、令和4年7月26日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

**2 損害賠償の相手方**

個人

**3 示談の概要**

(1) 事故発生日

令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃

(2) 事故発生場所

土浦市上坂田610番地地先県道上

(3) 事故概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(4) 損害賠償の額

1,508,416円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

**報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について  
(別記7 損害賠償の額の決定について)**

**道路維持課**

**1 報告提出の理由**

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車等破損・負傷事故にかかる損害賠償の額について、令和4年7月26日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

**2 損害賠償の相手方**

個人

**3 示談の概要**

(1) 事故発生日

令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃

(2) 事故発生場所

土浦市上坂田610番地地先県道上

(3) 事故概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(4) 損害賠償の額

2,710,868円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

**報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について  
(別記8 損害賠償の額の決定について)**

**道路維持課**

**1 報告提出の理由**

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車等破損・負傷事故にかかる損害賠償の額について、令和4年7月26日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

**2 損害賠償の相手方**

個人

**3 示談の概要**

(1) 事故発生日

令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃

(2) 事故発生場所

土浦市上坂田610番地地先県道上

(3) 事故概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(4) 損害賠償の額

1,665,770円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

令和4年第3回定例会土木企業立地推進委員会

# 県出資法人説明資料

令和4年9月16日

土 木 部

# 目 次

株式会社 茨城ポートオーソリティ . . . . . 3

鹿島埠頭 株式会社 . . . . . 7

1 出資法人の概要

① 法人の名称	株式会社 茨城ポートオーソリティ		
② 所在地	那珂郡東海村照沼768番地27		
③ 設立年月日	平成9年9月1日（平成19年4月1日合併）		
④ 代表者名	代表取締役社長 仙波 義正（常勤）		
⑤ 基本財産	資本金 2,947,800千円		
⑥ 設立根拠	会社法第2編第1章		
⑦ 設立目的 ・経緯	常陸那珂港区、大洗港区及び日立港区を一体とした効率的な港湾の管理運営及び振興を推進するとともに、ひたちなか地区の都市づくりを担い、地域の発展と振興を図ることを目的に平成19年4月1日に合併発足した。		
⑧ 組織	役職員数 (R4.7.1現在)	取締役16名	監査役3名
	常勤職員27名 嘱託・臨時28名		
⑧ 組織	組織機構		
	<pre> graph LR     A[代表取締役] --- B[企画・港湾振興室]     A --- C[総務部]     A --- D[港湾・都市事業部]     A --- E[大洗支社]     C --- C1[総務課]     C --- C2[業務課]     D --- D1[施設管理課]     D --- D2[都市事業課]     E --- E1[フェリー事業課]     E --- E2[マリン事業課]     </pre>		
⑨ 出資状況	（上位5団体、出資者名、金額、割合） 茨城県 1,561,326千円(53.0%) ひたちなか市 247,022千円(8.4%) 東京電力HD(株) 143,490千円(4.9%) (株)日立製作所 138,041千円(4.7%) (株)常陽銀行 123,511千円(4.2%)		
⑩ 資産状況 (令和4年3月末現在)	(単位：千円)		
		金額	摘要
	流動資産	2,043,314	現金預金、売掛金等
	固定資産	4,465,543	土地等
	資産合計	6,508,857	
	流動負債	651,261	買掛金等
	固定負債	373,782	退職給付引当金等
	負債合計	1,025,043	
純資産合計	5,483,813		
※金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。			

## 2 令和3年度事業実績

### ① 事業内容

#### ア 港湾管理事業

- ・ 県から、常陸那珂港区、大洗港区及び日立港区の公共埠頭管理業務等を受託し、港湾利用者のニーズを踏まえて調整業務を行うなど、適切な港湾施設の管理運営に努めた。
- ・ 大洗港区の大洗マリーナにおいて、指定管理事業者として施設の一体的な管理運営に努めた。
- ・ 北関東自動車道や圏央道などインフラの整備効果を活かした茨城港の利便性等をPRするため、県、地元市町村及び各港区の振興協会と連携して、オンラインによる各種セミナーを開催するなど、ポートセールスを行った。
- ・ 常陸那珂港区において、航路誘致や維持のために、利用荷主企業に対する助成事業を実施するなど、コンテナ貨物の集荷促進を図った。

#### イ 港湾業務事業

- ・ 常陸那珂港区において、大型石炭船、定期コンテナ船、内航貨物船等を中心に船舶代理店業務を実施するとともに、船会社や港湾運送事業者等と密接な連携を図りながら、曳船及び給水作業等のポートサービスを提供した。
- ・ 大洗港区において、フェリー会社等港湾利用者のニーズを的確に捉え、円滑な運航のための船内・沿岸荷役の支援等のポートサービスを提供した。

#### ウ 港湾施設賃貸等事業

- ・ 常陸那珂港区において、港湾利用者と調整を行いながら、荷さばき地等の貸付業務を実施するとともに、保税蔵置場の適正管理に努めた。また、大洗港区においても、荷さばき地等の貸付業務を実施した。
- ・ 常陸那珂港区において、コンテナ荷役やRORO荷役等に必要なトラクターヘッドやフォークリフト等荷役機械を賃貸し、荷役業者の作業の効率化に寄与した。
- ・ 常陸那珂港区において、北ふ頭地区内にある物流倉庫「IPACひたちなか北ふ頭物流サイト」を賃貸し、港湾利用者のニーズを踏まえた効率的な管理運営に努めた。
- ・ 大洗港区において、自社ビル内の一部をフェリー会社や物流会社へ賃貸するなど、港湾利用者に対して安全で快適な施設の提供に努めた。

#### エ 都市づくり推進事業

- ・ ひたちなか地区の商業・業務地区における社有地を、広域型商業施設用地として賃貸し、地区の賑わい創出に寄与した。
- ・ 総合住宅展示場「すまいるぐ・ひたちなか」において、ハウスメーカー等15社17区画が出展しており、施設運営会社と協調し、活気ある展示場運営に努めた。
- ・ ひたちなかセンター地区の未利用地について、短期貸付を実施し、地区のより一層の賑わい創出に努めた。
- ・ 「ひたちなかインフォメーションセンター」の管理運営を実施し、ひたちなか地区の最新情報の提供や見学案内を実施するなど当地区のPR活動に努めた。
- ・ 常陸那珂港区の港湾関連用地を活用し、賃貸事務所施設や駐車場施設を提供する不動産賃貸事業を実施し、港湾の利用促進に努めた。

## ② 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収入	3,709,429	港湾管理収入、港湾業務収入等
営業外収入	7,634	受取利息等
経常収入計①	3,717,063	
営業費用	3,396,354	人件費等
営業外費用	1,344	支払利息等
経常費用計②	3,397,698	
経常利益③ (①-②)	319,365	
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	319,365	
法人税等⑦	99,308	法人税、住民税及び事業税
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	220,057	
前期繰越損益⑨	519,858	
積立金⑩	100,000	
当期末未処分損益累計⑪ (⑧+⑨-⑩)	639,915	

※金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

## ③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	0	
委託金	543,115	公共埠頭管理業務委託等
貸付金	0	
損失補償限度額年度末残高	0	

### 3 令和4年度事業計画

#### ① 事業内容

- ア 港湾管理事業
  - ・茨城県受託事業（常陸那珂港区公共埠頭管理業務委託等）
  - ・指定管理事業（大洗マリーナ）
  - ・港湾振興事業
- イ 港湾業務事業
  - ・ポートサービス事業（船舶代理店業務）
- ウ 港湾施設賃貸等事業
  - ・荷さばき地等管理事業
  - ・荷役機械等貸付事業
  - ・I P A Cひたちなか北ふ頭物流サイト管理運営事業
  - ・大洗港フェリーターミナルビル管理運営事業
- エ 都市づくり推進事業
  - ・商業・業務施設用地等賃貸事業
  - ・総合住宅展示場運営事業
  - ・ひたちなか地区暫定貸付事業
  - ・ひたちなかインフォメーションセンター運営受託事業
  - ・臨港地区不動産賃貸事業

#### ② 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収入	3,625,265	港湾管理収入、港湾業務収入等 受取利息等
営業外収入	6,000	
経常収入計①	3,631,265	
営業費用	3,347,912	人件費等 支払利息等
営業外費用	1,100	
経常費用計②	3,349,012	
経常利益③ (①-②)	282,253	
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	282,253	
法人税等⑦	86,426	法人税，住民税及び事業税
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	195,827	
前期繰越損益⑨	639,915	
積立金⑩	100,000	別途積立金
当期末未処分損益累計⑪ (⑧+⑨-⑩)	735,742	

#### ③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	1,639	県有施設管理業務支援金
委託金	535,222	公共埠頭管理業務委託等
貸付金	0	
損失補償限度額年度末残高	0	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	<b>鹿島埠頭 株式会社</b>																											
② 所在地	神栖市東深芝 8 番地																											
③ 設立年月日	昭和 4 3 年 7 月 1 日																											
④ 代表者名	代表取締役社長 岡村 弘志 (常勤)																											
⑤ 基本財産	資本金 300,000 千円																											
⑥ 設立根拠	会社法第 2 編第 1 章																											
⑦ 設立目的・経緯	鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理・運営と曳船・通船等のサービス事業を一貫して行うため、茨城県・地元公共団体及び民間の共同出資により設立された。																											
⑧ 組織	役員員数 (R4.7.1現在)	取締役 10 名	監査役 2 名	常勤職員 124 名 嘱託・臨時 15 名																								
	<p>組織機構</p> <pre> graph TD     A[代表取締役社長] --- B[常勤取締役]     A --- C[総務部]     A --- D[船舶部]     A --- E[業務部]     C --- C1[総務課]     C --- C2[企画振興課]     C --- C3[経理課]     D --- D1[船舶課]     D --- D2[船舶営業課]     E --- E1[埠頭業務課]     E --- E2[船舶代理店課]     E --- E3[物流営業課]                     </pre>																											
⑨ 出資状況	(上位 5 団体、出資者名、金額、割合) 茨城県 150,000 千円 (50.0%) 横浜川崎曳船(株) 30,000 千円 (10.0%) (株)常陽銀行 14,000 千円 (4.7%) 日本製鉄(株) 12,000 千円 (4.0%) 鹿島石油(株) 12,000 千円 (4.0%)																											
⑩ 資産状況 (令和 4 年 3 月末現在)	(単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>1,754,944</td> <td>現金預金、売掛金等</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>3,934,110</td> <td>船舶等</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>5,689,054</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>294,889</td> <td>買掛金等</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>1,310,750</td> <td>退職給付引当金等</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>1,605,639</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純資産合計</td> <td>4,083,415</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。</p>					金額	摘要	流動資産	1,754,944	現金預金、売掛金等	固定資産	3,934,110	船舶等	資産合計	5,689,054		流動負債	294,889	買掛金等	固定負債	1,310,750	退職給付引当金等	負債合計	1,605,639		純資産合計	4,083,415	
	金額	摘要																										
流動資産	1,754,944	現金預金、売掛金等																										
固定資産	3,934,110	船舶等																										
資産合計	5,689,054																											
流動負債	294,889	買掛金等																										
固定負債	1,310,750	退職給付引当金等																										
負債合計	1,605,639																											
純資産合計	4,083,415																											

## 2 令和3年度事業実績

### ① 事業内容

#### ア 曳船事業

鹿島港及び茨城港（大洗港区、常陸那珂港区）において、曳船船隊を稼働させ、入出港船舶に対して安全かつ迅速な離着岸ができるよう良質なサポートを提供した。

#### イ 通船事業

入港船舶の綱取りや危険物積載船舶の警戒、旅客輸送等の各種業務を行い、安全で質の高い港湾サービスの提供に努めた。

#### ウ 倉庫事業

公共港湾機能を補完するとともに、南公共埠頭に荷揚げされるバラ貨物（肥・飼料）を中心に、荷主との緊密な連携を図り、効率的な倉庫運営に努めた。

#### エ 船舶代理店業

船会社の多様なニーズに応えた質の高い港湾サービスの提供に努めた。また、関係機関と利用者間の調整役として緊密な連携を図りながら、入出港船舶の安全と円滑な港湾利用に努めた。

#### オ 受託事業等

港湾管理者（茨城県）から、公共埠頭内港湾施設、船員待合所及びプレジャーボート用泊地の管理業務を受託し、港湾施設等の適切な管理運営に努めた。

鹿島清港会の清掃業務の委託を受け、港内の環境美化に努めるとともに、鹿島港振興協会の事務局として、鹿島港の利用促進と使い易い港づくりを推進し、港の発展、振興を図ることを目的とした各種事業に取り組んだ。

### ② 収支状況

（単位：千円）

	金額	摘要
営業収入	3,012,002	曳船料、通船料、保管料等
営業外収入	25,526	受取利息等
経常収入計①	3,037,528	
営業費用	2,391,566	船費、人件費等
営業外費用	8,865	支払利息等
経常費用計②	2,400,431	
経常利益③（①－②）	637,098	
特別収益計④	28	固定資産売却益
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ （③＋④－⑤）	637,126	
法人税等⑦	206,174	
当期純利益⑧（⑥－⑦）	430,952	
前期繰越損益⑨	1,812,463	
積立金⑩	△400,000	船舶特別積立金(曳船更新のため)
当期末未処分損益累計⑪ （⑧＋⑨－⑩）	2,643,415	

※金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。

### ③ 補助金等の受入状況

（単位：千円）

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	0	
委託金	118,445	鹿島港管理業務委託等
貸付金	0	
損失補償限度額年度末残高	0	

### 3 令和4年度事業計画

#### ① 事業内容

- ア 曳船事業  
鹿島港及び茨城港（大洗港区、常陸那珂港区）における曳船事業
- イ 通船事業  
綱取り作業、危険物積載船舶の警戒業務、港内遊覧船の運航等
- ウ 倉庫事業  
南公共埠頭倉庫等の管理運営
- エ 船舶代理店業  
船舶入出港時の曳船の手配等
- オ 受託事業等  
茨城県受託事業（鹿島港管理業務委託等）  
海上災害防止業務等

#### ② 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収入	2,790,935	曳船料、通船料、保管料等
営業外収入	25,379	受取利息等
経常収入計①	2,816,314	
営業費用	2,425,925	船費、人件費等
営業外費用	9,758	支払利息等
経常費用計②	2,435,683	
経常利益③ (①-②)	380,631	
特別収益計④	73,823	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	454,454	
法人税等⑦	164,121	法人税、住民税及び事業税
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	290,333	
前期繰越損益⑨	2,643,415	
積立金⑩	430,000	船舶特別積立金等
当期末未処分損益累計⑪ (⑧+⑨-⑩)	2,503,748	

#### ③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	0	
委託金	118,465	鹿島港管理業務委託等
貸付金	0	
損失補償限度額年度末残高	0	

令和4年第3回定例会土木企業立地推進委員会

令和4年市町村要望及び対応状況等資料

令和4年9月16日

土 木 部

## 令和4年市町村要望 第1順位事項一覧

説明	市町村	頁	第1順位要望	担当課	事務所
○	水戸市	3	都市計画道路中大野中河内線の整備促進	道路建設課	水戸
	日立市	6	一般国道245号(久慈大橋、日立港区北拡幅事業)の早期完成	道路建設課	高萩
	土浦市	8	県道土浦港線(都市計画道路荒川沖木田余線)の整備促進	道路建設課	土浦
○	古河市	10	一級河川女沼川の整備促進	河川課	境
○	石岡市	12	県道飯岡石岡線バイパスの整備促進(幸町・田島下線含む)	道路建設課	土浦
	結城市	14	一級河川田川改修の整備促進	河川課	筑西
	龍ヶ崎市	16	主要地方道美浦栄線バイパスの整備促進	道路建設課	龍ヶ崎
	下妻市	18	国道125号(下妻・八千代バイパス)の早期着工	道路建設課	常総
	常総市	20	鬼怒川ふれあい道路(取手豊岡線バイパス)の整備促進	道路建設課	常総
○	常陸太田市	22	国道293号常陸太田東バイパスの整備促進	道路建設課	常陸太田
○	高萩市	24	2市連絡幹線道路整備事業及び都市計画道路安良川赤浜線(3・5・9)整備事業の促進	道路建設課	高萩
	北茨城市	26	一般県道高萩岡線(2市連絡幹線道路)の整備促進	道路建設課	高萩
	笠間市	28	一般県道稲田友部線の整備促進(現道拡幅(歩道整備)・バイパス整備)	道路建設課・道路維持課	水戸
	取手市	30	一級河川相野谷川改修事業の早期完成	河川課	龍ヶ崎
	牛久市	32	国道408号歩道狭小箇所の拡幅整備促進	道路維持課	龍ヶ崎
	つくば市	34	一般国道125号バイパスの整備促進	道路建設課	土浦
○	ひたちなか市	36	一級河川中丸川河川改修の促進	河川課	常陸大宮
	鹿嶋市	38	主要地方道茨城鹿島線(都市計画道路宮中佐田線)の早期完成及び延伸計画の実現	道路建設課	潮来
	潮来市	40	一級河川前川の景観・環境・水質浄化に配慮した河川改修の整備促進	河川課	潮来
○	守谷市	42	都市軸道路(野田牛久線)利根川渡河部の整備促進、小貝川渡河部の早期完成	道路建設課	龍ヶ崎
	常陸大宮市	44	国道123号の整備及び那珂川大橋架替の促進	道路建設課	常陸大宮
	那珂市	46	国道118号の4車線化事業の促進	道路建設課	常陸大宮
	筑西市	48	主要地方道筑西つくば線バイパスの整備促進	道路建設課	筑西
	坂東市	50	主要地方道結城坂東線(都市計画道路沓掛橋岩井線)バイパスの整備促進	道路建設課	境
	稲敷市	52	国道125号バイパスの整備促進(桜川・東地区)	道路建設課	龍ヶ崎
	かすみがうら市	54	県道牛渡馬場山土浦線の歩道整備促進	道路維持課	土浦
	桜川市	56	一般県道東山田岩瀬線整備事業促進	道路建設課	筑西
	神栖市	58	県道深芝浜波崎線拡幅整備	道路建設課・道路維持課	潮来
	行方市	60	主要地方道水戸神栖線の整備促進	道路建設課・道路維持課	鉾田
	鉾田市	62	一般県道大竹鉾田線(バイパス)の整備促進	道路建設課	鉾田
○	つくばみらい市	64	主要地方道野田牛久線のバイパス整備	道路建設課	土浦
	小美玉市	66	主要地方道玉里水戸線バイパスの整備促進	道路建設課	水戸
○	茨城町	68	主要地方道大洗友部線(駒渡～小鶴)の整備促進	道路建設課	水戸
	大洗町	70	都市計画道路「吉沼磯浜線」の早期事業化	道路建設課	水戸
	城里町	72	国道123号バイパス(那珂川大橋架替事業含む)の整備促進	道路建設課	水戸
	東海村	74	「国道245号久慈大橋」の4車線化に向けた整備促進	道路建設課	常陸大宮
	大子町	76	一級河川久慈川の改修促進	河川課	大子
	美浦村	78	国道125号バイパスの整備促進	道路建設課	龍ヶ崎
	阿見町	80	主要地方道土浦龍ヶ崎線バイパス(都市計画道路阿見・小池線)の整備促進	道路建設課	龍ヶ崎
	河内町	82	主要地方道取手東線生板バイパス整備促進	道路建設課	龍ヶ崎
	八千代町	84	国道125号(下妻・八千代バイパス)の早期着工	道路建設課	常総
	五霞町	86	一般県道西関宿・栗橋線の歩道整備	道路維持課	境
	境町	89	国道354号境岩井バイパス及び古河境バイパスの整備促進	道路建設課	境
	利根町	91	一級河川新利根川河川改修の整備促進	河川課	龍ヶ崎

※各市町村の要望書は令和4年6月1日時点のものです。

## 【要望の種類】

- 道路の整備(37市町村)
- 河川・海岸の整備(7市町)

# 要 望 書

水戸市長 高橋 靖

## 1 要望事項

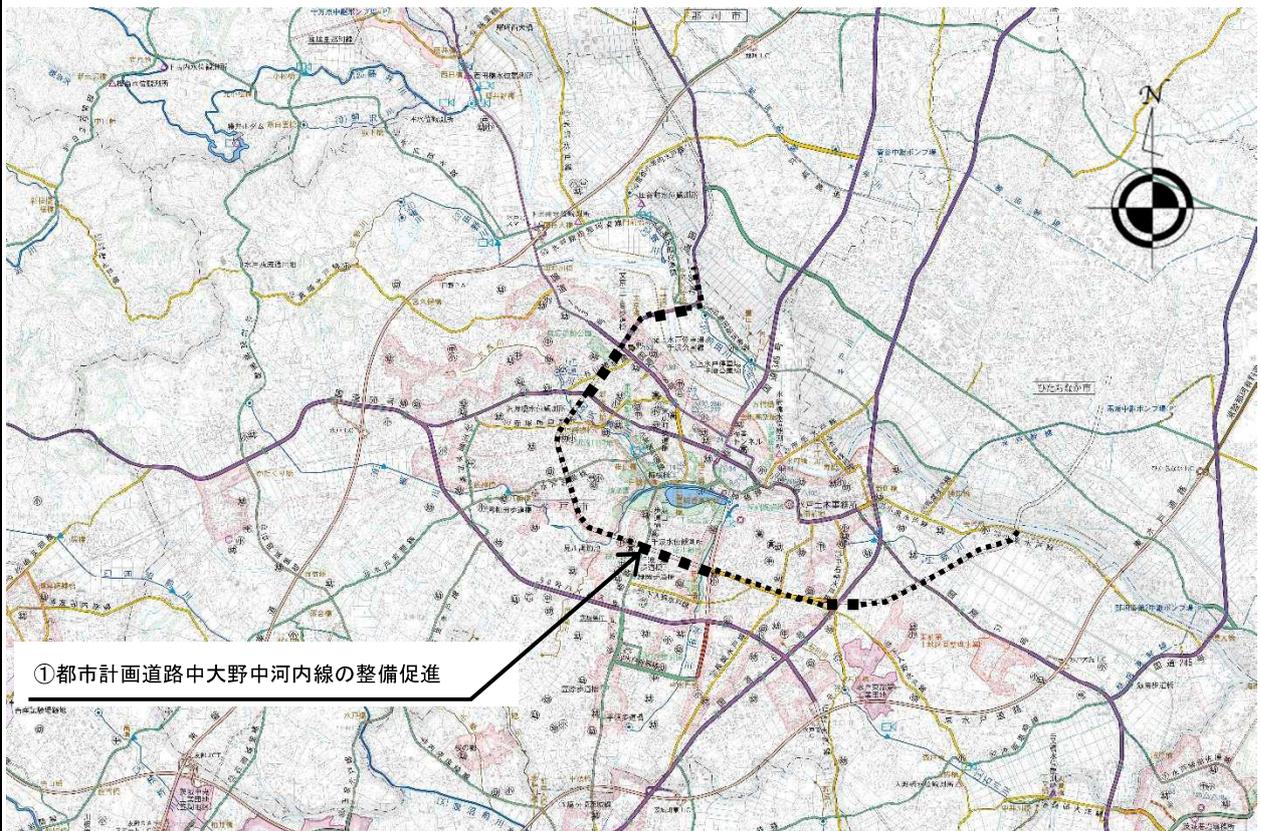
都市計画道路3・3・2号中大野中河内線

## 2 要望主旨

水戸市の道路体系は、中心市街地に主要な国県道が集中していることにより交通混雑が発生しており、その解消を図るための道路として水戸・勝田環状道路の一部である都市計画道路3・3・2号中大野中河内線の整備が急務となっております。この路線は、水戸市、ひたちなか市及び那珂市を広域的に連絡する路線であり、地域間交通体系の強化や中心市街地に集中する自動車交通の分散による渋滞緩和にとって非常に重要な性格を有しております。

このような中、茨城県と水戸市では役割分担し、それぞれ連携を図りながら整備を進めているところでありますので、引き続き、早期完成に向け一層の整備促進が図られますよう要望いたします。

## 3 位置図



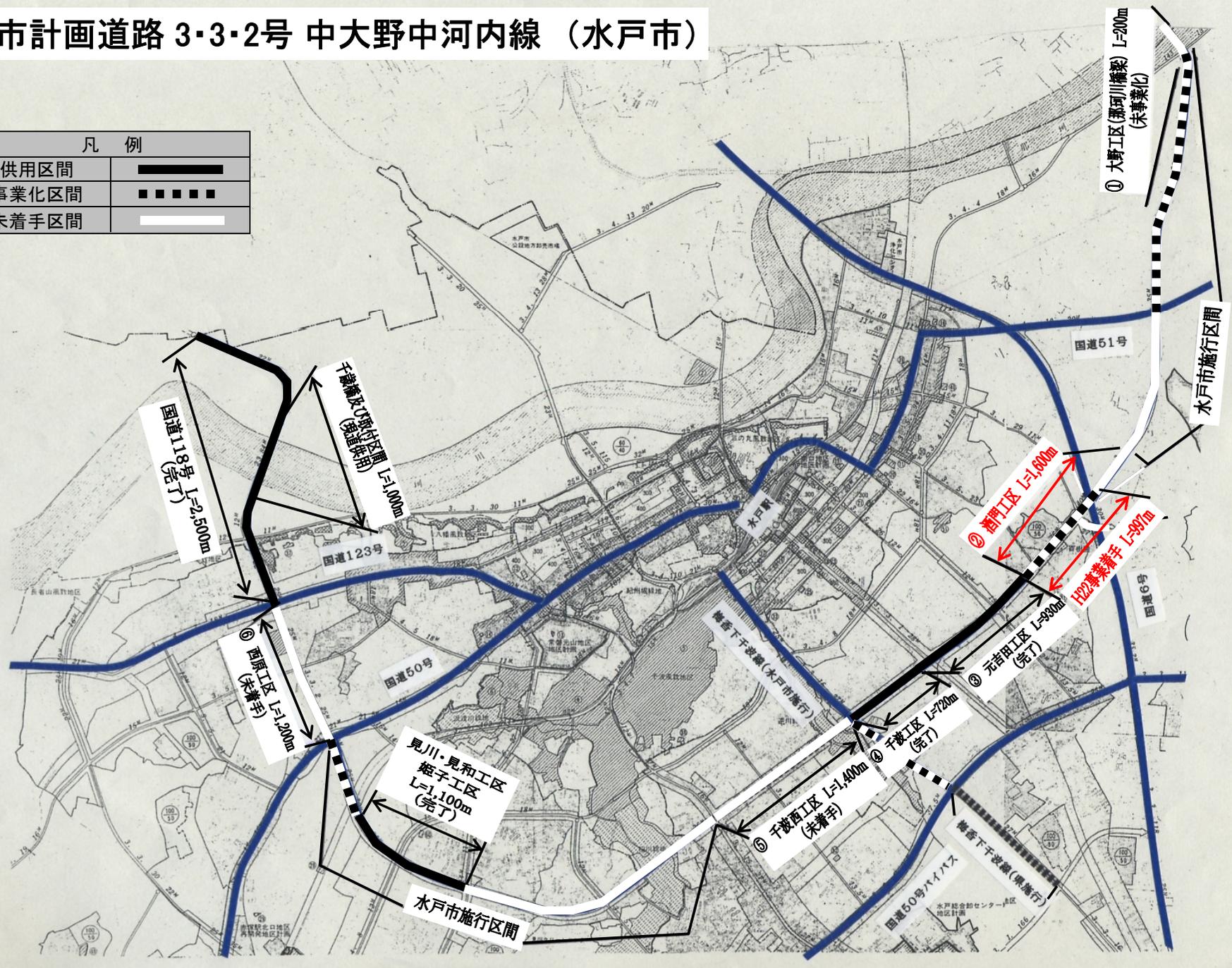
# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	水戸市
要望事項	都市計画道路中大野中河内線の整備促進
現況	本路線は、水戸市、ひたちなか市及び那珂市を広域的に連絡する水戸勝田環状道路の一部を構成しており、中心市街地の渋滞緩和や都市間の連携強化等に多大な効果が期待される幹線道路であることから、県と水戸市が役割分担して整備を進めている。
対応状況	<p><b>【概要】</b>            全体計画（県施工区間） 合計延長：8,550m</p> <p>H11年度供用 「元吉田工区」 延長 930m            H13年度供用 「国道118号区間」 延長 2,500m（うち現道共用1,000m）            H21年度供用 「千波工区」 延長 720m            現在事業中 「酒門工区」 延長 1,600m（うち事業中997m）            未着手 「千波西工区」 延長 1,400m            未着手 「西原工区」 延長 1,200m            未着手 「大野工区(橋梁部)」 延長 200m</p> <p><b>【進捗状況】</b>            （酒門工区）延長：997m 事業費：40億円            H22年度 事業着手            R2まで 事業費：3,042百万円（進捗率：76%）                調査、測量、設計、用地取得、工事            R3 事業費：230百万円（進捗率：82%）                工事            R4 事業費：100百万円（進捗率：84%）                用地取得、工事</p>
今後の対応・課題等	<p><b>【事業化区間（県）】</b>            ・酒門工区 —— 別添図面中②            国道6号より西側区間の工事を進めるとともに、国道6号より東側区間の用地取得にも着手していく。</p> <p><b>【未着手区間（県）】</b>            ・大野工区&lt;那珂川橋梁部&gt; —— 別添図面中①            水戸市側及びひたちなか市側の橋梁影響区間の進捗状況を踏まえ、整備時期を検討していく。            ・千波西工区、西原工区 —— 別添図面中⑤、⑥            整備中である酒門工区の進捗状況を踏まえ、整備時期を検討していく。</p>

# 都市計画道路 3・3・2号 中大野中河内線 (水戸市)

凡 例	
供用区間	—————
事業化区間	■■■■■
未着手区間	———





# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	日立市																
要望事項	一般国道245号（久慈大橋、日立港区北拡幅事業）の早期完成																
現況	<p>一般国道245号は、水戸市から日立市へ至る茨城県北部地域の沿岸部を南北に縦断する緊急輸送道路であることから、大変重要な路線である。</p> <p>久慈大橋、日立港区北拡幅においては、個別補助を活用し、整備推進を図る。</p>																
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>①一般国道245号 久慈大橋</td> <td>②一般国道245号 日立港区北拡幅</td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td>東海村豊岡～日立市留町</td> <td>日立市久慈町～水木町</td> </tr> <tr> <td>延長幅員</td> <td>L=1,000m W=22m（4車線）</td> <td>L=1,880m W=25m（4車線）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>R1年度～</td> <td>H27年度～</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約100億円</td> <td>約50億円</td> </tr> </table> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>① 一般国道245号久慈大橋  R2まで 事業費 300百万円（進捗率3%）  路線測量、地質調査、橋梁詳細設計、道路詳細設計  R3 事業費 100百万円（進捗率4%）用地取得  R4 事業費 100百万円（進捗率5%）用地取得</p> <p>② 一般国道245号日立港区北拡幅  R2まで 事業費 2,480百万円（進捗率50%）  測量設計、用地取得、擁壁工  R3 事業費 297百万円（進捗率56%）用地取得、擁壁工  R4 事業費 170百万円（進捗率59%）用地取得</p>		事業名	①一般国道245号 久慈大橋	②一般国道245号 日立港区北拡幅	箇所名	東海村豊岡～日立市留町	日立市久慈町～水木町	延長幅員	L=1,000m W=22m（4車線）	L=1,880m W=25m（4車線）	事業期間	R1年度～	H27年度～	事業費	約100億円	約50億円
事業名	①一般国道245号 久慈大橋	②一般国道245号 日立港区北拡幅															
箇所名	東海村豊岡～日立市留町	日立市久慈町～水木町															
延長幅員	L=1,000m W=22m（4車線）	L=1,880m W=25m（4車線）															
事業期間	R1年度～	H27年度～															
事業費	約100億円	約50億円															
今後の対応・課題等	<p>① 一般国道245号久慈大橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長約1.0kmについて、令和元年度に新規補助事業化。</li> <li>・令和4年度は、用地取得に向けて現在、関係機関との協議を進めていく。</li> </ul> <p>② 一般国道245号日立港区北拡幅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長約1.9kmについて、平成27年度に新規事業化し、令和元年度に補助事業化。</li> <li>・令和4年度は、用地取得を進める。</li> </ul>																

# 要 望 書

土浦市長 安藤 真理子

## 1 要望事項

県道土浦港線の整備促進について  
(都市計画道路荒川沖木田余線)

## 2 要望主旨

県道土浦港線のうち、土浦駅東駐車場前交差点から川口運動公園前交差点区間は、市道一級 11 号線と接続し、都市計画道路荒川沖木田余線として、土浦駅周辺の中心市街地の環状道路であるとともに、かすみがうら市方面や牛久市方面を連絡する重要な幹線道路となっております。

土浦駅東側にある港橋から牛久市方面は、都市計画幅員 25m の 4 車線で整備されておりますが、港橋以北については幅員 18m の 3 車線となっているため、ボトルネックとなり、朝夕の通勤時間帯をはじめとして、慢性的な交通渋滞が発生しております。

このような状況から、本市では土浦協同病院と市街地のアクセス道路となる湖北一丁目から国道 354 号バイパスまでの 1.3km 区間について、4 車線化に向けて整備を進めており、残りの区間のうち、県道区間につきましては、現在 4 車線化に向けた調査を行っていただいているところですが、恒常的な交通渋滞を引き起こしていることから、当該路線の現状や重要性をご賢察いただき、荒川沖木田余線の事業促進につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	土浦市
要望事項	県道土浦港線（都市計画道路荒川沖木田余線）の整備促進
現況	都市計画道路荒川沖木田余線は、土浦市と阿見町、牛久市の JR 常磐線沿線の各駅を中心とした市街地間を結ぶ都市軸道路であるとともに、国道 6 号を補完する重要な幹線道路であり、交通渋滞の緩和や地域住民の利便性の向上に効果が期待されることから、県と土浦市で役割分担をして事業を進めている。
対応状況	<p><b>【概要】</b>  都市計画道路 荒川沖木田余線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：土浦市川口地内</li> <li>・延長幅員：L=370m W=25m（4車線）</li> <li>・事業期間：令和3年度～</li> <li>・事業費：17億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>R2まで 調査、予備設計、測量</p> <p>R3 事業費：110百万円（進捗率：6%） 設計・測量</p> <p>R4 事業費：380百万円（進捗率：29%） 用地取得</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区間である土浦駅から北側区間 L=1,000m について、県と土浦市で一体的に整備を進める。</li> <li>・特に事業区間が土浦駅の周辺で既成市街地内であることから、地権者の理解を得て、速やかに用地取得を進めることが重要となっている。</li> </ul>

# 要 望 書

古河市長 針 谷 力

## 1 要望事項

一級河川女沼川の整備促進

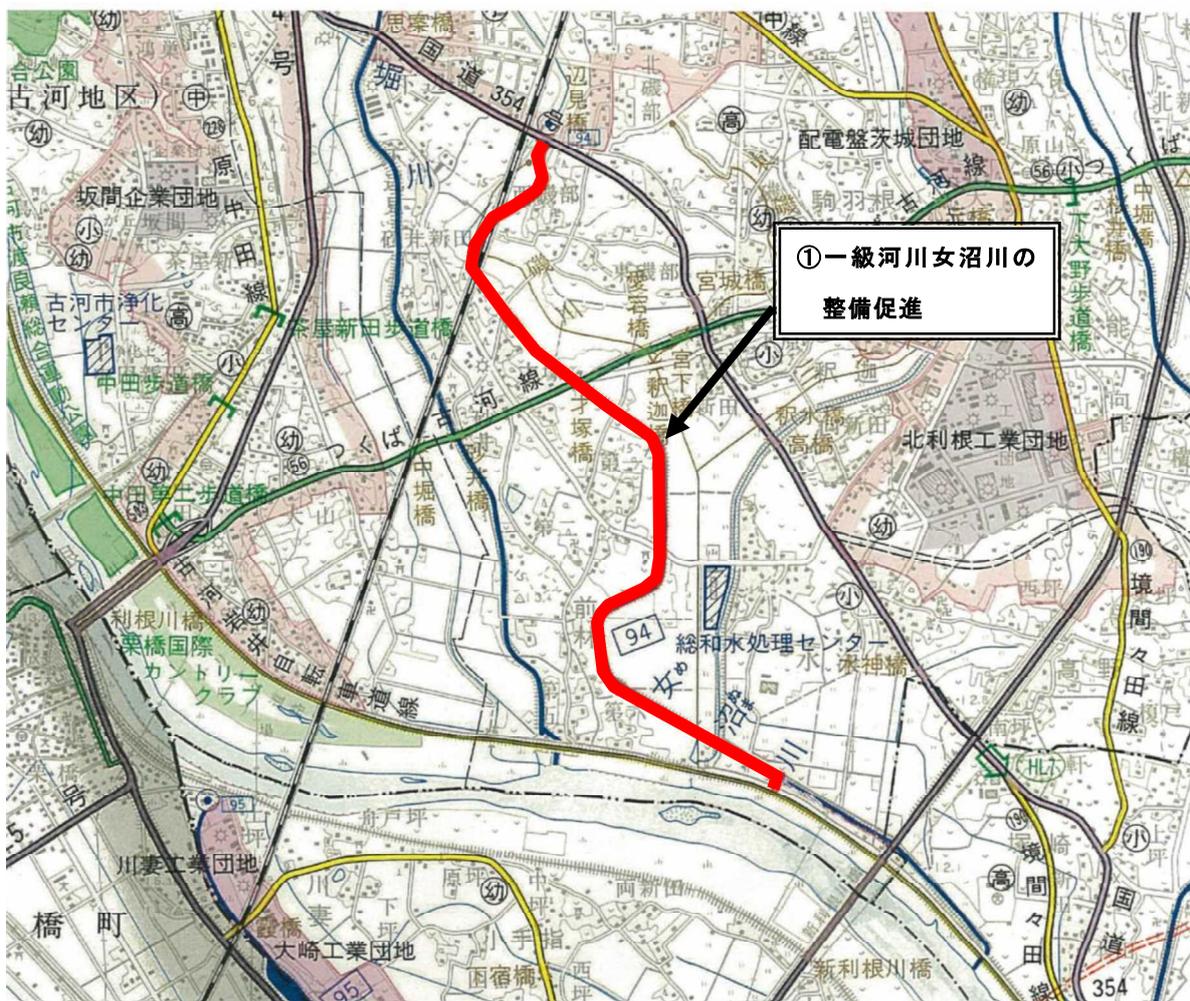
## 2 要望主旨

女沼川改修につきましては、平成3年度の事業採択以降、県道つくば古河線才塚橋下流側においては、河道の改修とともに、市道橋の架け替えや伏せ越し等の工事が進められております。

本河川は、上流部における開発に伴って雨水流出量が年々増加しており、大雨時には住宅地への被害が発生しております。また、下流部においては度々、越水や破堤する被害が発生しております。

つきましては、災害を未然に防止する為、更なる整備促進及び予算の確保を要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 河川課

市町村	古河市
要望事項	一級河川女沼川の整備促進
現況	女沼川は、利根川合流部の积水水門から古河市下辺見地先の国道354号下辺見橋までの5,500m区間について、河川改修を進めている。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長：5,500m（平成3年度着手）</li> <li>・全体事業費：7,200百万円</li> <li>・令和元年度末までに「积水水門」から下流部約900m区間の整備が完了</li> <li>・令和2年5月には、国が新たに整備した「积水水門」の完成にあわせて、河道を付け替え、通水開始</li> </ul> <p>R2年度まで：工事、用地買収等 事業費 4,737百万円 進捗率 65.7%</p> <p>R3年度：工事、用地買収等（R2補正） 事業費 468百万円 進捗率 73.0%</p> <p>R4年度：工事、用地買収等（R3補正含む） 事業費 530百万円 進捗率 79.7%</p> <p>(概略図)</p> <p>(概略図)</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・积水水門から才塚橋区間の橋梁や伏越の改築を早期に完成させる。</li> <li>・才塚橋から下辺見橋区間については、下流側の進捗に合わせて整備を進めていく。</li> </ul>

# 要 望 書

石岡市長 谷 島 洋 司

## 1 要望事項

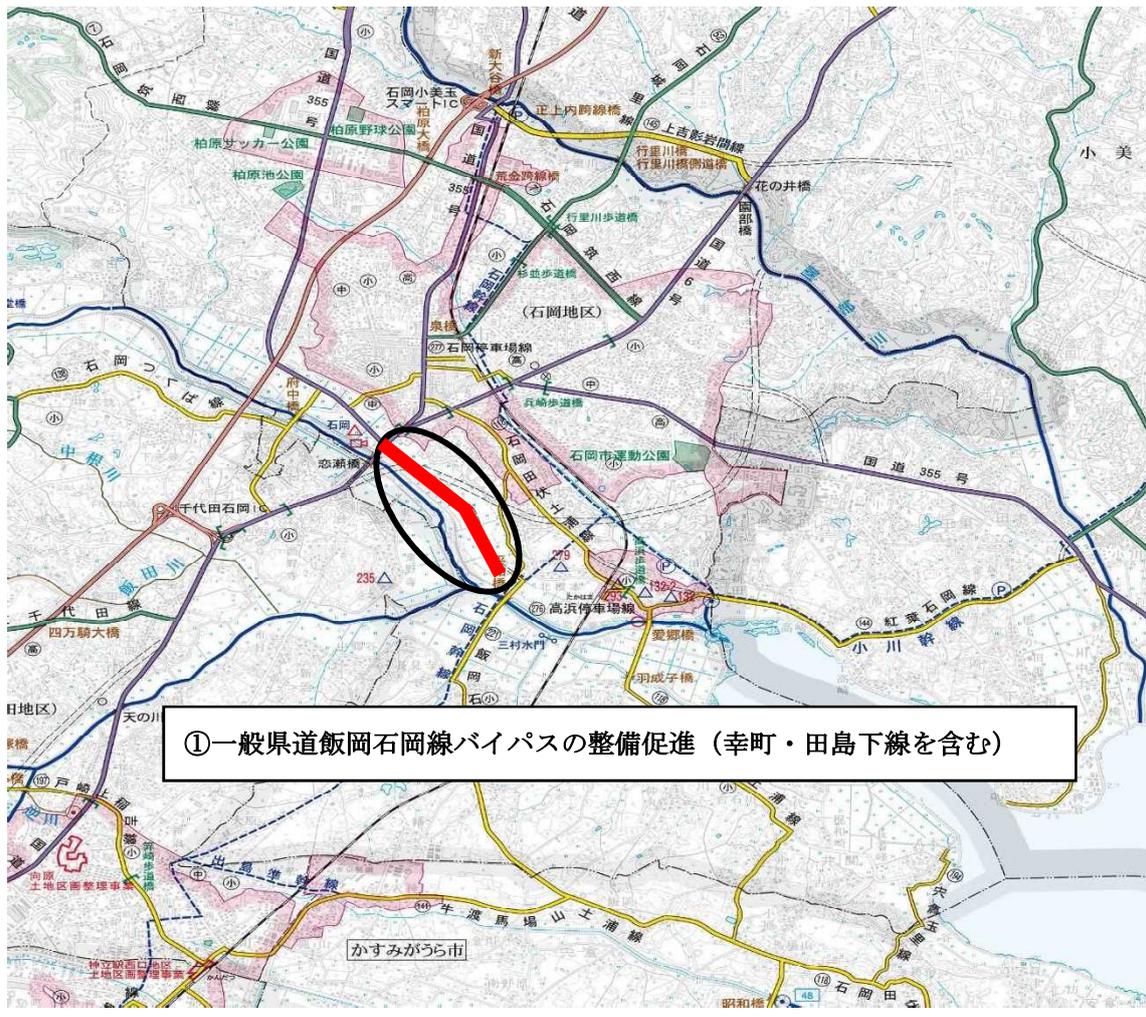
①一般県道飯岡石岡線バイパスの整備促進（幸町・田島下線を含む）について

## 2 要望主旨

一般県道飯岡石岡線バイパスは、国道6号と一般県道飯岡石岡線現道までの2.3kmを結ぶ主要幹線道路であり、一部区間は、国道6号バイパスのアクセス道路として都市計画決定されています。また、この付近は、国道6号バイパスの工事も着手されており、本市では、このバイパスを国道355号バイパス（恋瀬橋北交差点地先）と共に市街地の渋滞解消を図る重要な環状道路として位置付けています。

既に一部区間においては、改良工事が進められておりますが、なお一層の事業促進を要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	石岡市
要望事項	一般県道飯岡石岡線バイパスの整備促進（幸町・田島下線含む）について
現況	<p>本路線は、石岡市中心部とかすみがうら市を結ぶ重要な生活道路となっている。現道は、幅員が狭く、歩道も未整備のため、歩行者や自動車の安全で円滑な通行に支障が生じている状況であることから、バイパス整備を実施している。</p> <p>また、本バイパスの一部区間は、国道6号千代田石岡バイパスへのアクセス道路として都市計画決定されており、国道6号バイパス整備とともに、市街地の渋滞解消を図る重要な環状道路となることから、本バイパスの整備により、地域住民の交通安全確保と地域間の連絡強化が図られる。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <p>一般県道 飯岡石岡線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：石岡市国府～中津川</li> <li>・延長幅員：L=2,300m W=15m（2車線）</li> <li>・事業期間：平成18年度～</li> <li>・事業費：約21億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>R2まで 事業費 1,133百万円（進捗率54%）          用地取得、排水整備工事、道路改良工事</p> <p>R3 事業費 183百万円（進捗率63%）          用地取得、道路改良工事</p> <p>R4 事業費 250百万円（進捗率75%）          道路改良工事</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得が完了したことから、道路改良工事を進めていく。</li> </ul>

# 要 望 書

結城市長 小林 栄

## 1 要望事項

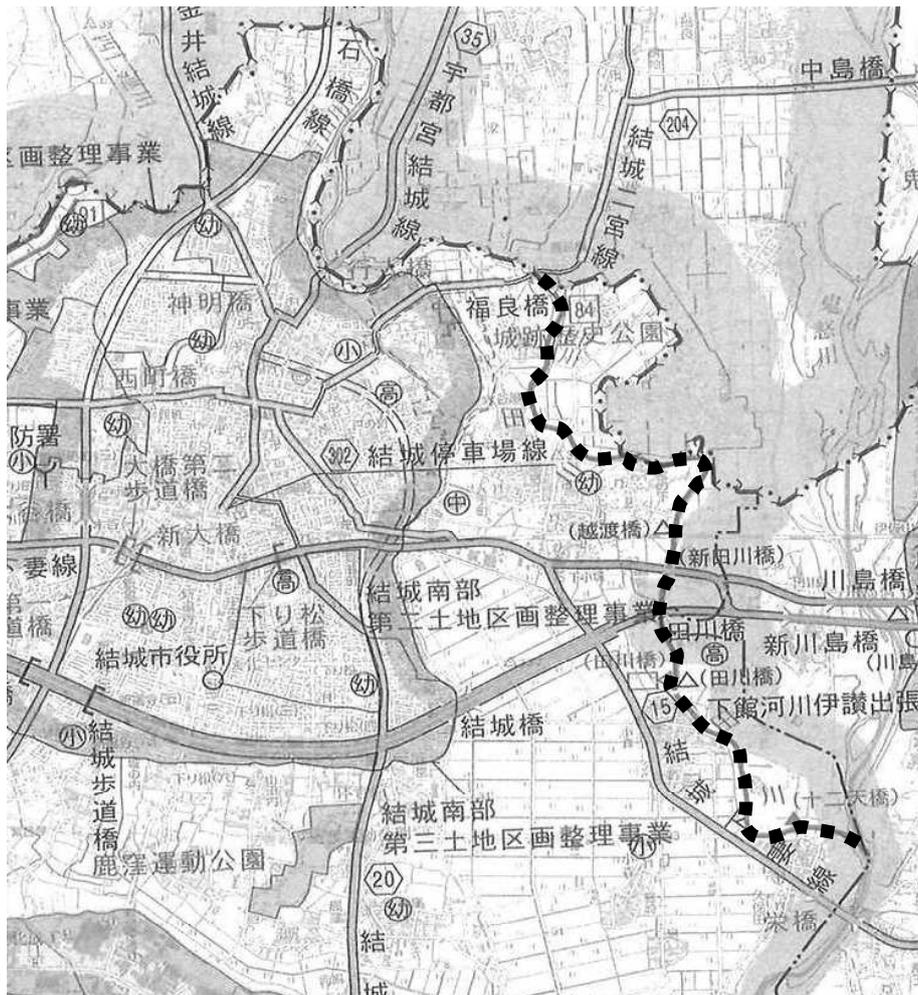
### ① 一級河川田川改修の整備促進

## 2 要望主旨

平成27年関東東北豪雨及び令和元年台風19号による記録的な大雨により、度重なる田川の氾濫に見舞われました。市内の各所で道路や農地が冠水したほか、住宅や工場など床下・床上浸水・工場操業停止など甚大な被害が生じました。

田川については、鬼怒川の合流点から福良橋までの約4.5kmの整備区間を茨城県が、利根川水系利根川圏域河川整備計画に基づき堤防整備を進めていただいておりますが、地域住民の安全及び資産を守るため、早期完成を要望します。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 河川課

市町村	結城市
要望事項	一級河川田川改修の整備促進
現況	田川は、鬼怒川合流部から結城市大谷瀬地先の県道結城二宮線福良橋までの4,500m区間について、河川改修を進めている。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長 : 4,500m (平成 29 年度着手)</li> <li>・全体事業費 : 2,162 百万円</li> </ul> <p>R 2 年度まで : 調査、設計等                  事業費 210 百万円 進捗率 9.8%</p> <p>R 3 年度 : 設計、用地買収等 (R 2 補正)                  事業費 172 百万円 進捗率 17.7%</p> <p>R 4 年度 : 工事 (R 3 補正含む)                  事業費 500 百万円 進捗率 40.8%</p> <p>(概略図)</p>
今後の対応・課題等	・鬼怒川合流点から上流区間について、順次、用地取得及び改修工事を進めていく。

# 要 望 書

龍ヶ崎市長 萩原 勇

## 1 要望事項

主要地方道美浦栄線バイパスの整備促進

## 2 要望主旨

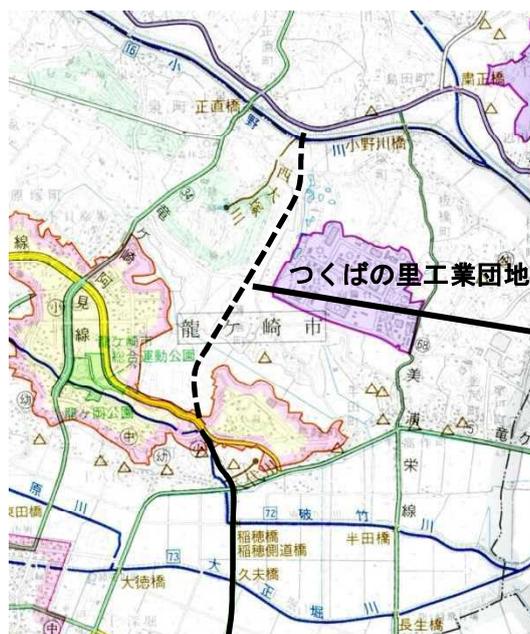
主要地方道美浦栄線バイパスは、千葉・茨城両県の連絡性を強化するとともに茨城県都市計画マスタープランにおける県際連携都市群の機能を高めていくための重要路線であり、沿線地域の振興にも大きく寄与する路線として期待されています。

本市におきましても、市域東部と首都圏の広域幹線道路網の一翼を担う圏央道を連絡する重要路線と位置づけており、特に、重要課題であるつくばの里工業団地周辺における企業誘致の取組を推進していくためには、本バイパス整備による圏央道方面へのアクセス向上が不可欠なものと考えております。

また、つくばの里工業団地等への通勤利用による主要地方道竜ヶ崎阿見線等の朝夕の渋滞緩和の観点からも、新たな動線となる本バイパスの早期整備が望まれているところであります。

令和4年3月現在、有料道路部の若草大橋を含む国道356号から県道八代庄兵衛新田線までの区間が開通しておりますが、以上のようなことから、引き続き、本バイパスの整備促進について強く要望いたします。

## 3 位置図



整備促進

# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	龍ヶ崎市													
要望事項	主要地方道美浦栄線バイパスの整備促進													
現況	<p>本路線は、美浦村から龍ヶ崎市を經由し、千葉県印旛郡栄町に至る幹線道路である。現道は、幅員が狭く、歩道が整備されていない箇所も多く、歩行者や自動車の安全で円滑な通行に支障が生じている状況であることから、バイパス整備を実施している。</p> <p>本バイパスは、南北に縦貫し広域ネットワークを形成する重要な路線であり、つくばの里工業団地へのアクセス道路となるほか、竜ヶ崎阿見線バイパスの計画とあわせて圏央道阿見東 IC へのアクセス道路となることから、本バイパスの整備により、物流や交流の活性化が図られる。</p>													
対応状況	<p><b>【概要】</b> 主要地方道 美浦栄線</p> <table border="1"> <tr> <td>箇所名</td> <td>①龍ヶ崎市白羽～利根町加納新田～千葉県栄町北（南工区）</td> <td>②牛久市島田町～龍ヶ崎市白羽（北工区）</td> </tr> <tr> <td>延長幅員</td> <td>L=7,500m、W=30m（暫定2車線）</td> <td>L=3,400m、W=23m（4車線）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成7年度～令和2年度</td> <td>令和元年度～</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約240億円</td> <td>約90億円</td> </tr> </table> <p><b>【進捗状況】</b> H18：L=1,700m 供用（若草大橋有料道路開通） H23：L=3,100m 供用（竜ヶ崎潮来線～美浦栄線現道） H26：L=2,200m 供用（美浦栄線現道～取手東線） R2：L=500m 供用（八千代庄兵衛新田線～竜ヶ崎潮来線）</p> <p>① 南工区 R3.3.26 全線約7.5kmを供用。</p> <p>② 北工区 R2まで 事業費 548百万円（進捗率6%） 測量、設計、地質調査 R3 事業費 630百万円（進捗率13%） 用地取得 R4 事業費 600百万円（進捗率20%） 用地取得、橋梁下部工事</p>		箇所名	①龍ヶ崎市白羽～利根町加納新田～千葉県栄町北（南工区）	②牛久市島田町～龍ヶ崎市白羽（北工区）	延長幅員	L=7,500m、W=30m（暫定2車線）	L=3,400m、W=23m（4車線）	事業期間	平成7年度～令和2年度	令和元年度～	事業費	約240億円	約90億円
箇所名	①龍ヶ崎市白羽～利根町加納新田～千葉県栄町北（南工区）	②牛久市島田町～龍ヶ崎市白羽（北工区）												
延長幅員	L=7,500m、W=30m（暫定2車線）	L=3,400m、W=23m（4車線）												
事業期間	平成7年度～令和2年度	令和元年度～												
事業費	約240億円	約90億円												
今後の対応・課題等	<p>・整備中の北工区については、令和元年度から圏央道へのアクセス道路として竜ヶ崎阿見線バイパスと共に事業着手し、圏央道の4車線化に合わせて整備を推進していく。</p>													

# 要 望 書

下妻市長 菊池 博

## 1 要望事項

国道125号（下妻・八千代バイパス）の早期着工について

## 2 要望趣旨

筑波研究学園都市と国道4号バイパスなどを結ぶ国道125号の整備につきましては、平成17年4月に堀籠地内の4車線化が完成し、高道祖から長塚三差路交差点までの区間が全線供用となっております。

さて、近年当路線には、大型商業施設などの進出もあり、平成27年度における交通量は、1日当たり17,357台で、そのうち4,741台と大型車の占める割合が多い中、日増しにバイパス化の要望が高まっております。特に幅員が狭小である市内長塚地区においては、朝夕の通勤時間の交通渋滞は著しく、また住宅が連担しており、交通安全上危険な箇所となっております。

また、新市建設計画においても、当路線は骨格となる東西の広域連絡軸として位置づけをしており、道路網の基幹となる重要な路線であります。

つきましては、交通安全対策及び円滑な広域ネットワークを構築するためにも、当国道125号（下妻・八千代バイパス）の早期整備が重要であり、最優先課題であります。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	下妻市
要望事項	国道125号（下妻・八千代バイパス）の早期着工
現況	<p>国道125号は、県南・県西地域を東西に結び、物流や観光などの地域の産業や、通勤通学など日常生活を支える重要な幹線道路である。下妻市内及び八千代町内の市街地では交通量が多く、通勤時間帯をはじめ慢性的な渋滞が発生している状況であり、関連事業2箇所の改良事業と併せ、下妻・八千代バイパスの着手に向けた調査を進めている。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b>            一般国道125号下妻八千代バイパス            ・箇所名：下妻市長塚 ～ 八千代町菅谷<small>すげのや</small>            ・延長幅員：L=5,500m W=26m（4車線）            ・事業期間：未着手</p> <p><b>【進捗状況】</b>            R2まで 事業費 90百万円（県単基礎調査、県単道工調等）            地形図作成、地質調査、中心線測量、予備設計            ※県西農林事務所と下妻市今泉地区 畑地帯総合整備事業との事業調整協議            R3 事業費 44百万円（県単道工調）            橋梁予備設計、交通量調査            ※県西農林事務所と下妻市今泉地区 畑地帯総合整備事業との事業調整協議            R4 事業費 0百万円（県単道工調）            ※県西農林事務所と下妻市今泉地区 畑地帯総合整備事業との事業調整協議</p>
今後の対応・課題等	<p>・本バイパスは、鬼怒川を渡河する橋梁の整備など事業費が多額となり、整備期間も長期にわたることが想定されることから、当面の渋滞対策として、現道の貝谷交差点及び砂沼公園入口交差点の改良事業を実施した。</p> <p>・貝谷交差点については令和元年9月、砂沼公園入口交差点は令和3年3月にそれぞれ整備が完了したところであり、引き続き、本バイパスの着手に向けて、関係機関との協議調整を進める。</p>

# 要 望 書

常総市長 神達 岳志

## 1 要望事業

鬼怒川ふれあい道路（取手豊岡線バイパス）の整備促進

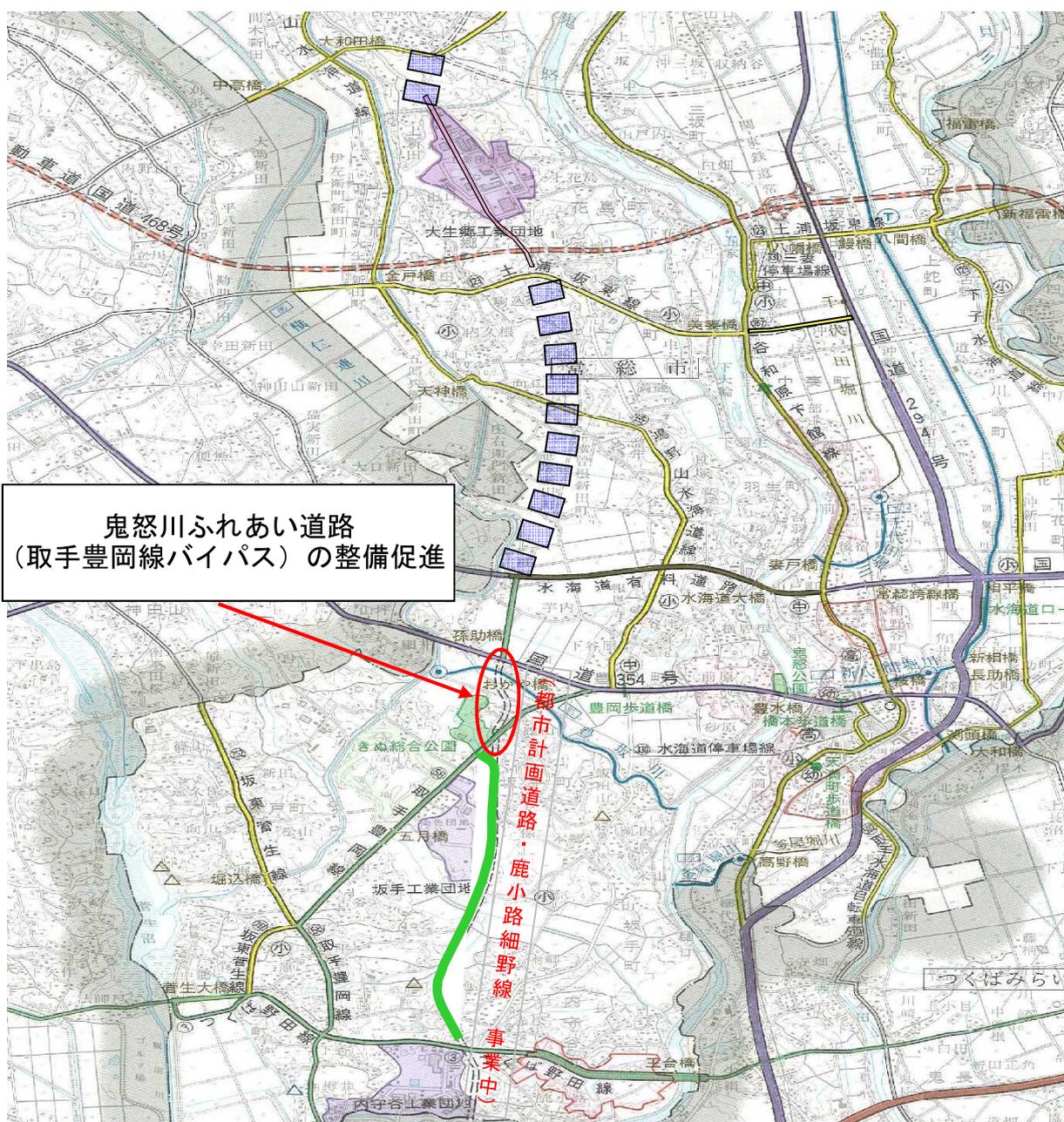
## 2 要望主旨

取手豊岡線バイパスは、鬼怒川ふれあい道路の一部として位置付けされており、当市の鬼怒川西部地域の振興発展に寄与するものと多に期待されております。

当市では、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の指定を受け、都市計画道路鹿小路細野線（県道取手豊岡線バイパスの一部）の整備を鋭意進めておりましたが、令和3年3月に主要地方道つくば野田線から主要地方道取手豊岡線区間を供用開始致しました。つきましては、取手豊岡線バイパスの国道354号から主要地方道取手豊岡線までの残区間についても早期の開通を要望します。

さらに、国道354号バイパスから高崎坂東線までの区間についても、延伸計画が早期に図られるよう要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	常総市
要望事項	鬼怒川ふれあい道路（取手豊岡線バイパス）の整備促進
現況	<p>市内を南北に流れる主要河川に挟まれる常総市においては、東西方向の広域道路網やそれに接続する国県道網が慢性的に混雑していることから、渋滞対策・安全性向上を目的としたバイパス整備を計画している。</p> <p>また、本路線沿線には複数の工業団地（坂手、内守谷など）が点在しており、交通網の強化による物流の効率化が求められている。</p> <p>当該箇所の整備により、円滑な走行性が確保されることで、渋滞緩和による地域の安全性の向上、及び各工業団地へのアクセス性向上により、県西地域の物流の効率化が図られる。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b>            主要地方道 取手豊岡線            ・箇所名：常総市坂手町～豊岡町            ・延長幅員：L=1,500m W=25m（暫定2車線）            ・事業期間：平成8年度～            ・事業費：約33億円</p> <p><b>【進捗状況】</b>            R2まで 事業費 2,584百万円（進捗率78%）                      橋梁下部工事、地盤改良工事、函渠設置工事、軟弱地盤解析業務            R3      事業費 199百万円（進捗率84%）                      橋梁上部工事、道路改良工事            R4      事業費 400百万円（進捗率96%）                      用地取得、道路改良工事</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備効果の早期発現を図るため、暫定2車線で整備を進めていく。</li> <li>・未買収用地の早期取得を進めるとともに、用地が取得できた区間から道路改良工事を進めていく。</li> <li>・なお、国道354号バイパスから高崎坂東線までのルート未決定区間の整備主体や整備手法などについては、引き続き常総市と協議していく。</li> </ul>

# 要望書

常陸太田市長 宮田 達夫

## 1. 要望事項

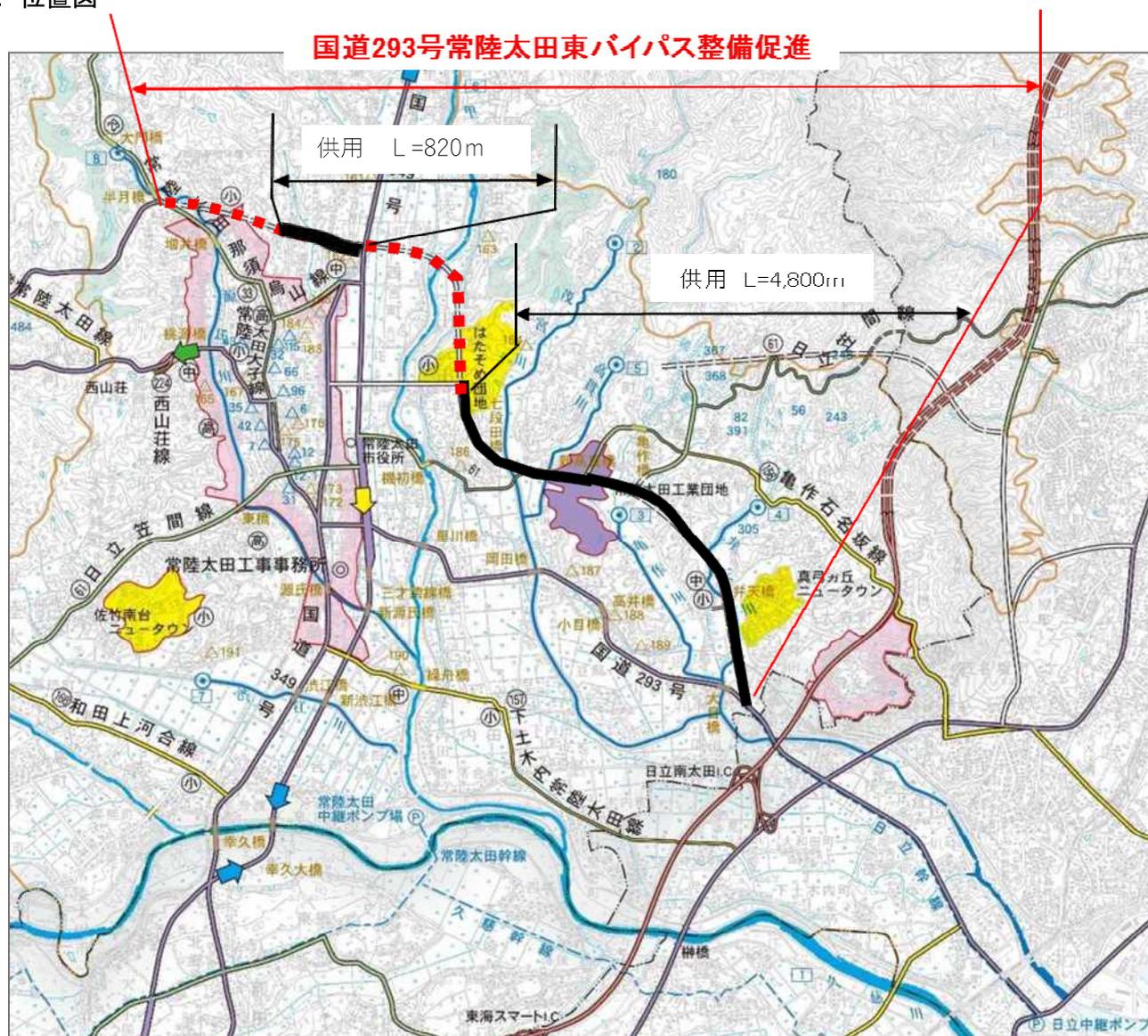
### 国道 293 号常陸太田東バイパスの整備促進

## 2. 要望趣旨

国道 293 号は県北地域を東西に結ぶ広域的幹線道路ですが、中心市街地を通過している道路で狭小区間や歩道が無い区間が多く、朝夕の通通勤時や海水浴などの行楽シーズン時に、慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通に支障をきたしております。

これまで、県当局、関係機関のご配慮により、国道 293 号常陸太田東バイパスは、平成 27 年度にバイパス区間の東側約 4.8km、令和 3 年度までに西側約 0.8km が供用されておりますが、平成 30 年度より本市が市道 0139 号線として整備する路線についても、国道 293 号バイパスへ接続する計画としていることから、整備後の交通負荷を軽減するためにも残る西側区間につきまして引き続き整備促進を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	常陸太田市
要望事項	国道293号常陸太田東バイパスの整備促進
現況	本路線は、常陸太田市街地の交通混雑緩和による円滑な交通の確保を目的とした2車線バイパス事業である。また、緊急輸送道路に指定されていることから早期に整備を行う必要がある。
対応状況	<p><b>【概要】</b>            一般国道293号常陸太田東バイパス            ・箇所名 : 常陸太田市大森町 ~ 増井町            ・延長幅員 : L=8,990m W=15~18m (2車線)            ・事業期間 : 平成5年度 ~            ・事業費 : 約214億円</p> <p><b>【進捗状況】</b>            H16 : 常陸太田工業団地~はたそめ団地間 1,860m 供用            H27 : 国道293号現道~常陸太田工業団地間 2,940m 供用            R2 : 国道349号西側 380m 供用            R3 : 瑞龍町~増井町間 440m 供用</p> <p>R2まで 事業費 15,140百万円 (進捗率71%)            橋梁工・道路改良舗装工・用地取得・道路設計・測量調査・函渠工</p> <p>R3 事業費 60百万円 (進捗率72%)            道路改良舗装工</p> <p>R4 事業費 134百万円 (進捗率72%)            用地取得・道路改良舗装工</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに、常陸太田市大森町の国道293号現道からはたそめ団地までの約4.8kmと国道349号より西側0.8kmを供用しており、現在は、国道349号より西側の供用済区間から増井町までの約1.3kmの整備を進めている。</li> <li>・令和4年度は、残る用地の取得を進めるとともに、改良舗装工を実施していく。</li> </ul>

# 要 望 書

高萩市長 大部 勝規

## 1. 要望事項

2市連絡幹線道路整備事業及び都市計画道路安良川赤浜線（3・5・9）整備事業の促進について

## 2. 要望主旨

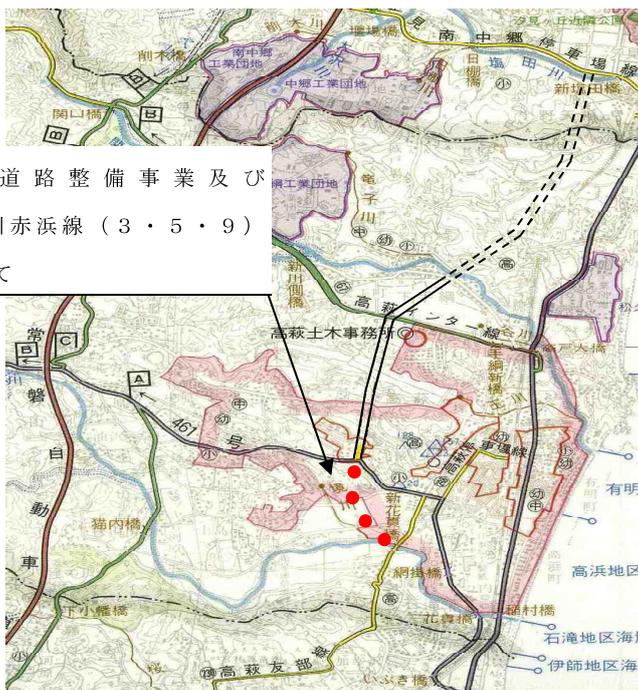
本路線は、北茨城市中郷町の一般県道里見南中郷停車場線と高萩市安良川の一般県道高萩友部線とを南北に結び、地域連携及び発展に資する主要幹線道路であります。

並走する国道6号は、朝夕の通勤時間帯に慢性的な渋滞を引き起こすなど、円滑な交通流動に支障をきたしております。また、東日本大震災時には国道6号が北茨城市において津波により通行止めとなったことを踏まえ、国道6号の代替道路整備が急務となっております。現在整備中である2市連絡幹線道路の効果を活かすためにも、都市計画道路安良川赤浜線（3・5・9）の早急な整備が不可欠であります。

将来的には、北茨城市より高萩市を經由し日立市へアクセスする、国道6号のバイパス機能の重要な役割を担い渋滞緩和、また、周囲の都市基盤の整備を促進する道路として大きな期待が寄せられております。

2市連絡幹線道路整備事業の取り組みにご尽力いただき感謝申し上げますとともに、引き続き都市計画道路安良川赤浜線（3・5・9）の国道461号から南側について、早期完成が図られるよう要望致します。

## 3. 位置図



① 2市連絡幹線道路整備事業及び都市計画道路安良川赤浜線（3・5・9）整備事業の促進について

# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	高萩市																			
要望事項	2市連絡幹線道路整備事業及び都市計画道路安良川赤浜線（3・5・9）整備事業の促進																			
現況	<p>一般県道高萩塙線は、高萩市と北茨城市を結ぶ2市連絡幹線道路として、南北広域幹線道路の渋滞緩和及び津波避難道路や都市基盤の整備に重要な路線として位置付けられている。</p> <p>また国道461号から南側についても、慢性的な国道6号の渋滞緩和や津波被害時の代替道路形成を目的として、都市計画道路安良川赤浜線が整備されている。</p>																			
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>①一般県道高萩塙線 (2市連絡幹線道路)</th> <th>②都市計画道路 安良川赤浜線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所名</td> <td>高萩市下手綱～北茨城市中郷町</td> <td>高萩市安良川</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>道路事業</td> <td>街路事業</td> </tr> <tr> <td>延長幅員</td> <td>L=3,650m W=13m (2車線)</td> <td>L=864m W=16m (2車線)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>H22～</td> <td>H30～</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約60億円</td> <td>約18億円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>① 一般県道高萩塙線</p> <p>R2まで 事業費 4,622 百万円 (進捗率 76%) 橋梁下部工、道路改良舗装工事</p> <p>R3 事業費 390 百万円 (進捗率 82%) 道路改良舗装工事</p> <p>R4 事業費 500 百万円 (進捗率 91%) 道路改良舗装工事</p> <p>② 安良川赤浜線</p> <p>R2まで 事業費：205 百万円 (進捗率：11%) 設計、測量、地質調査</p> <p>R3 事業費：134 百万円 (進捗率：19%) 用地取得</p> <p>R4 事業費：150 百万円 (進捗率：27%) 用地取得、工事</p>		地区名	①一般県道高萩塙線 (2市連絡幹線道路)	②都市計画道路 安良川赤浜線	箇所名	高萩市下手綱～北茨城市中郷町	高萩市安良川	区分	道路事業	街路事業	延長幅員	L=3,650m W=13m (2車線)	L=864m W=16m (2車線)	事業期間	H22～	H30～	事業費	約60億円	約18億円
地区名	①一般県道高萩塙線 (2市連絡幹線道路)	②都市計画道路 安良川赤浜線																		
箇所名	高萩市下手綱～北茨城市中郷町	高萩市安良川																		
区分	道路事業	街路事業																		
延長幅員	L=3,650m W=13m (2車線)	L=864m W=16m (2車線)																		
事業期間	H22～	H30～																		
事業費	約60億円	約18億円																		
今後の対応・課題等	<p><b>【2市連絡幹線道路（一般県道高萩塙線）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路改良舗装工事を進め、早期の工事完成に努める。</li> </ul> <p><b>【都市計画道路 安良川赤浜線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き用地取得を進めていくほか、令和4年度から用地がまとまって取得できた箇所について、順次工事に着手していく。</li> </ul>																			

# 要 望 書

北茨城市長 豊 田 稔

## 1 要望事項

一般県道高萩塙線（2市幹線道路）の整備促進

## 2 要望主旨

本路線は、県北臨海3市を南北に結び国道6号のバイパス機能を担う新陸前浜街道（高萩・北茨城2市連絡幹線道路）として位置づけられており、渋滞緩和や災害時の緊急輸送など道路ネットワーク形成の観点から重要な役割を果たすことが期待されています。

また、本市南部の JR 常磐線南中郷駅西側のまちづくりの核となる道路であることから、市民の生活基盤及び産業基盤として早急な整備完了が望まれておりますので、早期開通に向けた整備促進を要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	北茨城市
要望事項	一般県道高萩塙線（2市連絡幹線道路）の整備促進
現況	<p>一般県道高萩塙線は、高萩市と北茨城市を結ぶ2市連絡幹線道路として、南北広域幹線道路の渋滞緩和及び津波避難道路や都市基盤の整備に重要な路線として位置付けられている。</p> <p>このため、高萩市内の県道高萩インター線から北茨城市内の県道里見南中郷停車場線までの延長約3.7キロメートル区間について、国の復興予算や社会資本整備総合交付金を活用して、重点的に整備を進めている。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <p>一般県道高萩塙線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：高萩市下手綱～北茨城市中郷町</li> <li>・延長幅員：L=3,650m W=13m（2車線）</li> <li>・事業期間：平成22年度～</li> <li>・事業費：約60億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>H28：L=660m 供用</p> <p>H29：L=80m 供用</p> <p>R2まで 事業費 4,622百万円（進捗率76%） 橋梁下部工、道路改良舗装工事</p> <p>R3 事業費 390百万円（進捗率82%） 道路改良舗装工事</p> <p>R4 事業費 500百万円（進捗率91%） 道路改良舗装工事</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路改良舗装工事を進め、早期の工事完成に努める。</li> </ul>

# 要 望 書

笠間市長 山口 伸樹

## 1 要望事項

一般県道稲田友部線の整備促進について(現道拡幅(歩道整備)・バイパス整備)

## 2 要望主旨

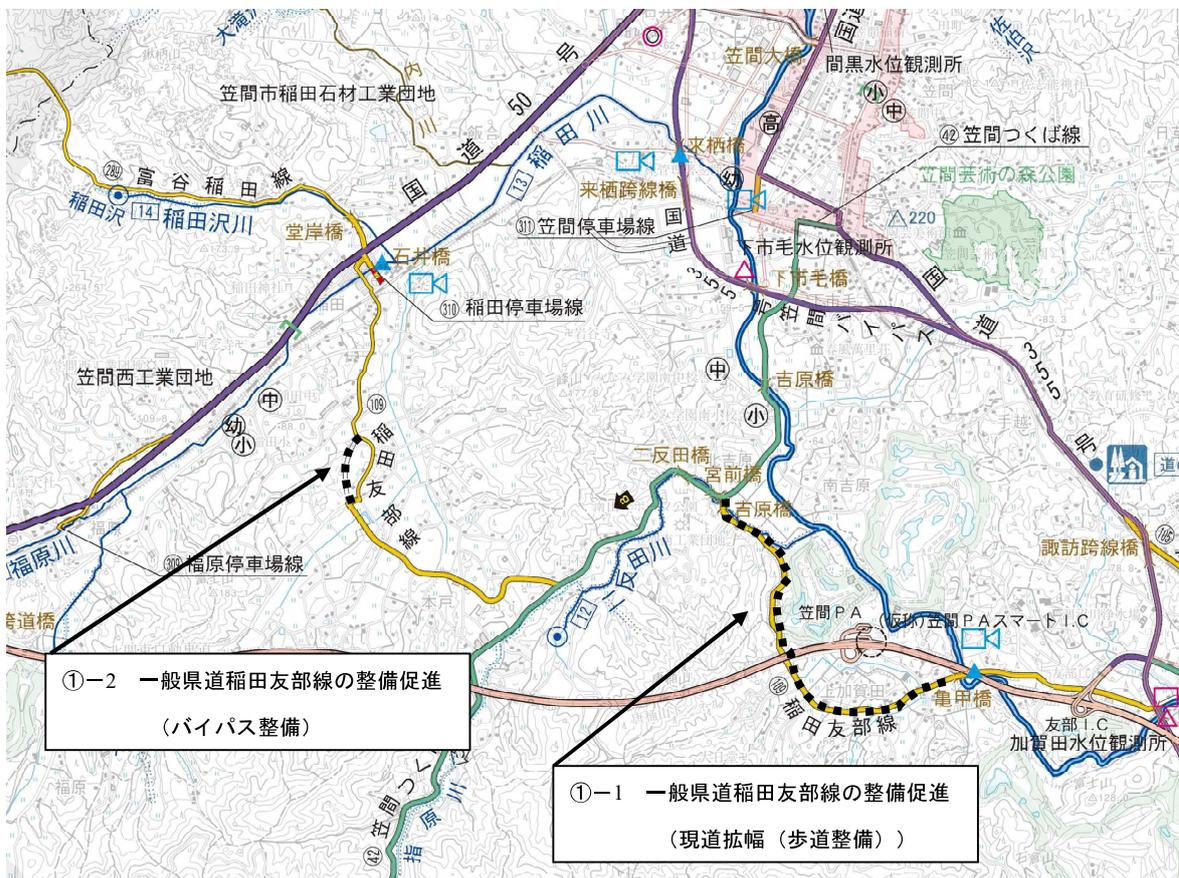
一般県道稲田友部線は、国道355号(笠間市平町)と国道50号線(笠間市稲田)までを結ぶ幹線道路であり、笠間地区と友部地区をアクセスする本市にとって重要な路線であります。

本路線は、国道355号から本戸地区までの区間については整備されておりますが、現道の一部が狭隘であるため普通自動車のすれ違いに支障をきたし、歩行者等の通行も危険な状況であります。

また、笠間パーキングエリアスマートインターチェンジの整備に伴い、アクセス道路と接続する本路線については、児童の通学路に指定されておりますが、歩道の整備がされていないことや、道路線形が悪く円滑な交通に支障をきたしている状況にあります。今後、スマートインターチェンジの整備により、交通量の増加が見込まれることから、通学路の安全を確保する必要があります。

つきましては、本戸地区における未改良区間の早期バイパス整備並びに上加賀田地区における、安全安心な道路空間を構築するための歩道整備も含めた道路整備が図られますよう要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課・道路維持課

市町村	笠間市
要望事項	一般県道稲田友部線の整備促進（現道拡幅（歩道整備）・バイパス整備）
現況	<p>一般県道稲田友部線は、国道 355 号（笠間市平町）と国道 50 号（笠間市稲田）を結ぶ幹線道路である。</p> <p>このうち本戸地区内の現道の一部では、幅員が大変狭小で線形も屈曲していることから、円滑な走行や歩行者の安全確保を目的に、バイパス整備を進めている。</p> <p>また、上加賀田地区においては、笠間パーキングスマートインターチェンジの整備に伴い交通量の増加が見込まれている。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <p>一般県道 稲田友部線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：笠間市本戸地内</li> <li>・延長幅員：2,315m W=8～11m（2車線）</li> <li>・事業期間：平成 10 年度～</li> <li>・事業費：約 12 億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>H25 まで L=1,616m 供用</p> <p>R2 まで 事業費 744 百万円（進捗率 63%） 測量・設計、用地取得、工事</p> <p>R3 事業費 25 百万円（進捗率 65%） 用地取得、工事</p> <p>R4 事業費 一百万円（進捗率 65%） 用地取得</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き用地取得や工事を進め、早期の完成に努める。</li> <li>・歩道整備については、通学路交通安全プログラムへ位置付けた内容を踏まえ、関係機関と協議しながら対応を検討する。</li> </ul>

# 要 望 書

取手市長 藤 井 信 吾

## 1 要望事項

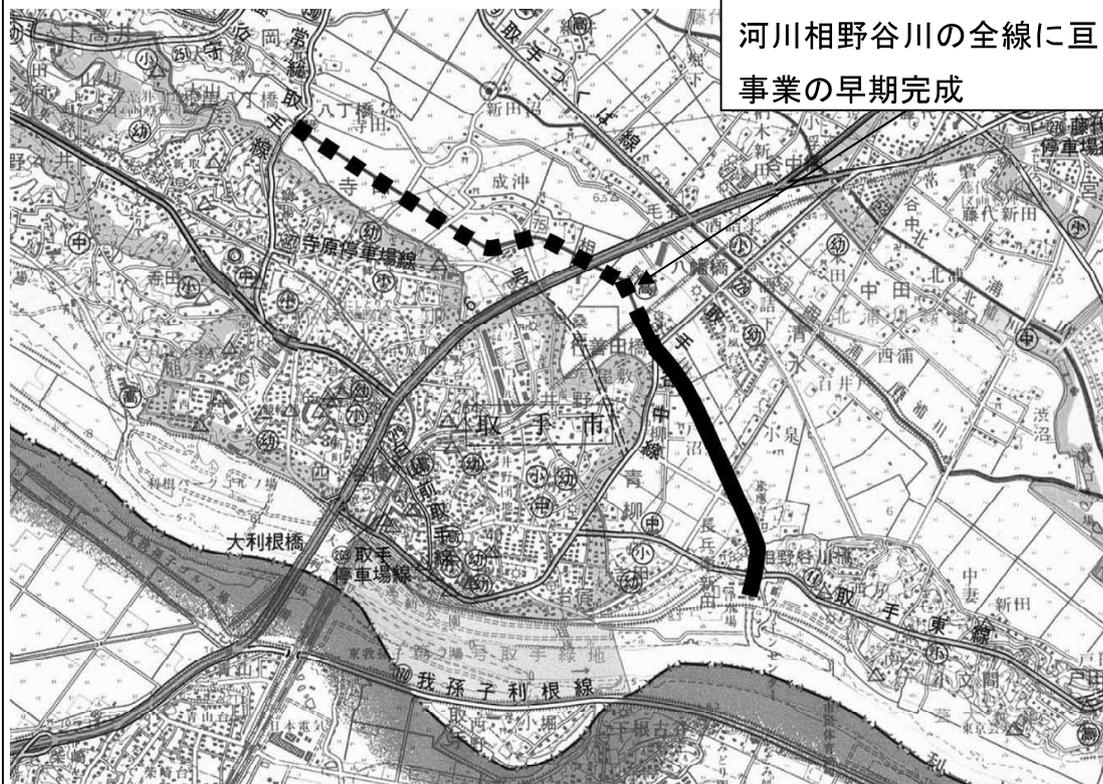
都市排水機能充実のため一級河川相野谷川の全線に亘る改修事業の早期完成

## 2 要望主旨

一級河川相野谷川は、取手市寺田に源を発し、取手市小文間の排水機場で利根川へ合流する全長約5.4Kmの河川です。この都市排水路流域では首都圏のベッドタウンとして急激な開発による都市化が進んだため、台風や集中豪雨時などに内水による道路冠水被害が毎年発生しています。この冠水問題解決のため、新取手地区の雨水排水整備を行うと共に、この排水流末である下高井雨水幹線の整備を実施いたしました。しかしこの事業完成による冠水被害の解消を図るためには、放流先である相野谷川の全線に亘る改修事業の早期完成が必要となります。

茨城県におかれましては厳しい財政状況の中、JR常磐線下改修が完了し、その上流側についても河川境界を決定し、現在国道6号下の改修に着手されております。つきましては引き続き当該事業を推進して頂けるよう要望いたします。また、現河川の機能確保のため除草や河道掘削を含めた維持管理についても重ねて要望いたします。

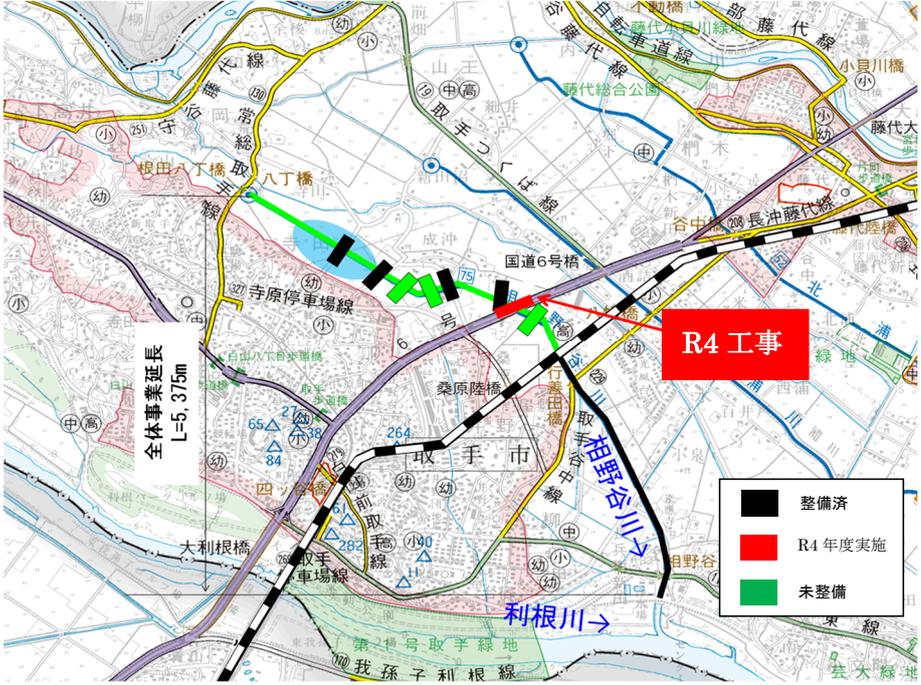
## 3 位置図



都市排水機能充実のため、一級河川相野谷川の全線に亘る改修事業の早期完成

# 市町村要望に関する対応状況

担当課 河川課

市町村	取手市
要望事項	一級河川相野谷川改修事業の早期完成
現況	相野谷川は、利根川合流部の相野谷川排水機場から取手市寺田地先の県道常総取手線八丁橋下流までの5,375m区間について、河川改修を進めている。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長 : 5,375m (昭和54年度着手)</li> <li>・全体事業費 : 12,304百万円</li> <li>・平成21年度までに利根川合流部からJR常磐線までの約2.2km区間の整備が完了</li> <li>・JR常磐線橋梁の改築は、平成28年6月に完成</li> <li>・令和元年度より国道6号橋梁改築について補助事業化(大規模特定河川事業)</li> </ul> <p>R2年度まで : 工事、用地買収等 事業費10,518百万円 進捗率85.4%</p> <p>R3年度 : 工事、補償等(R2補正含む) 事業費622百万円 進捗率90.5%</p> <p>R4年度 : 工事、補償等(R3補正含む) 事業費510百万円 進捗率94.7%</p> <p>(概略図)</p> 
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道6号橋梁の改築について、道路管理者(国土交通省)と協議・調整を図りながら、早期の完成に向けて整備を進めていく。</li> </ul>

# 要 望 書

牛久市長 根 本 洋 治

## 1. 要望事項

国道408号歩道狭小箇所の拡幅整備促進

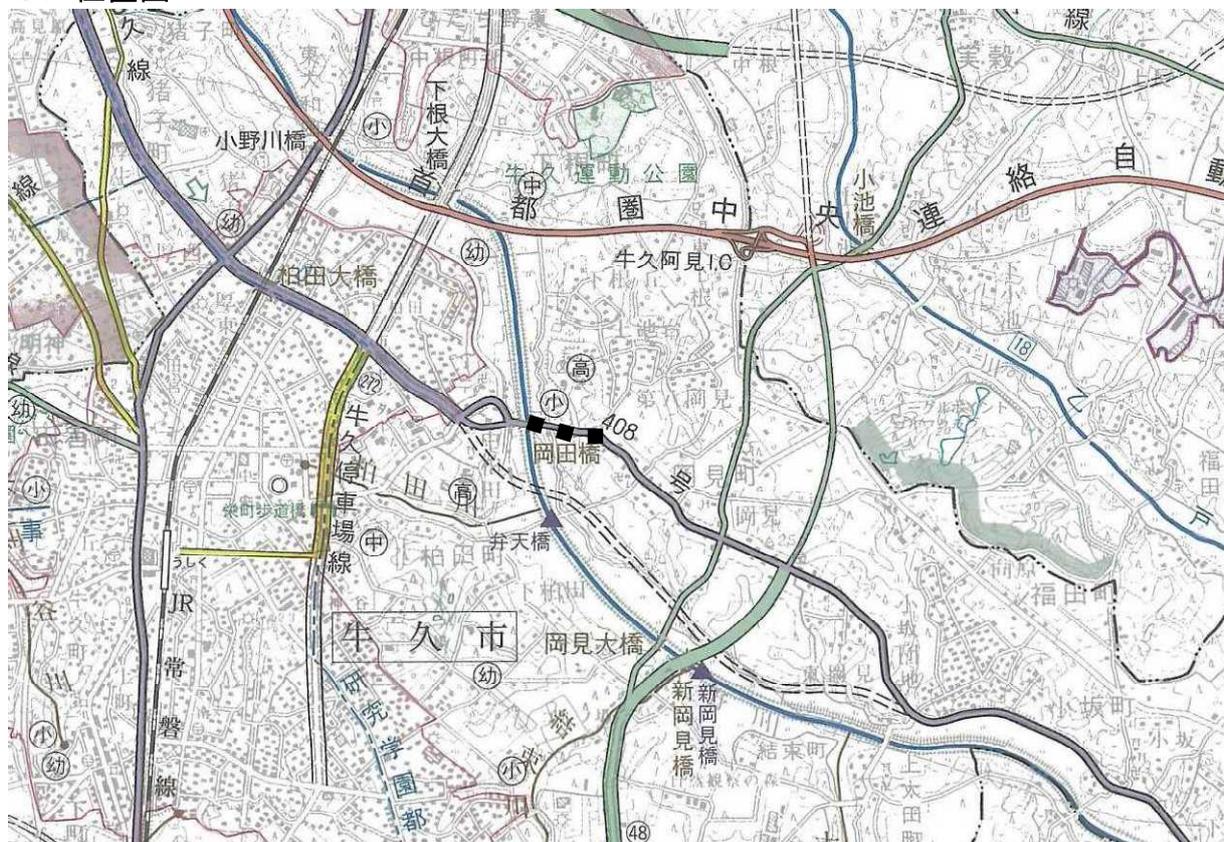
## 2. 要望主旨

牛久市岡見町地内における国道408号沿線には、市立岡田小学校があり、特に岡田橋から上池団地入口交差点までの区間については、全児童が通る主要な通学路となっております。また、隣接して県立牛久高等学校があるとともに、市立牛久第一中学校の通学路にもなっていることから、多くの自転車通学者もおります。

自転車通学者につきましては、本来路側帯を通行すべきところではありますが、車道が狭く、路側帯も狭小であり、さらに大型車の通行が非常に多いことから、歩道を通行しなければならない状況にあります。

このような通学路環境のなかで、当該箇所は歩道の幅員が狭小であるため、通学児童及び自転車通学者が錯綜し、大変危険であることから、地元住民、市議会議員、並びにPTAをはじめとする学校関係者等から多くの整備要望が出されておりますので本市におきましては、国道408号の歩道狭小箇所の拡幅整備促進を要望致します。

## 3. 位置図



## 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路維持課

市町村	牛久市
要望事項	国道408号歩道狭小箇所の拡幅整備促進
現況	本路線は、千葉県成田市を起点に、茨城県南東部を横断し、つくば市へ通じる幹線道路である。牛久市岡見町地内では、通学路に指定されているが、近隣学校の通学時間においても多数の大型車両が往来しており、歩道が狭いため、通学児童と車両との事故の恐れがある。
対応状況	<p>全体計画 延長幅員：L=400m、L=2.5m（歩行スペースあり W=0.5～1.8m）          事業期間：平成28年度～          事業費：300百万円</p> <p>R2まで 事業費61百万円（進捗率20%）          路線測量、設計、用地測量、工事</p> <p>R3 事業費16百万円（進捗率26%）          工事</p> <p>R4 事業費20百万円（進捗率33%）          用地補償</p>
今後の対応・課題等	引き続き、事業進捗を図っていく。

# 要 望 書

つくば市長 五十嵐 立青

## 1 要望事項

一般国道 125 号バイパスの整備促進について  
(つくば市寺具地内～北条地内)

## 2 要望主旨

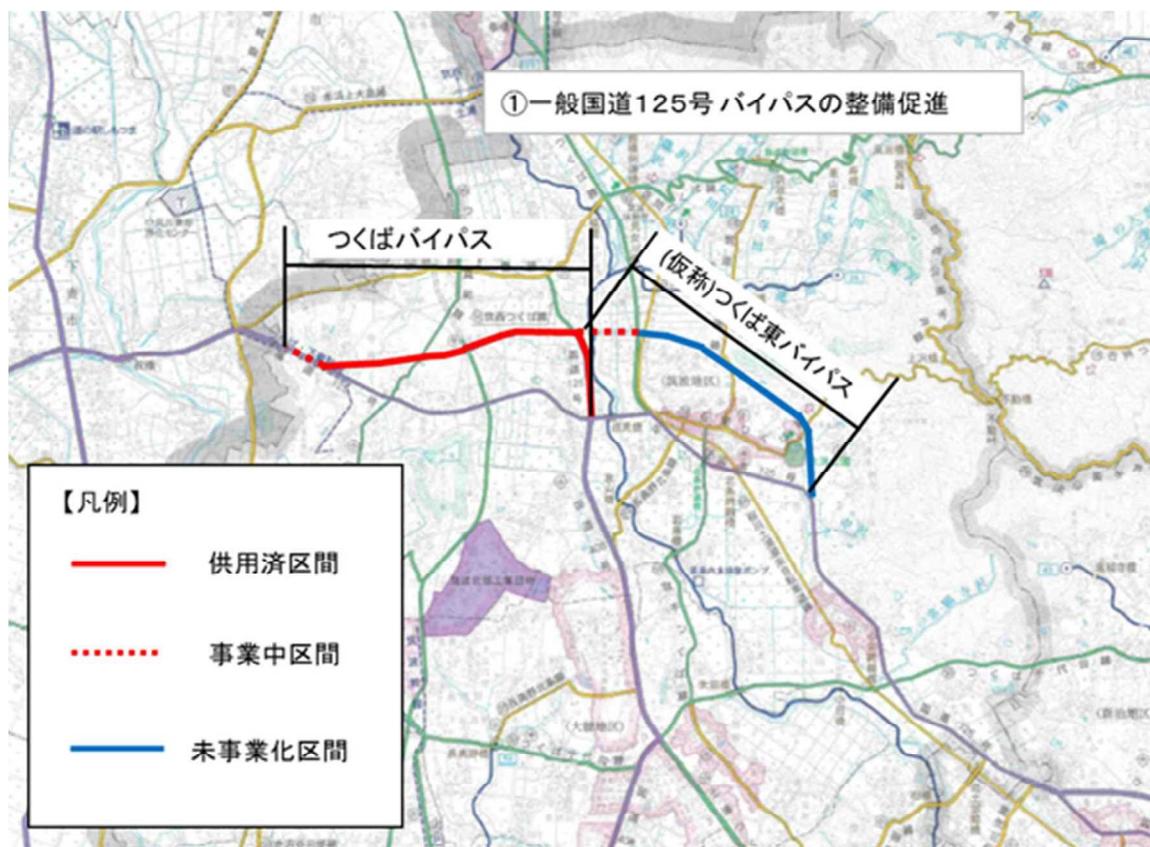
国道 125 号は、つくば市を經由し、県南・県西地区を東西に結ぶ、地域社会の経済や文化の発展に欠かすことのできない広域幹線道路となっております。

国道 125 号の整備については、茨城県の御尽力により、平成 22 年度に田中交差点から池田南交差点までの区間が、筑西つくば線バイパスと合わせて供用開始され、平成 26 年度には、池田南交差点から明石北交差点までの区間が、つくば真岡線バイパスと合わせて供用開始されました。さらに、明石北交差点から寺具までの区間につきましても、令和 2 年 3 月に供用開始されたことから、つくばバイパス区間全線が開通しましたことに、深く敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げます。

しかしながら、いまだバイパスの未整備区間や現道拡幅及び歩道整備が必要な箇所も残されており、近年の交通量の増加及び周辺地域の著しい変化により、通行上危険な箇所が多く見受けられる状況です。

つきましては、寺具から西側の現道拡幅の区間について整備促進を要望するとともに、令和 2 年度に事業化されました(仮称)つくば東バイパスの池田南交差点から主要地方道筑西つくば線までの区間についても早期着工していただきますよう要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	つくば市																
要望事項	一般国道125号バイパスの整備促進																
現況	本路線は、重要物流道路圏央道の代替路・災害時拠点である（株）田島屋筑波倉庫への補完路である。当該箇所の整備により、現道の渋滞箇所である内町下交差点、田中差点の交通混雑緩和及び安全で円滑な交通の確保が図られ、災害時における代替路としての活用が図られるため、早期に整備を行う必要がある。																
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>①一般国道125号 つくばバイパス</td> <td>②一般国道125号 つくば東バイパス</td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td>つくば市田中～寺具</td> <td>つくば市池田～小和田</td> </tr> <tr> <td>延長幅員</td> <td>L=5,920m（つくば市区間） W=25m</td> <td>L=1,100m W=25m（暫定2車線）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>H2年度～</td> <td>R2年度～</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約112億円</td> <td>約40億円</td> </tr> </table> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>① 一般国道125号つくばバイパス  H15：下妻区間 L=600m 供用  H22：南北方向 L=1,360m 供用  H26：L=1,440m 供用  R1：東西方向 L=2,000m 供用  R2まで 事業費 10,086百万円（進捗率90%）  道路改良舗装工、交差点改良舗装工、道路舗装工、交通安全施設工  R3 事業費 480百万円（進捗率94%）道路改良舗装工  R4 事業費 100百万円（進捗率95%） 用地取得、道路改良舗装工</p> <p>②一般国道125号つくば東バイパス  R2 事業費 68百万円（進捗率2%）地質調査、測量、道路詳細設計  R3 事業費 69百万円（進捗率4%）橋梁詳細設計  R4 事業費 70百万円（進捗率5%）地質調査、用地測量、用地取得</p>		事業名	①一般国道125号 つくばバイパス	②一般国道125号 つくば東バイパス	箇所名	つくば市田中～寺具	つくば市池田～小和田	延長幅員	L=5,920m（つくば市区間） W=25m	L=1,100m W=25m（暫定2車線）	事業期間	H2年度～	R2年度～	事業費	約112億円	約40億円
事業名	①一般国道125号 つくばバイパス	②一般国道125号 つくば東バイパス															
箇所名	つくば市田中～寺具	つくば市池田～小和田															
延長幅員	L=5,920m（つくば市区間） W=25m	L=1,100m W=25m（暫定2車線）															
事業期間	H2年度～	R2年度～															
事業費	約112億円	約40億円															
今後の対応・課題等	<p>① 一般国道125号つくばバイパス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南北方向の田中交差点から池田南交差点までの約1.4km区間と、東西方向のバイパス区間の約4.0km区間が供用した。</li> <li>・令和4年度は、大型補償案件があることから、引き続き市の協力を得ながら現道拡幅区間の用地取得に努めるとともに改良舗装工事を進める。</li> </ul> <p>②一般国道125号つくば東バイパス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度補正新規事業化。測量、道路詳細設計を実施。</li> <li>・令和4年度は、軟弱地盤解析、用地測量、用地取得を進める。</li> </ul>																

# 要 望 書

ひたちなか市長 大谷 明

## 1 要望事項

一級河川中丸川河川改修の促進について

## 2 要望主旨

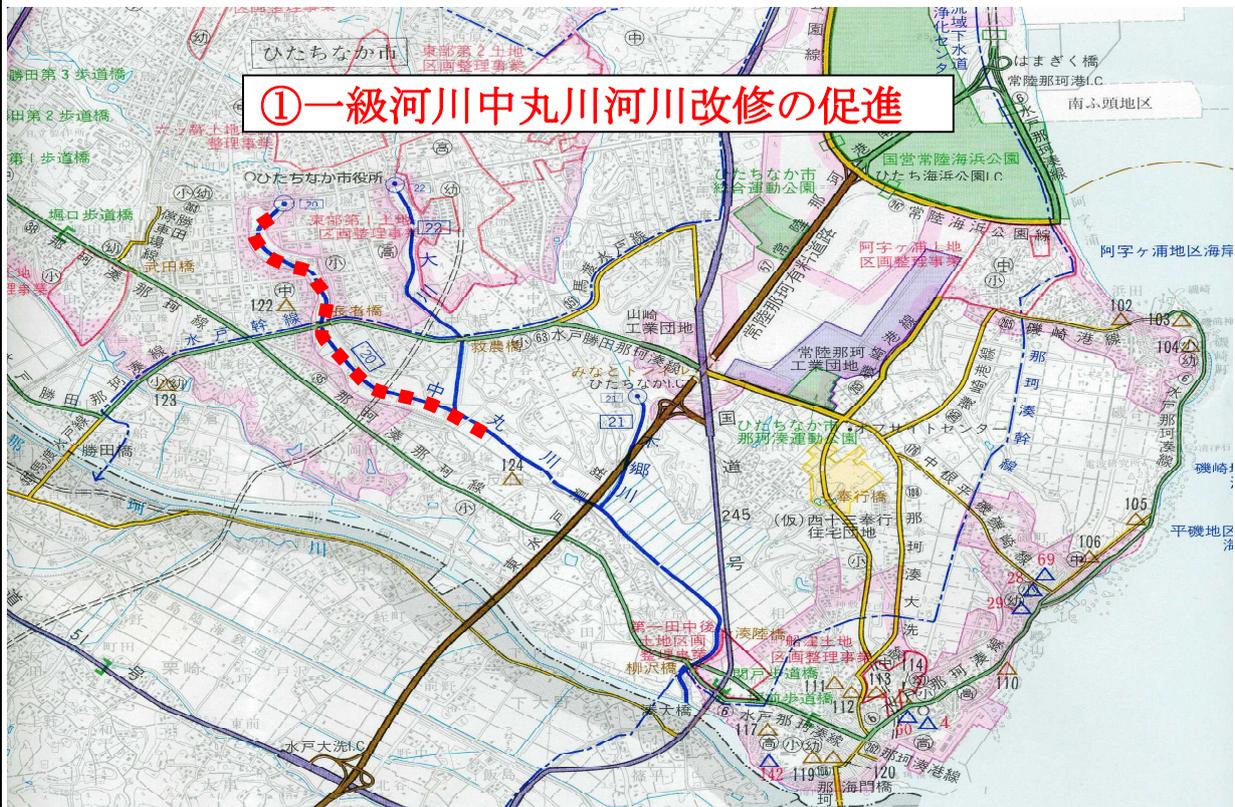
中丸川は、ひたちなか市の西部地区(大字田彦)付近に源を発して、中心市街地を経て水田地帯を流下しながら大川及び本郷川を合して、那珂川に架る湊大橋付近左岸に注ぐ流域面積40.2km<sup>2</sup>、流路延長11kmを有する一級河川です。

本河川の整備については、計画延長6,400mを昭和55年度から用地買収に着手し、現在、那珂川合流点から大川合流点の下流付近まで約3,600mの改修工事が完了し、その上流の整備が進められております。

しかし、上流に位置する市街化区域の都市化の進展及び中丸川の上流にあたる大島雨水幹線が平成24年度に一部完成したことに伴い、これまで以上に大雨時には水量が増大し、河川・水路が氾濫し、沿川家屋や農作物等に多大な被害が発生しています。

この背景をもとに、都市型水害から市民の生命、財産、暮らしを守ることが喫緊の課題であるため、一級河川中丸川河川改修の促進を強く要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 河川課

市町村	ひたちなか市
要望事項	一級河川中丸川改修の促進
現況	中丸川は、那珂川合流部からひたちなか市東石川地先の昭和通りまでの 6,400m 区間について、河川改修と多目的調節池の整備を進めている。また、支川の本郷川は、合流部から 1,200m 区間について河川改修を進めている。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長 : 7,600m (中丸川 6,400m + 本郷川 1,200m) (昭和 55 年度着手)</li> <li>・全体事業費 : 11,200 百万円</li> <li>・令和 2 年度末までに下流から道栄橋下流までの 3,800m 区間 (本郷川 200m を含む) が完了</li> <li>・多目的調節池事業については、令和元年度より補助事業化 (大規模特定河川事業)</li> <li>・ひたちなか市内の浸水被害を軽減するため、下水道事業と連携し令和元年 9 月に「100mm/h 安心プラン」を策定。これに伴い、道栄橋から大川合流点までの区間について、令和 2 年度より補助事業化 (事業間連携河川事業)</li> </ul> <p>R 2 年度まで : 工事、用地買収等 事業費 7,623 百万円 進捗率 68.1%</p> <p>R 3 年度 : 工事、用地買収等 (R2 補正含む) 事業費 655 百万円 進捗率 73.9%</p> <p>R 4 年度 : 工事、用地買収等 (R3 補正含む) 事業費 770 百万円 進捗率 79.9%</p> <p>(概略図)</p>
今後の対応・課題等	・調節池の整備及び道栄橋から大川合流点区間 (600m) の河道改修について、早期の完成に向けて整備を進めていく

# 要 望 書

鹿嶋市長 田口 伸一

## 1 要望事項

主要地方道茨城鹿島線，都市計画道路宮中佐田線の早期完成及び延伸計画の実現

## 2 要望主旨

主要地方道茨城鹿島線（都市計画道路宮中佐田線）は，鹿嶋市を南北に縦断し，国道51号及び国道124号の広域幹線を結ぶ主要な幹線道路であります。

本路線は，朝夕の通通勤時間帯やカシマサッカースタジアムでのJリーグ等の開催時において慢性的な交通渋滞が発生しております。また，鹿島港外港地区公共埠頭が一部供用開始され，鹿島港及び鹿島臨海工業地帯へのアクセスの向上により，物流機能を発揮させる道路体系の整備が急務であることはもちろんのこと，災害時における緊急輸送路や避難路として重要な役割を果たしている道路であります。

つきましては，平成21年11月に線形変更が行われた須賀地内へ至る箇所の整備促進及び国道124号バイパスから県道粟生木崎線までの延伸計画決定を含め，早期の整備促進を強く要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	鹿嶋市					
要望事項	主要地方道茨城鹿島線（都市計画道路宮中佐田線）の整備促進及び新設県道の整備促進					
現況	本路線は、鹿嶋市を南北に縦断する幹線道路で、鹿嶋港外港地区における物流機能の充実、交通渋滞の緩和、災害時の緊急輸送道路の役割など、多大な効果が期待されることから、整備が求められている。					
対応状況	<b>【概要】</b>					
	地区名	①宮中工区	②佐田工区	③	④須賀工区	⑤
	区分	街路事業		道路事業		
	延長	1,412m	543m	1,810m	480m	830m
	幅員 (車線)	22m (4車線)		-	16m (2車線)	-
	事業期間	H4～R2	H29～	-	H23～	-
	事業費	約110億円	約24億円	-	約6.5億円	-
	<b>【進捗状況】</b>					
①、②（都）宮中佐田線						
R2まで 事業費：13,342百万円（進捗率：100%） 宮中工区：令和2年9月17日に全線4車線供用 佐田工区：用地取得、埋蔵文化財調査、工事						
R3 事業費：0百万円（進捗率：100%） 佐田工区：工事						
R4 事業費：0百万円（進捗率：100%） 佐田工区：道路改良舗装工事、埋蔵文化財調査 ※R2年度予算にて実施						
④茨城鹿島線						
R2まで 事業費：532百万円（進捗率82%） 須賀工区：用地測量、道路詳細設計、流末測量設計、 用地取得、道路排水整備工事、道路改良舗装工事						
R3 事業費：35百万円（進捗率87%） 須賀工区：道路改良舗装工事						
R4 事業費：0百万円（進捗率87%） 須賀工区：用地交渉						
今後の対応・課題等	① 宮中工区：全線4車線供用済み。 ② 佐田工区：残る工事を進め、早期の供用を目指す。 ③ 延伸検討区間：周辺の交通状況を勘案しながら、関係機関と調整を図り早期着手に向けて調査を進めていく。 ④ 須賀工区：引き続き残る用地の交渉を進める。 ⑤ 改良検討区間：優先順位を勘案しつつ、早期着手を検討していく。					

# 要 望 書

潮来市長 原 浩道

## 1 要望事項

一級河川前川の景観・環境・水質浄化に配慮した河川改修の整備促進

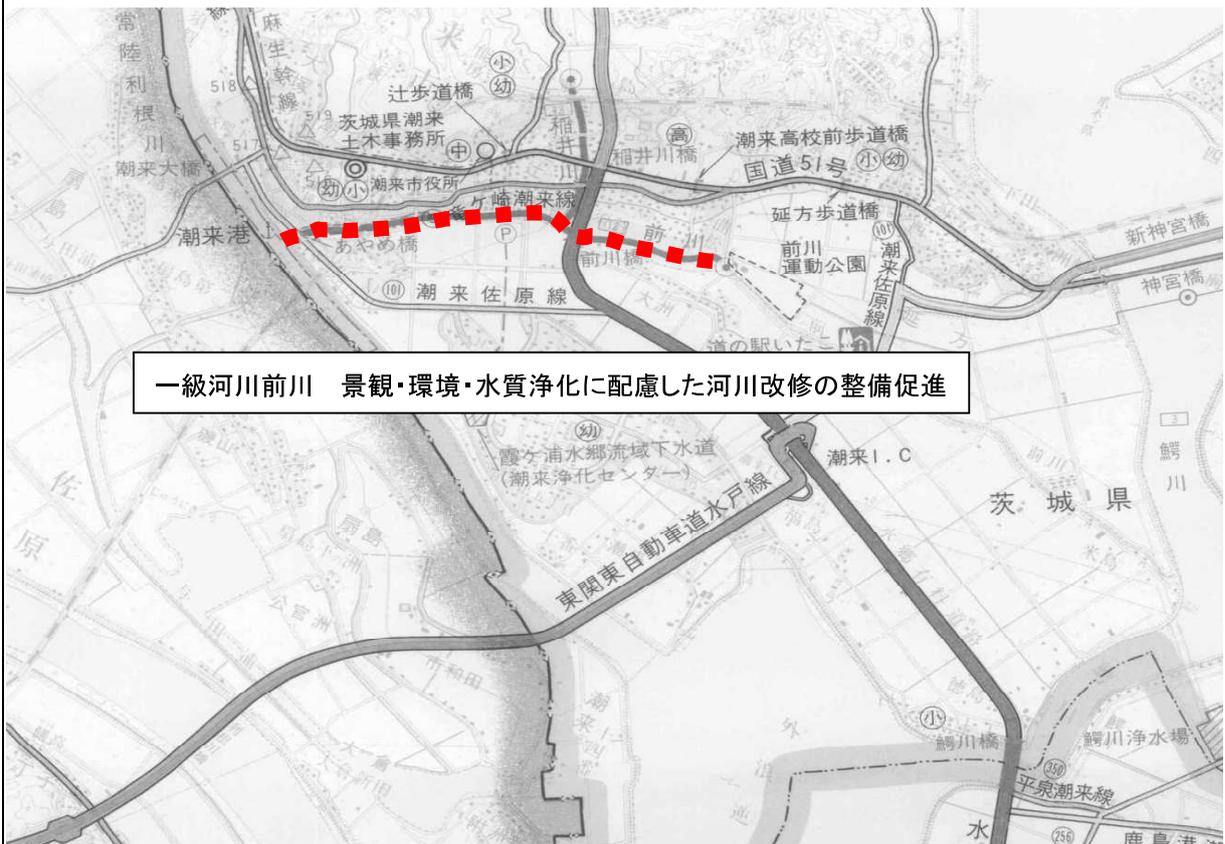
## 2 要望主旨

一級河川前川は、江戸時代より水運の中継地として賑わい、水郷潮来の象徴として観光交流の拠点であります。

近年、台風等による浸水被害が多く早期の治水対策が望まれてきましたが、国の事業により河口部に前川水門と一体となる強制排水施設が平成22年3月に完成し、今後の治水対策に大きな効果をもつものと期待されています。また、水害被害軽減を目的とした前川中流部の拡幅及び管理用通路の整備が進められています。

引き続き、前川河川改修に合わせた遊歩道の修復・再生・回遊経路の確保の整備にあたり治水防災対策を優先しつつ、景観・環境・水質浄化に配慮した一体的な整備を要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 河川課

市町村	潮来市												
要望事項	一級河川前川の景観・環境・水質浄化に配慮した河川改修の整備促進												
現況	前川は、常陸利根川合流部から潮来市大洲地先の大洲閘門までの 3,120m 区間について、河川改修を進めている。												
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長 : 3,120m (平成元年度着手)</li> <li>・全体事業費 : 2,671 百万円</li> <li>・平成 16 年 3 月に「前川ふるさとの川整備事業」の認定を受け、景観・環境や舟からの視点に配慮した護岸等の整備(鋼矢板前面への丸太設置、管理用通路の土系舗装)を進めてきた。</li> <li>・国(霞ヶ浦河川事務所)により、河口部に内水排除ポンプ施設が整備された。 (H22.4.25 竣工式)</li> <li>・中流部の流下能力不足区間(約 800m)については、潮来市との調整により二列河川を現川拡幅計画に見直し、平成 23 年度に「前川かわまちづくり計画」を策定</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>R 2 年度まで</td> <td>: 工事、用地買収等</td> <td>事業費 1,304 百万円</td> <td>進捗率 48.8%</td> </tr> <tr> <td>R 3 年度</td> <td>: 工事、用地買収等 (R 2 補正)</td> <td>事業費 144 百万円</td> <td>進捗率 54.2%</td> </tr> <tr> <td>R 4 年度</td> <td>: 工事 (R 3 補正)</td> <td>事業費 138 百万円</td> <td>進捗率 59.4%</td> </tr> </table> <p>(概略図)</p> <p>全体事業延長 L=3,120m</p>	R 2 年度まで	: 工事、用地買収等	事業費 1,304 百万円	進捗率 48.8%	R 3 年度	: 工事、用地買収等 (R 2 補正)	事業費 144 百万円	進捗率 54.2%	R 4 年度	: 工事 (R 3 補正)	事業費 138 百万円	進捗率 59.4%
R 2 年度まで	: 工事、用地買収等	事業費 1,304 百万円	進捗率 48.8%										
R 3 年度	: 工事、用地買収等 (R 2 補正)	事業費 144 百万円	進捗率 54.2%										
R 4 年度	: 工事 (R 3 補正)	事業費 138 百万円	進捗率 59.4%										
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あやめ橋から前川橋までの 2,000m 区間において、「前川かわまちづくり計画」に基づき、景観・環境・水質浄化に配慮した護岸整備を進めていく。</li> <li>・特に、出島橋から上米橋まで区間(800m)について、優先的に整備を進めていく。</li> </ul>												

# 要 望 書

守谷市長 松丸修久

## 1. 要望事項

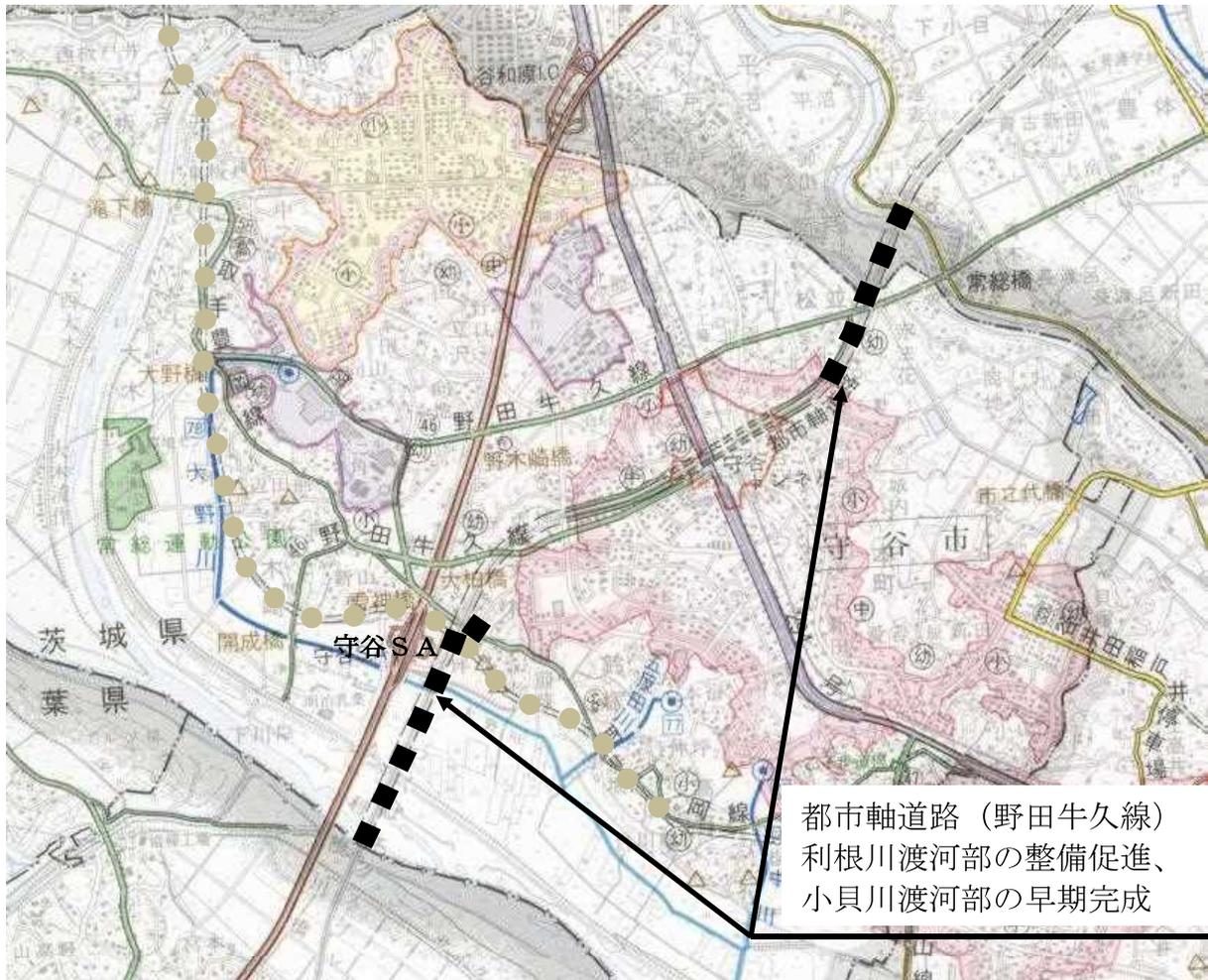
都市軸道路（野田牛久線）利根川渡河部の整備促進、小貝川渡河部の早期完成

## 2. 要望主旨

都市軸道路（野田牛久線）は、埼玉県、千葉県及び茨城県のつくばエクスプレス沿線地域の骨格軸を形成する広域幹線道路であり、更なるつくばエクスプレス沿線のネットワークの形成を図るためにも利根川渡河部の整備促進及び小貝川渡河部の早期完成が急務となっております。

特に、都市軸道路の利根川渡河部の整備は、新たなまちづくり・交流の促進が図られるだけでなく、本市が計画している（仮）守谷 SA スマート IC と都市軸道路及び都市計画道路供平板戸井線が一体的に機能することで常磐自動車道や国道6号などの慢性的な渋滞の解消や首都圏の物流の効率化が期待されることから、一日でも早い整備促進を要望するものです。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	守谷市
要望事項	都市軸道路（野田牛久線）利根川渡河部の整備促進、小貝川渡河部の早期完成
現況	都市軸道路（野田牛久線）は、埼玉県、千葉県及び茨城県のつくばエクスプレス沿線地域の骨格軸を形成する広域幹線道路である。特に都市軸道路の利根川渡河部の整備は、常磐自動車道や国道 6 号などの慢性的な渋滞の緩和や首都圏の物流の効率化が期待されることから、早期の整備が求められている。
対応状況	<p>○都市軸道路（主要地方道 野田牛久線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：守谷市大柏～つくばみらい市東檜戸</li> <li>・延長幅員：L=9.9km W=30～40m（4車線）</li> <li>・事業期間：平成7年度～</li> <li>・事業費：約922億円</li> <li>・H25年度までに8.4km供用（2車線）</li> </ul> <p>（利根川渡河部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R1年度～ 利根川渡河部の基礎調査実施</li> </ul> <p>（小貝川渡河部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度まで 事業費：39,500百万円（進捗率：43%） 測量・設計、用地取得、橋梁工事、道路改良工事</li> <li>・R3年度 事業費：1,190百万円（進捗率：44%） 橋梁工事、道路改良工事</li> <li>・R4年度 事業費：581百万円（進捗率：45%） 橋梁工事、道路改良工事</li> </ul>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小貝川渡河部を優先的に整備するとともに、引き続き県道常総取手線までの4車線化を進めていく。</li> <li>・令和4年度は、小貝川渡河部の橋梁工事を実施する。</li> <li>・利根川渡河部については、補助調査費を活用し、千葉県と基礎調査を進めていく。</li> </ul>

# 要 望 書

常陸大宮市長 鈴木 定 幸

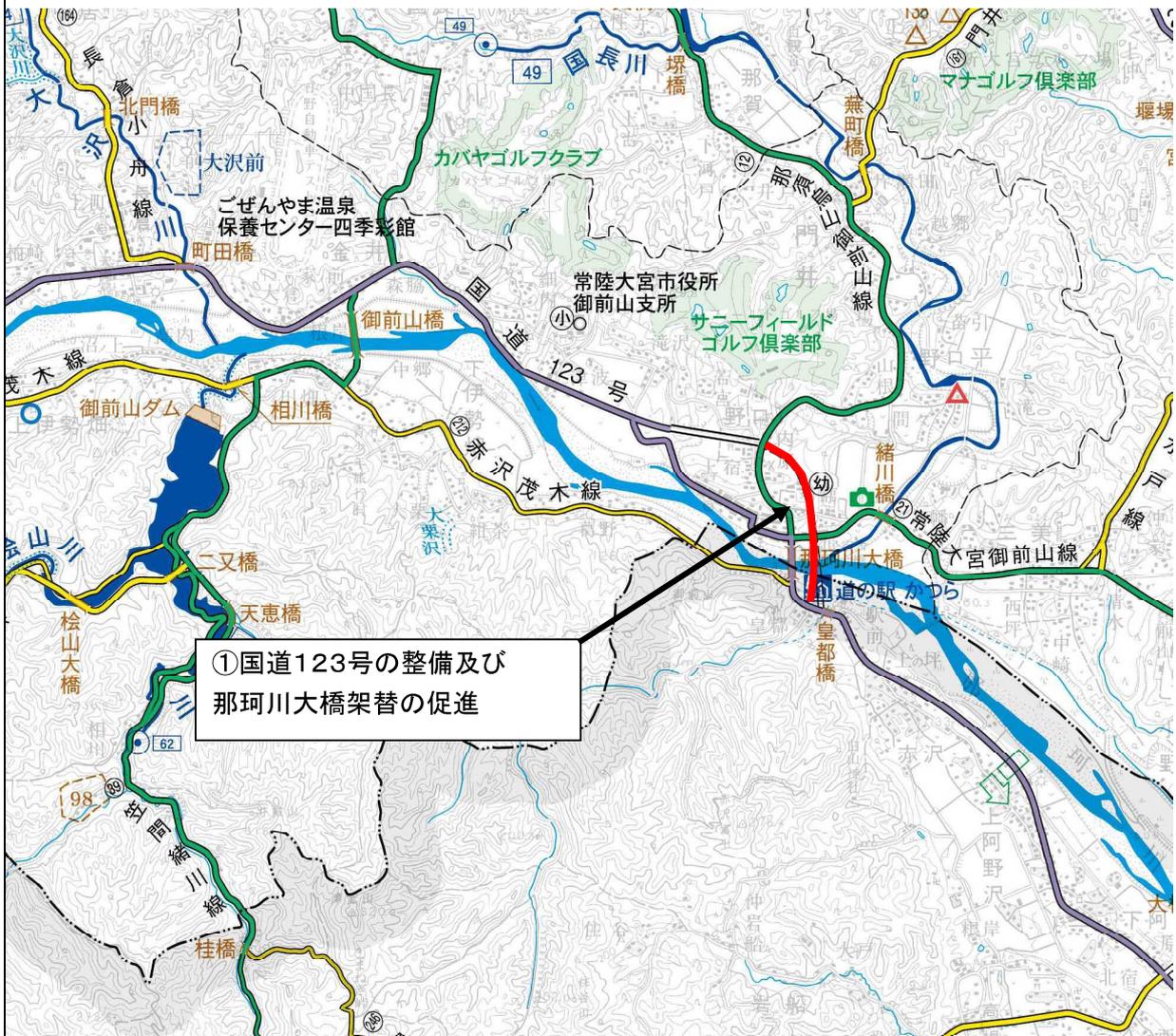
## 1. 要望事項

国道123号の整備及び那珂川大橋架替の促進（野口地内）

## 2. 要望主旨

国道123号の那珂川大橋については、幅員が狭く大型車の交互通行が困難な状態にあります。  
本道路は、本市御前山地域から県庁所在地である水戸市への重要なアクセス道路であるばかりでなく、通勤・通学等にも利用されており生活の基盤として大変重要な道路でありますので、橋梁の取付区間（バイパス部）の整備と共に那珂川大橋架替の促進を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	常陸大宮市																
要望事項	国道123号の整備及び那珂川大橋架替の促進																
現況	<p>本路線は、緊急輸送道路にも指定されており、通常時だけでなく緊急時にも地域の輸送等を支える道路である。</p> <p>当該箇所の整備により、那珂川大橋の幅員狭小が解消されるとともに、災害時における代替路としての活用が図られるため、早期に整備を行う必要がある。</p>																
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>①一般国道123号 御前山バイパス</td> <td>②一般国道123号 那珂川大橋</td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td>常陸大宮市野口</td> <td>常陸大宮市野口～城里町御前山</td> </tr> <tr> <td>延長幅員</td> <td>L=700m W=12m (2車線)</td> <td>L=800m W=12m (2車線)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>R2年度～</td> <td>R2年度～</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約35億円</td> <td>約65億円</td> </tr> </table> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>①一般国道123号御前山バイパス</p> <p>R2 事業費 10百万円 (進捗率1%) 地質調査、設計</p> <p>R3 事業費 40百万円 (進捗率1%) 用地測量</p> <p>R4 事業費 10百万円 (進捗率2%) 用地取得</p> <p>②一般国道123号那珂川大橋</p> <p>R2 事業費 120百万円 (進捗率2%) 地質調査、設計</p> <p>R3 事業費 187百万円 (進捗率5%) 設計、用地測量</p> <p>R4 事業費 196百万円 (進捗率8%) 物件調査、用地取得</p>		事業名	①一般国道123号 御前山バイパス	②一般国道123号 那珂川大橋	箇所名	常陸大宮市野口	常陸大宮市野口～城里町御前山	延長幅員	L=700m W=12m (2車線)	L=800m W=12m (2車線)	事業期間	R2年度～	R2年度～	事業費	約35億円	約65億円
事業名	①一般国道123号 御前山バイパス	②一般国道123号 那珂川大橋															
箇所名	常陸大宮市野口	常陸大宮市野口～城里町御前山															
延長幅員	L=700m W=12m (2車線)	L=800m W=12m (2車線)															
事業期間	R2年度～	R2年度～															
事業費	約35億円	約65億円															
今後の対応・課題等	<p>① 一般国道123号御前山バイパス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は、用地取得を進める。</li> </ul> <p>② 一般国道123号那珂川大橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は、物件調査、用地取得を進める。</li> <li>那珂川大橋の架け替えについて、常陸河川国道事務所と協議中。</li> </ul>																

# 要 望 書

那珂市長 先崎 光

## 1. 要望事項

国道118号の4車線化事業の促進

## 2. 要望主旨

国道118号は、那珂ICを利用した行楽地へ向かう観光客や、沿線の工業団地への物流道路として利用されていますが、観光シーズンや平日朝夕の通勤時間帯における著しい渋滞が発生し、円滑な交通に大きな支障をきたしております。

また本路線につきましては、各拠点をつなぐ道路ネットワークによる地域経済の活性化や、安全・安心の地域づくり、広域連携を含めた災害時の緊急避難路・重要物流道路の強化などの防災に資する道路としての観点から、早期の4車線での整備促進を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	那珂市
要望事項	国道118号の4車線化事業の促進
現況	本路線の整備により、那珂市内の交通混雑の緩和が図られるとともに、緊急輸送道路に指定していることから、災害時における代替路としての活用が図られるため、早期に整備を行う必要がある。
対応状況	<p><b>【概要】</b>            一般国道118号那珂大宮バイパス            ・箇所名 : 那珂市飯田 ~ 常陸大宮市下村田            ・延長幅員 : L=8,300m W=28m (4車線)            ・事業期間 : 平成8年度 ~            ・事業費 : 約226億円</p> <p><b>【進捗状況】</b>            H23 : 常陸大宮市下村田地内の延長1,600mを4車線で供用            R2 : 那珂市瓜連地内から常陸大宮市下村田地内までの1,600mを4車線で供用            R2まで 事業費 13,915百万円 (進捗率62%)                      用地取得、改良舗装工、橋梁上下部工            R3 事業費 240百万円 (進捗率63%)                      用地取得、改良舗装工            R4 事業費 200百万円 (進捗率64%)                      測量設計、用地取得</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画8.3kmのうち、平成23年9月までに北側の約1.6kmを4車線供用。</li> <li>・これに続く南側、玉川橋から(都)平野・杉本線までの約3.1km区間を優先的に整備しており、令和3年3月には北側の約1.6kmを4車線で供用した。</li> <li>・県道日立笠間線交差点から(都)平野・杉本線交差点までの約1.5km区間については、用地取得が完了しており、道路改良舗装工事などを進め、令和4年度中に4車線での供用を目指す。</li> <li>・(都)平野・杉本線交差点から(都)菅谷飯田線までの約3.6km区間については、測量設計を進める。</li> </ul>

# 要 望 書

筑西市長 須 藤 茂

## 1. 要望事項

主要地方道筑西つくば線バイパスの整備促進について

## 2. 要望主旨

主要地方道筑西つくば線は、県西の北部地域と研究学園都市のあるつくば市へ連絡している重要な路線であり、地域間交流や産業振興に大きな影響を得るものであります。

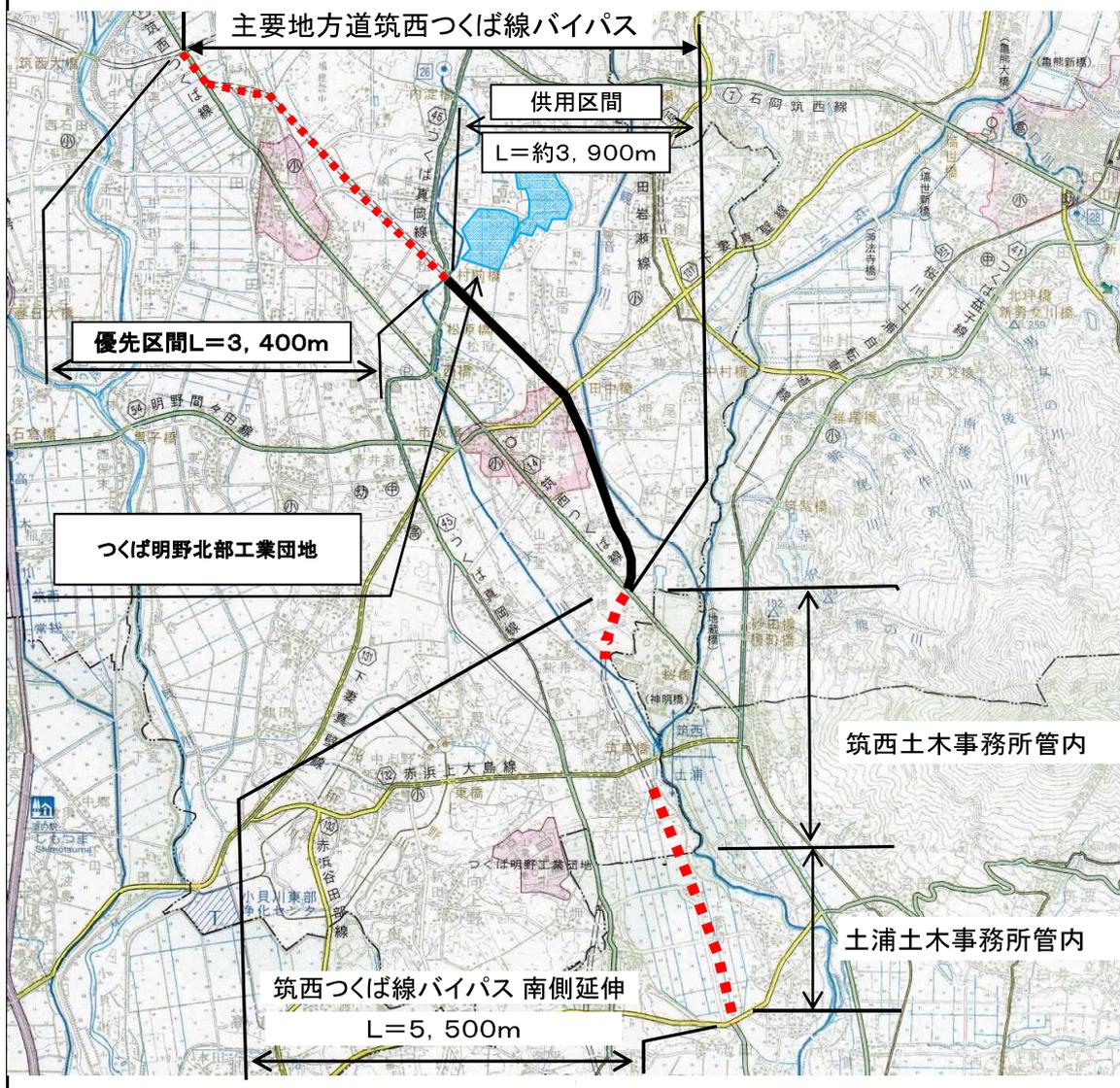
バイパス沿線においては、つくば明野北部工業団地があり、現在、拡張造成中で、立地企業は未定ですが、既存工業団地にはファナック株が操業しております。将来的には、物流の重要な役割を担う幹線道路であります。

当該路線は、県道つくば真岡線から南側への現道に接続する約3,900mが暫定2車線により供用開始していただきました。

本路線は、都市計画道路玉戸・一本松線との接続により、国道4号方面へのアクセス性向上を図ることができ、また、研究学園都市であるつくば市へのアクセス機能の充実を図る重要な道路であります。

当市といたしましては、企業が活動しやすい道路整備を進め、併せて災害に強い広域ネットワークを構築し、代替性の道路ネットワークの確保のため、南側延伸を含め全線の早期整備促進を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	筑西市
要望事項	主要地方道筑西つくば線バイパスの整備促進について
現況	<p>本路線は、つくばエクスプレスの開業により、新たな都市発展を見込むつくば地域と筑西地域を結ぶ重要な路線である。筑西市村田から中根地内においては、現道の沿道に人家が連担し、幅員が狭く、歩道がなく、歩行者や自動車の安全で円滑な通行に支障が生じている状況であることから、バイパス整備を実施している。</p> <p>本バイパスは、つくば明野北部工業団地へのアクセス道路となり、本バイパスの整備により、物流や交流の活性化が図られる。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <p>主要地方道 筑西つくば線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：筑西市村田～中根</li> <li>・延長幅員：L=6,960m W=27m（暫定2車線）</li> <li>・事業期間：平成7年度～</li> <li>・事業費：約89億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>H19：L=600m 供用（工業団地進入路～市道田宿猫島線）  H21：L=500m 供用（工業団地進入路～つくば真岡線）  H25：L=600m 供用（市道田宿猫島線～下妻真壁線）  H29：L=2,180m 供用（下妻真壁線～筑西つくば線現道）</p> <p>R2まで 事業費 4,139百万円（進捗率47%）  測量、設計、用地取得、道路改良舗装工事</p> <p>R3 事業費 305百万円（進捗率50%）  用地取得</p> <p>R4 事業費 300百万円（進捗率53%）  用地取得、道路改良工事</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば真岡線から北側の区間については、平成29年度から着手しており、筑西市の協力を得ながら、引き続き用地取得を進め、用地が取得できた区間から工事に着手していく。</li> <li>・なお、本バイパスの南側への延伸については、現在整備中のバイパス整備を最優先に進めるが、ルート検討や整備手法などについて、筑西市、つくば市と協議をしていく。</li> </ul>

# 要 望 書

坂東市長 木村 敏文

## 1 要望事項

主要地方道結城坂東線バイパスの整備促進について

## 2 要望主旨

主要地方道結城坂東線バイパスは、坂東市内の中心部から圏央道坂東ICとを連結する路線であり、産業基盤道路としての重要な役割を担っております。

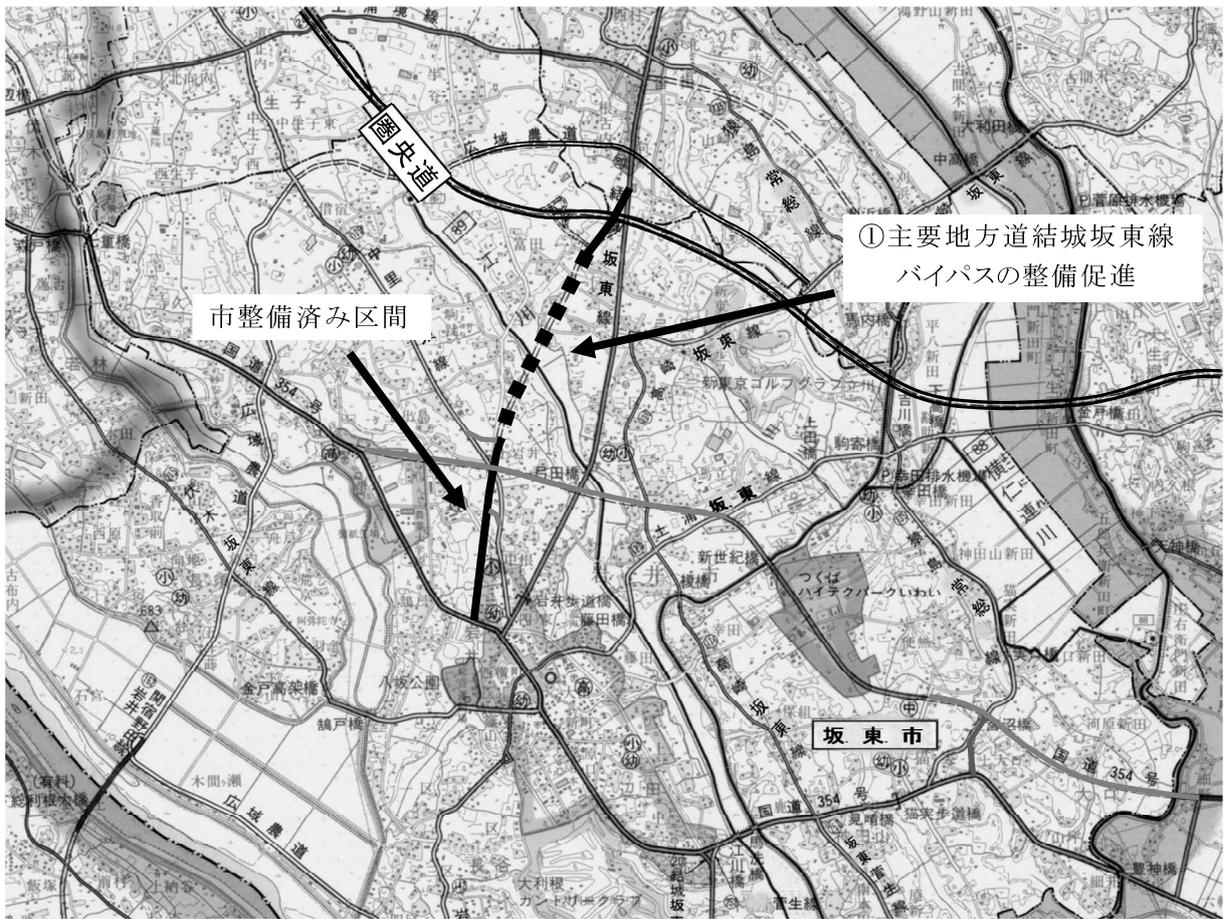
当路線の早期整備により、地域活性化や結城坂東線と中里坂東線交差点の慢性的渋滞の緩和が図れるなど、坂東市発展の基盤となる道路です。

このため、結城坂東線バイパス延長約4.5kmのうち約1.5kmを坂東市が合併特例債を活用して整備しましたが、残りの県整備区間約3.0kmのうち坂東IC付近の延長約0.74km及び中里坂東線付近の約0.38kmは整備されましたが、残る延長約1.9kmが未整備の状況であります。

このような中、圏央道坂東ICが供用開始され、本市において、結城坂東線バイパスの整備は喫緊の課題となっております。

つきましては、本路線の重要性を改めてご賢察いただき、整備未着手区間の推進につきましても、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	坂東市
要望事項	主要地方道結城坂東線（都市計画道路沓掛橋岩井線）バイパスの整備促進
現況	<p>本路線は、結城市から坂東市に至る地域を南北に結ぶ、延長約38kmの主要な幹線道路である。</p> <p>また、首都圏中央連絡自動車道の坂東ICへのアクセス道路である。圏央道の4車線化の整備により交通量の増加が見込まれることから、当該箇所への整備により交通の円滑化を図る。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b>            主要地方道結城坂東線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：坂東市沓掛～岩井</li> <li>・延長幅員：L=3,000m W=16m(2車線)</li> <li>・事業期間：平成18年度～</li> <li>・事業費：約34億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b>            H27年度：L=380m 供用            H28年度：L=740m 供用            H30年度：L=1,880m補助事業化</p> <p>R2まで 事業費1,810百万円（進捗率54%）            用地取得、道路改良工事、地質調査、軟弱地盤解析業務</p> <p>R3 事業費 590百万円（進捗率71%）            用地取得、河川護岸工事、橋梁上部工事、道路改良舗装工事</p> <p>R4 事業費 192百万円（進捗率77%）            道路改良舗装工事</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏央道4車線化の整備進捗を見ながら整備を推進していく。</li> </ul>

# 要 望 書

稲敷市長 筧 信太郎

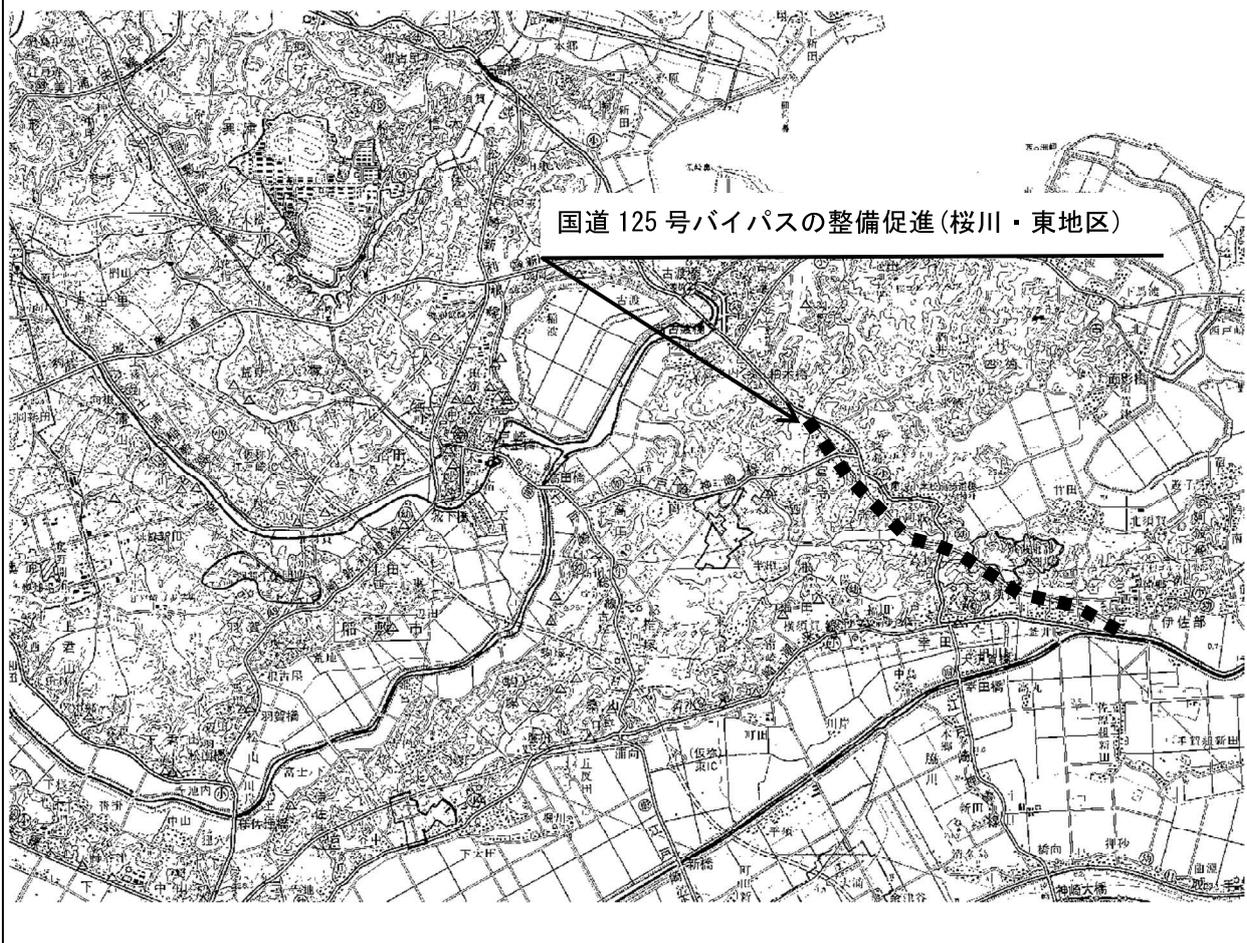
## 1. 要望事項

国道125号バイパスの整備促進（桜川・東地区）

## 2. 要望主旨

国道125号は、稲敷市から土浦方面及び鹿嶋方面を結ぶ幹線道路であり、用地等の協力体制を整え、順調に事業の推進が図られております。また、首都圏中央連絡自動車道茨城県内区間全線開通に伴い成田空港からの観光アクセスの向上、大型物流施設の生産性の向上等に大きく発展が期待できることから、早急な周辺道路の整備を必要としています。特に現道の狭く見通しが悪い危険個所の解消、歩道未整備区間における、地元住民の安全な生活道路の確保のために重要な路線でありますので、早急な整備促進を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	稲敷市	
要望事項	国道125号バイパスの整備促進（桜川・東地区）	
現況	本路線の整備により、線形不良区間の迂回を図り、交通混雑の緩和及び安全で円滑な交通が確保されるとともに、緊急輸送道路に指定していることから、災害時における代替路としての活用が図られるため、早期に整備を行う必要がある。	
対応状況	<b>【概要】</b>	
	事業名	①一般国道125号 桜川バイパス
	箇所名	②一般国道125号 (仮称) 東バイパス
	延長幅員	稲敷市阿波～稲敷市神宮寺
	事業期間	稲敷市伊佐部～稲敷市阿波
	事業費	L=2,400m W=23m (4車線)
		約37億円
	<b>【進捗状況】</b>	
	①一般国道125号 桜川バイパス	
	R2まで 事業費 2,619百万円 (進捗率71%) 測量、設計、地質調査、用地取得、地盤改良工事、道路改良工事	
	R3 事業費 418百万円 (進捗率82%) 用地取得、道路改良工事、埋蔵文化財発掘調査	
	R4 事業費 341百万円 (進捗率91%) 用地取得、道路改良工事	
今後の対応・課題等	① 一般国道125号 桜川バイパス ・残る用地の取得に努めるとともに、まとまった用地が確保された箇所の工事を進め、早期の供用を目指す。 ・令和4年度は、用地取得及び道路改良工事を進める。 ② 一般国道125号 (仮称) 東バイパス ・桜川バイパスの事業進捗や、交通量の推移を見ながら検討していく。	

# 要 望 書

かすみがうら市長 坪井 透

## 1 要望事項

一般県道 牛渡馬場山土浦線の歩道整備促進

## 2 要望主旨

一般県道牛渡馬場山土浦線（宍倉・下稲吉）は3市（かすみがうら市・土浦市・石岡市）が一体となって整備を進めている災害拠点病院である土浦協同病院（土浦市おおつ野地区）へのアクセスする広域的な幹線道路の一部を構成する道路であります。（当市整備路線は、歩車分離道路）

当区間は市街化区域でありながら歩道未整備区間があり、地元や学校関係者からも強い歩道設置要望が出されております。また、ウエルネスプラザ（市保健福祉施設）のアクセス路線にもなっていることや神立駅橋上化に伴い、当駅からの近接地でもあることから歩行者の往来も高まっております。

このため、歩行者及び自転車の安全と交通の円滑化を図るためにも当区間の歩道整備促進を要望いたします。

## 3 位置図



## 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路維持課

市町村	かすみがうら市
要望事項	県道牛渡馬場山土浦線の歩道整備促進
現況	本路線は、かすみがうら市から土浦市を結ぶ幹線道路である。当該箇所は、市立霞ヶ浦南小学校の通学路として利用されているが、歩道がないため通学児童及び自転車が車道にはみ出して通行しており大変危険な状況にある。
対応状況	<p>全体計画 延長幅員：L=1,000m、L=2.5m          事業期間：令和2年度～          事業費：300百万円          進捗率：13%（R3末時点）</p> <p>（交付金工区（優先区間）） 延長幅員：L=400m、L=2.5m          事業期間：令和2年度～          事業費：100百万円          進捗率：38%（R3末時点）</p> <p>R2まで 事業費22百万円（進捗率22%）          路線測量、設計、用地補償</p> <p>R3 事業費16百万円（進捗率38%）          用地補償</p> <p>R4 事業費17百万円（進捗率55%）</p> <p>（個別補助工区） 延長幅員：L=600m、L=2.5m          事業期間：令和4年度～          事業費：200百万円          進捗率：0%（R3末時点）</p> <p>R4 事業費18百万円（進捗率9%）          路線測量、設計</p>
今後の対応・課題等	引き続き、事業進捗を図っていく。

# 要 望 書

桜川市長 大塚 秀喜

## 1 要望事項

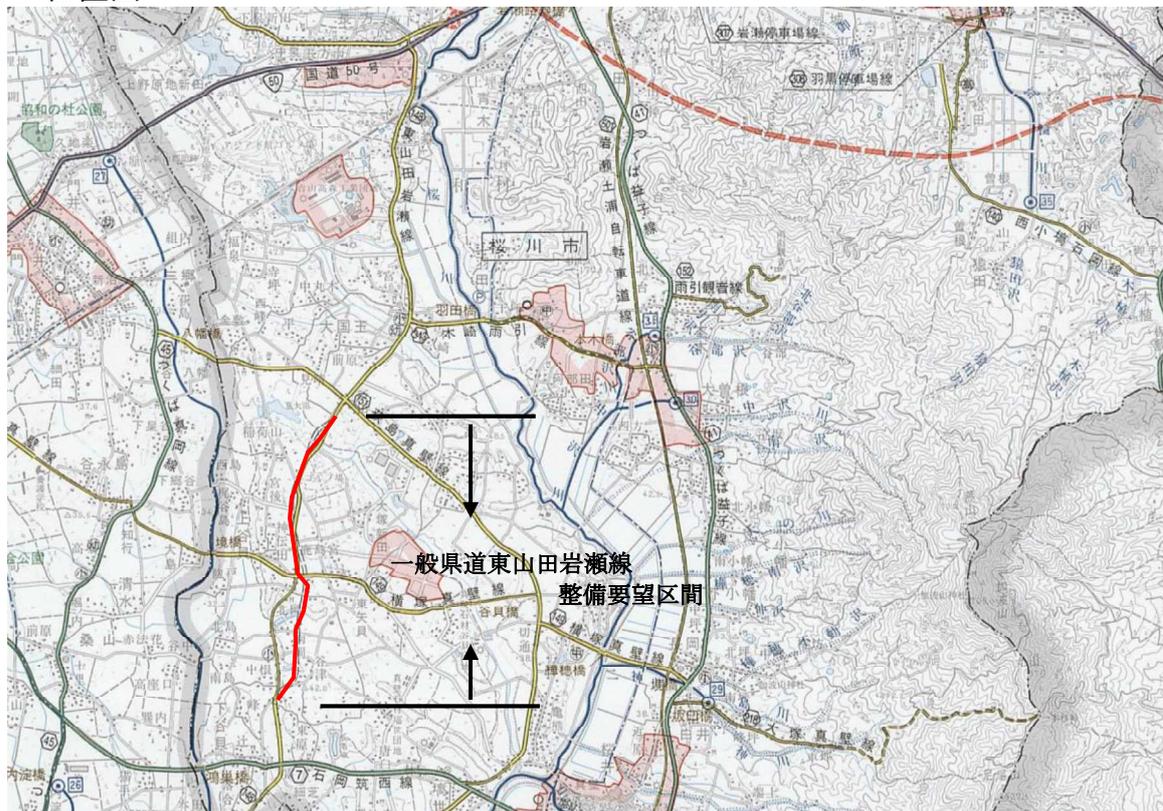
一般県道東山田岩瀬線整備事業の促進について

## 2 要望主旨

一般県道東山田岩瀬線は、桜川市真壁町東山田から、筑西市(旧明野町)・谷貝地区・大和地区を経て国道50号に至り、さらに北関東自動車道桜川筑西ICへのアクセス道路であります。また、周辺住民の生活道路としても、大変重要な役割を果たす基幹道路であります。また、現道の幅員は狭隘で、整備要望区間はセンターラインも無く見通しが悪いため危険な状況であります。また北関東自動車道が全線開通したことにより交通量が増加し事故が多発しております。

用地買収の済んだ区間から、順次工事に取り組んでいただいているところであり、整備要望区間については、現道への歩道整備を進めていただきましたが、更なる用地取得を図り、順次工事を促進していただきたく要望いたします。災害防止、安全・円滑な交通の確保を図るため早期整備に向けて優先的に取り組んでいただくことを要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	桜川市									
要望事項	一般県道東山田岩瀬線整備事業促進									
現況	一般県道東山田岩瀬線は、桜川市大国玉～筑西市宮後経て国道 50 号に至る生活道路であるとともに、谷貝小の通学路にもなっており、幅員も狭く、歩道もないことから、現道拡幅工事やバイパス工事を進めている。									
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <p>一般県道東山田岩瀬線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箇所名：桜川市大国玉～筑西市宮後</li> <li>・ 延長幅員：L=8,280m W=12m(2車線)</li> <li>・ 事業期間：平成7年度～</li> <li>・ 事業費：約55億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用延長：R2まで L=5,480m</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1工区</td> <td style="width: 50%;">： 2,540m (筑西市宮後地内)</td> <td style="width: 40%;">L=2,540m 供用</td> </tr> <tr> <td>2工区</td> <td>： 2,680m (桜川市下谷貝地内)</td> <td>L=1,040m 供用</td> </tr> <tr> <td>3工区</td> <td>： 3,060m (桜川市上谷貝地内)</td> <td>L=1,900m 供用</td> </tr> </table> <p>R2まで 事業費 3,899百万円 (進捗率 71%)          用地取得、道路改良舗装工事</p> <p>R3 事業費 105百万円 (進捗率 73%)          地質調査、道路改良舗装工事</p> <p>R4 事業費 80百万円 (進捗率 75%)          用地取得、道路改良舗装工事</p>	1工区	： 2,540m (筑西市宮後地内)	L=2,540m 供用	2工区	： 2,680m (桜川市下谷貝地内)	L=1,040m 供用	3工区	： 3,060m (桜川市上谷貝地内)	L=1,900m 供用
1工区	： 2,540m (筑西市宮後地内)	L=2,540m 供用								
2工区	： 2,680m (桜川市下谷貝地内)	L=1,040m 供用								
3工区	： 3,060m (桜川市上谷貝地内)	L=1,900m 供用								
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1工区については、H29.3に全線供用済み。</li> <li>・ 2、3工区については、用地取得を推進するとともに、用地のまとまった区間から順次工事を実施していく。</li> </ul>									

# 要 望 書

神栖市長 石田 進

## 1 要望事項

県道深芝浜波崎線拡幅整備（波崎消防署付近）

## 2 要望主旨

県道深芝浜波崎線は、幅員が狭隘で拡幅が望まれています。現在植松（交差点）地区まで拡幅工事が進行してきていますが、鹿島臨海工業地帯への通勤者で慢性的な混雑が発生しており、全線において、早期拡幅整備が必要であります。

特に、未拡幅区間において、波崎消防署付近の交差点の一部整備に伴い、より円滑な動線確保するため、前後区間の拡幅整備を要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課・道路維持課

市町村	神栖市																				
要望事項	県道深芝浜波崎線拡幅整備																				
現況	一般県道深芝浜波崎線は、神栖市を南北に縦貫し、国道124号を補完する道路であり、鹿島臨海工業地帯へのアクセス機能の充実、朝夕の交通混雑の緩和、通学児童の安全確保など、地域経済活動に多大な効果が期待されることから整備が求められている。																				
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各事業概要</th> <th>① 【西松下交差点～市道2158号線】</th> <th>② 【市道2158号線～東舎利交差点】</th> <th>【東舎利交差点～県道波崎港線との交差点（波崎消防署付近含）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画延長</td> <td>2,360m</td> <td>3,900m</td> <td>2,890m</td> </tr> <tr> <td>計画幅員</td> <td>W=14m（2車線）</td> <td>W=14m（2車線）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>H18～</td> <td>H27～</td> <td>～H25（歩道のみ）</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約16億</td> <td>検討中</td> <td>約11億（歩道のみ）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>≪道路建設課≫</p> <p>① 事業中区間（西松下交差点から市道2158号線まで）  R2：L=1,560m 供用  R2まで 事業費1,265百万円（進捗率79%）  道路改良舗装工事、用地取得  R3 事業費0百万円（進捗率79%）  R4 事業費17百万円（進捗率81%）  用地取得</p> <p>②未整備区間（市道2158号線から東舎利交差点まで）  R1まで 事業費46百万円  測量設計、用地取得、補償調査、  道路改良工事（神栖市波崎（舎利）狭小区間）</p> <p>③未整備区間（東舎利交差点から県道波崎港線との交差点まで）  H25：歩道整備のみ完了  H25まで事業費1,093百万円  測量・設計、用地取得、歩道整備工事、交差点改良工事</p>	各事業概要	① 【西松下交差点～市道2158号線】	② 【市道2158号線～東舎利交差点】	【東舎利交差点～県道波崎港線との交差点（波崎消防署付近含）】	計画延長	2,360m	3,900m	2,890m	計画幅員	W=14m（2車線）	W=14m（2車線）	-	事業期間	H18～	H27～	～H25（歩道のみ）	事業費	約16億	検討中	約11億（歩道のみ）
各事業概要	① 【西松下交差点～市道2158号線】	② 【市道2158号線～東舎利交差点】	【東舎利交差点～県道波崎港線との交差点（波崎消防署付近含）】																		
計画延長	2,360m	3,900m	2,890m																		
計画幅員	W=14m（2車線）	W=14m（2車線）	-																		
事業期間	H18～	H27～	～H25（歩道のみ）																		
事業費	約16億	検討中	約11億（歩道のみ）																		
今後の対応・課題等	<p>① 事業中区間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県単予算で用地取得を行っていく。</li> <li>・約8割が公図混乱地域であることから、神栖市の協力を得ながら、速やかに公図確定ができるよう鋭意取り組んでいく。</li> </ul> <p>②未整備区間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①工区の整備を優先とし、交通状況を勘案しながら検討していく。</li> </ul> <p>③未整備（歩道整備済み）区間【波崎消防署付近】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①、②工区の整備を優先とし、交通状況を勘案しながら検討していく。</li> </ul>																				

# 要 望 書

行方市長 鈴木 周也

## 1 要望事項

主要地方道水戸神栖線の整備促進について（行方市小高地内から上山地内）

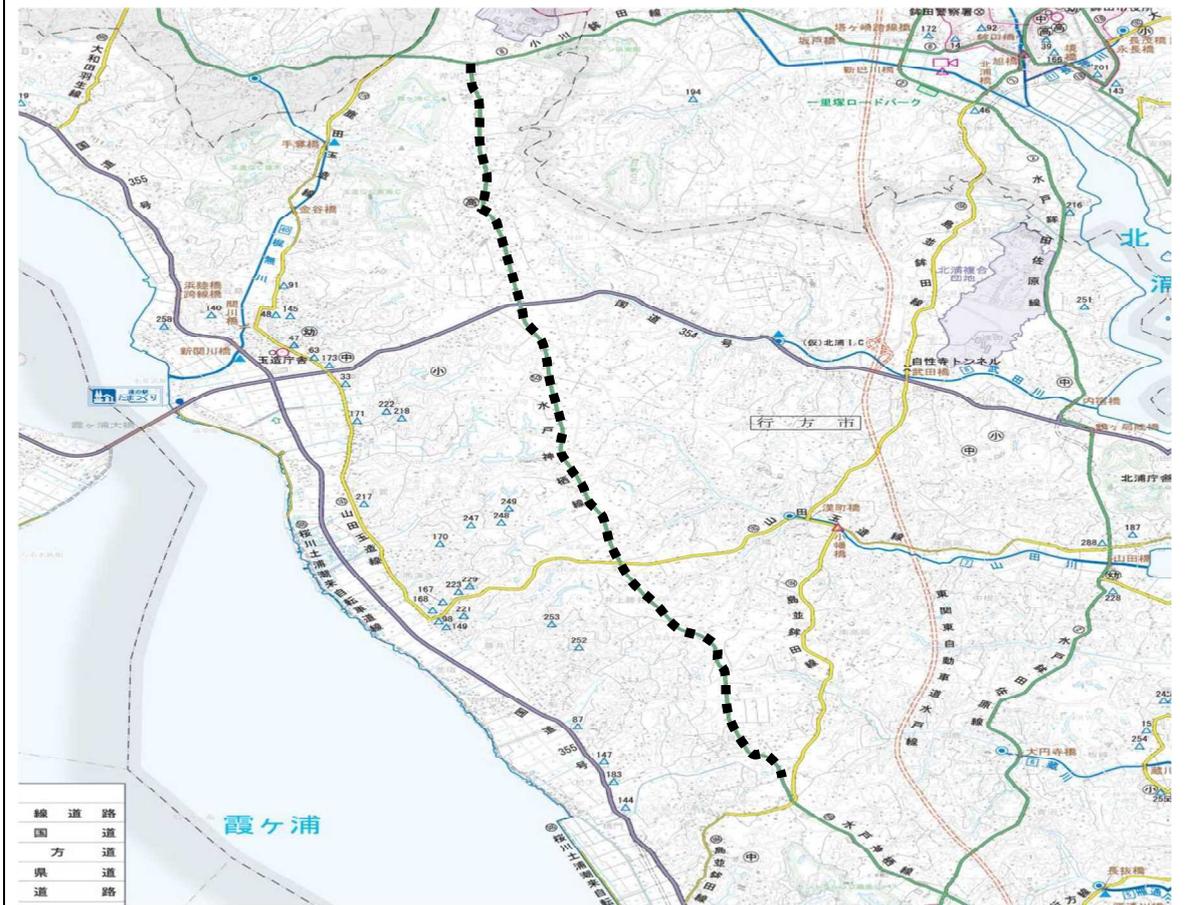
## 2 要望主旨

主要地方道水戸神栖線は、本市の中央部を南北に縦断する道路で、国道354号をはじめ多くの国県道と交差し、沿線に県立高校や総合病院、消防署などの施設が点在する重要な路線です。一部拡幅、歩道設置が進められていますが、国道354号との交差点から藤井地区区間については歩道が未整備のため、自転車通学者のすぐ脇を大型車両が追い抜いていくような、大変危険な道路となっています。霞ヶ浦大橋の無料化以降、流入する大型車両の交通量が増加していますので、一刻も早い整備が必要です。

また、茨城空港へのアクセス道路として重要な路線にもなっておりますので、交通安全確保と住民生活の向上・産業の発展に寄与するものであり、道路拡幅と歩道の早期整備を要望いたします。

## 3 位置図

主要地方道水戸神栖線の整備促進



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課・道路維持課

市町村	行方市					
要望事項	主要地方道水戸神栖線の整備促進					
現況	<p>主要地方道水戸神栖線は、水戸市から神栖市を結ぶ、南北方向の幹線道路であり、災害時における国道 355 号の代替路としての活用が図られる路線である。</p> <p>当該路線の整備により、歩道のない区間が解消され、安全で円滑な交通の確保が図られるため、早期に整備を行う必要がある。</p>					
対応状況	<b>【概要】</b>					
	地区名	①芹沢 (上山交差点)	②手賀	③玉造甲 ～井上藤井	④井貝	⑤小高
	延長	440m	2,100m	3,340m	350m	1,460m
	幅員 (車線)	12.5m (2車線)	15m (2車線)	15m (2車線)	10.5m (2車線)	15m (2車線)
	事業期間	H17～H28	H29～	H8～	H19～H26	H16～H25
	事業費	約 3.7 億円	約 6.5 億円	約 22 億円	約 1.3 億円	約 7.7 億円
	<b>【進捗状況】</b>					
<p>①、④、⑤地区については、事業が完了している。</p> <p>②手賀地内</p> <p>R2 まで 事業費 126 百万円 (進捗率 19%) 詳細設計、用地測量、物件調査、用地取得</p> <p>R3 事業費 16 百万円 (進捗率 22%) 用地取得</p> <p>R4 事業費 75 百万円 (進捗率 33%) 用地取得</p> <p>③玉造甲～井上藤井地内</p> <p>R2 まで 事業費 581 百万円 (進捗率 27%) 路線測量、地質調査、詳細設計、用地測量、用地取得、工事</p> <p>R3 事業費 20 百万円 (進捗率 28%) 流末測量設計</p> <p>R4 事業費 46 百万円 (進捗率 30%) 流末用地測量</p>						
今後の対応・課題等	<p>②手賀地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、スクールバス停留所付近の約 740m 区間を優先的に進めることとし、用地取得を実施する。</li> </ul> <p>③玉造甲～井上藤井地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>井上藤井交差点を含む優先区間約 860m 区間の工事が R4.3 に完了。</li> <li>引き続き手賀地内と井上藤井工区の事業を進めていく。</li> </ul>					

# 要 望 書

銚田市長 岸田一夫

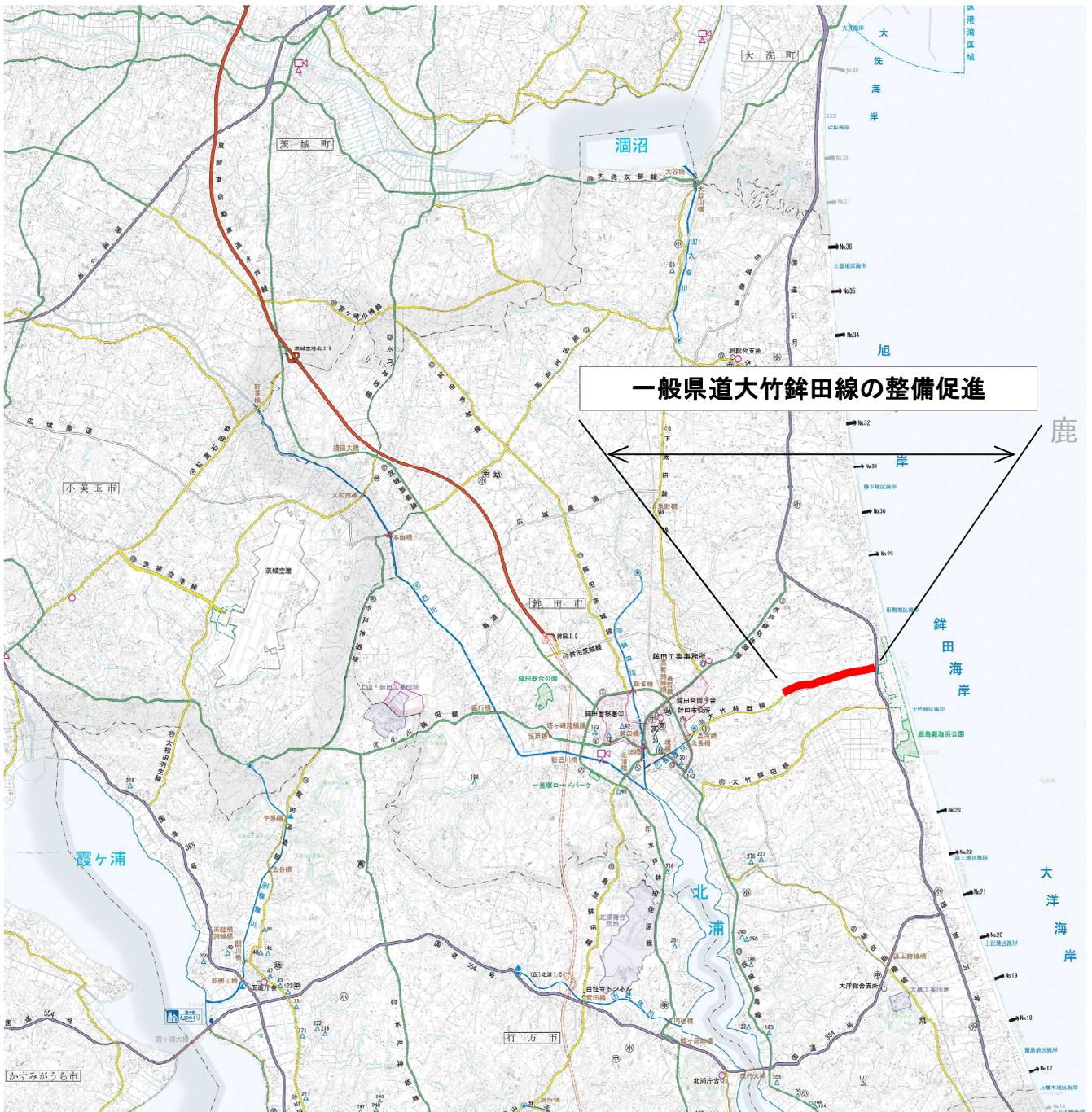
## 1 要望事項

一般県道大竹銚田線（バイパス）の整備促進

## 2 要望主旨

一般県道大竹銚田線（バイパス）は、海水浴シーズンの渋滞緩和や鹿島灘海浜公園へのアクセス道路となるなど、市民の生活環境の向上や産業基盤の強化のためにも早期完成を強く望むものです。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	銚田市
要望事項	一般県道大竹銚田線（バイパス）の整備促進
現況	<p>一般県道大竹銚田線は、銚田市臨海部の国道51号から銚田市の中心部を結ぶ地域の幹線道路である。</p> <p>しかしながら、現道は幅員が5.0mと狭く、歩道もないため、大型車の通行や、付近にある銚田南小学校の通学児童にとっても交通安全上危険な箇所となっていることから、バイパス整備を実施している。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <p>①一般県道 大竹銚田線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：銚田市畑田</li> <li>・延長幅員：L=2,850m W=12～15m（2車線）</li> <li>・事業期間：平成15年度～</li> <li>・事業費：約9.8億円</li> </ul> <p>②一般県道 大竹銚田線（先線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：銚田市白塚</li> <li>・全体延長：L=1,820m</li> <li>・事業期間：R1～</li> <li>・事業費：未定</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>①一般県道 大竹銚田線</p> <p>R1まで 事業費 982百万円（進捗率100%） 用地取得、工事</p> <p>R2 L=2,850m 供用</p> <p>②一般県道 大竹銚田線（先線）</p> <p>R2まで 事業費 88百万円 道路概略設計、交通量推計、路線測量、道路予備設計</p> <p>R3 事業費 1百万円 法面保護工、道路詳細設計、橋梁予備設計、地質調査</p> <p>R4 事業費 30百万円 橋梁詳細設計</p>
今後の対応・課題等	<p>①：令和2年9月に供用</p> <p>②：橋梁詳細設計を実施し、事業の推進を図る。</p>

# 要 望 書

つくばみらい市長 小田川 浩

## 1. 要望事項

主要地方道野田牛久線のバイパス整備促進について

## 2. 要望主旨

野田牛久線バイパスは、つくばエクスプレスみらい平駅から板橋不動尊東側を通過し、取手つくば線バイパスに接続する延長2.3kmの路線であり、平成19年度に当市板橋地区から南太田地区までの740m区間が暫定2車線で供用し、令和2年度に陽光台地区から小張地区までの290mが4車線で、410mが暫定2車線で供用しております。

近年、みらい平地区の人口増加により周辺地区の交通量が增大していることから、伊奈東小学校付近の道路の朝夕の渋滞がさらに激しくなっている状況であり、通学児童・生徒の安全確保のためにも整備が望まれています。

バイパス整備に併せた市道の整備事業も平成29年度に完了しており、整備を進め接続することで、沿線地区の利便性を高めるとともに道路ネットワークの強化が図られるものと思われま

す。当市が総合計画に位置付けて推進するワープステーション江戸を中心とした複合産業拠点の形成にも大きく影響するものであることから、今後とも整備のより一層の進捗を図るとともに早急なるバイパスの完成を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	つくばみらい市
要望事項	主要地方道野田牛久線のバイパス整備
現況	野田牛久線バイパスは、つくばエクスプレスみらい平駅から板橋不動尊東側を通過し、取手つくば線に接続する延長 2.3km の幹線道路である。近年、みらい平地区の人口増加により周辺地区の交通量が増大していることから、板橋小学校付近の道路の朝夕の渋滞がさらに激しくなっており、通学児童・生徒の安全確保のため整備を進めている。
対応状況	<p><b>【概要】</b>            主要地方道野田牛久線            ・箇所名：つくばみらい市小張            ・延長幅員：L=2,300m W=30~14m (2車線)            ・事業期間：平成5年度～            ・事業費：約72億円</p> <p><b>【進捗状況】</b>            H19：板橋地区～南太田地区までの740m区間を供用            R2：陽光台地区～小張地区までの700m区間を供用</p> <p>R2年度まで 事業費：6,580百万円（進捗率：91%）            測量・設計、用地取得、工事</p> <p>R3年度 事業費：190百万円（進捗率：94%）            測量・設計、用地取得、工事</p> <p>R4年度 事業費：100百万円（進捗率：95%）            用地取得、工事</p>
今後の対応・課題等	・残る用地の取得と工事を進め、早期の供用を目指す。

# 要 望 書

小美玉市長 島 田 幸 三

## 1 要望事項

主要地方道玉里水戸線バイパスの整備促進

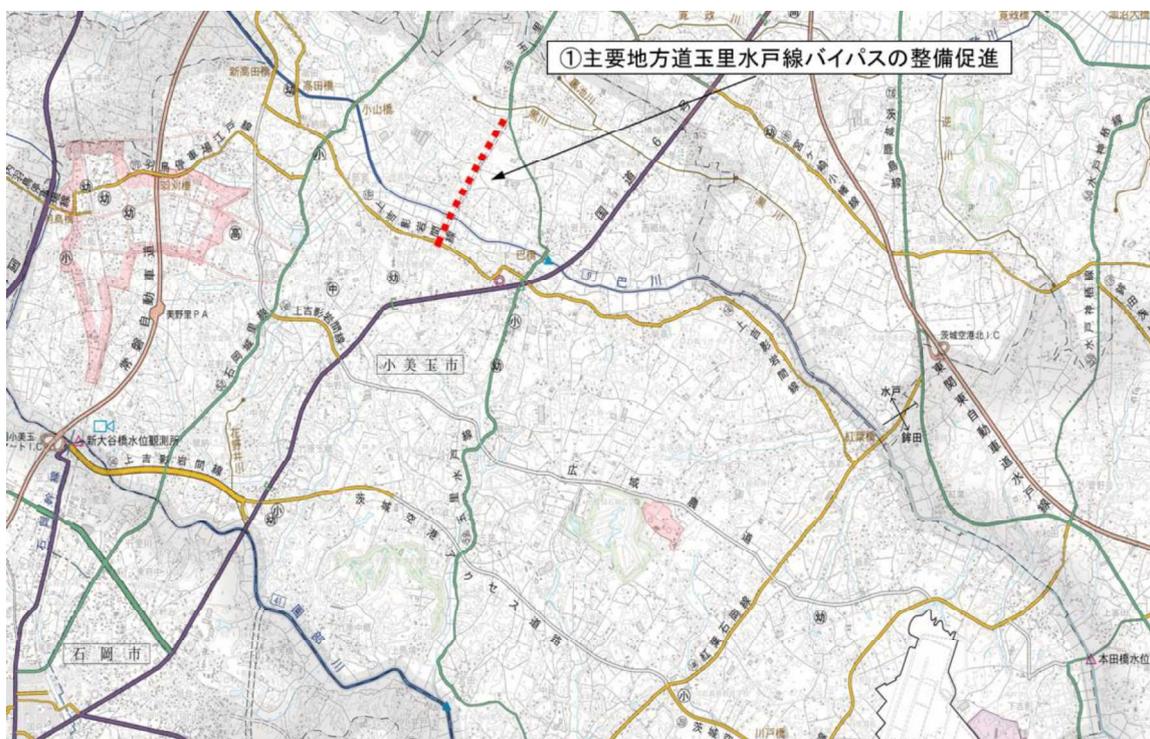
## 2 要望主旨

平成22年3月に開港した『茨城空港』は、多岐にわたる波及効果が期待できるとともに、今後のまちづくりを展開していくうえで、最も重要な役割を担うものと考えております。また、道路は豊かな生活文化、活力ある経済社会活動を支える最も基本的かつ重要な社会資本であり、その整備に地域住民の熱い期待が寄せられております。

本路線は、国道6号と常磐自動車道の間に位置し、これらを補完する役割を担っているとともに沿線地域の経済及び生活の基盤として利用されています。しかしながら、本路線は幅員狭小箇所があり度々渋滞などの障害を起し、一般通行や付近住民の生活に多大な影響を及ぼしている状況です。

つきましては、道路が産業経済発展の基盤となる大変重要なものであることや、本路線の整備によって「茨城空港」へのアクセスルートの一つになることから、バイパス区間の整備推進を強く要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	小美玉市
要望事項	主要地方道玉里水戸線バイパスの整備促進
現況	本路線は、小美玉市の国道 355 号から水戸市の国道 50 号に至る幹線道路である。小美玉市先後から堅倉地内においては、現道の幅員が狭く、屈曲し、歩道がないなど、歩行者や自動車の安全で円滑な通行に支障が生じている状況であることから、バイパス整備を実施している。
対応状況	<p><b>【概要】</b>            主要地方道玉里水戸線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：小美玉市先後～堅倉</li> <li>・延長幅員：L=2,220m W=15m (2車線)</li> <li>・事業期間：平成6年度～</li> <li>・事業費：約16億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>R2 まで 事業費 372 百万円 (進捗率 23%)            測量、設計</p> <p>R3 事業費 190 百万円 (進捗率 35%)            補償調査、用地取得</p> <p>R4 事業費 130 百万円 (進捗率 43%)            用地取得</p>
今後の対応・課題等	・引き続き、用地取得を進める。

# 要 望 書

茨城町長 小林 宣夫

## 1 要望事項

主要地方道大洗友部線（駒渡～小鶴）の整備促進について

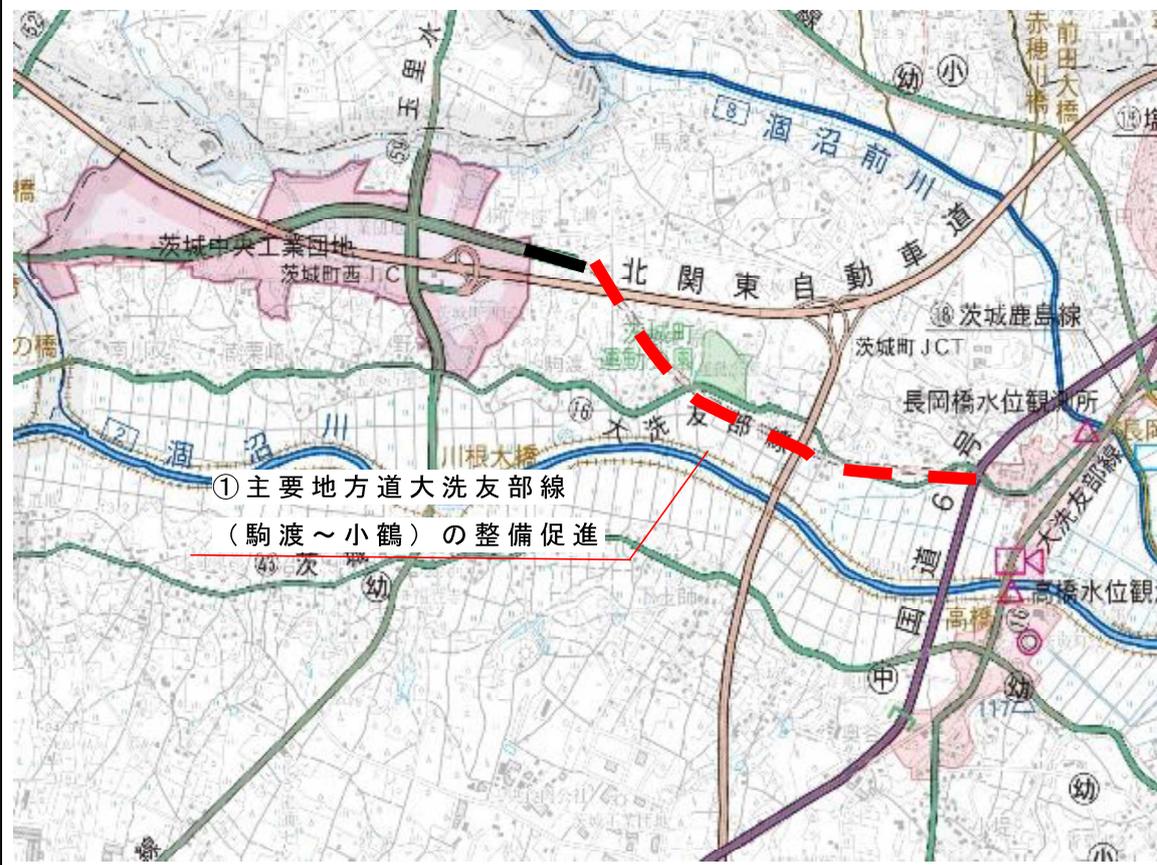
## 2 要望主旨

主要地方道大洗友部線は、旧友部町から当町を經由して、国道6号を結ぶ幹線道路であり、沿線住民の生活道路としてはもちろんのこと、茨城中央工業団地及び北関東自動車道（茨城町西IC）へのアクセス道路としても重要な役割を担っており、町の発展には欠かせない路線でございます。

しかしながら、当該路線は狭隘で屈曲箇所が多いことから、車両同士のすれ違いに支障をきたしております。また、歩道についても一部を除き未整備となっており、歩行者の安全確保が危惧されております。

このような中、現在精力的に用地買収及び改良工事が進められており、既に茨城中央工業団地区間が開通し、令和2年度には更に400mの区間（駒渡地内）が開通いたしました。全線開通に向け一層の整備促進を要望致します。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	茨城町
要望事項	主要地方道大洗友部線（駒渡～小鶴）の整備促進について
現況	<p>本路線は、大洗町から国道6号を経由して、笠間市に至る県央部の東西方向の幹線道路である。現道は、未改良部分が多く、幅員が狭小で、大型車のすれ違いが困難であるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況であることから、バイパス整備を実施している。</p> <p>また、本バイパス沿線には、茨城中央工業団地（H12分譲開始）が事業中であり、本バイパスの整備により、茨城町西IC、国道6号への連絡強化が図られ、企業立地の促進に寄与することが期待される。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b>            主要地方道 大洗友部線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名：茨城町小鶴～笠間市仁古田</li> <li>・延長幅員：L=6,850m W=27.0m（4車線）</li> <li>・事業期間：平成7年度～</li> <li>・事業費：約95億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>H12：L=1,720m 供用            H15：L=1,140m 供用            H22：L= 860m 供用            R2：L= 400m 供用</p> <p>R2まで 事業費 7,544百万円（進捗率79%）            測量、設計、用地取得、道路改良工</p> <p>R3 事業費 1,040百万円（進捗率90%）            用地取得、道路改良工</p> <p>R4 事業費 850百万円（進捗率99%）            用地取得、道路改良舗装工</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、用地取得、道路改良工事を進める。</li> <li>・茨城中央工業団地から茨城町運動公園までの約900m区間については、部分供用を目指し、早期整備を図る。</li> </ul>

# 要 望 書

大洗町長 國井 豊

## 1 要望事項

都市計画道路「吉沼磯浜線」の早期事業化

## 2 要望主旨

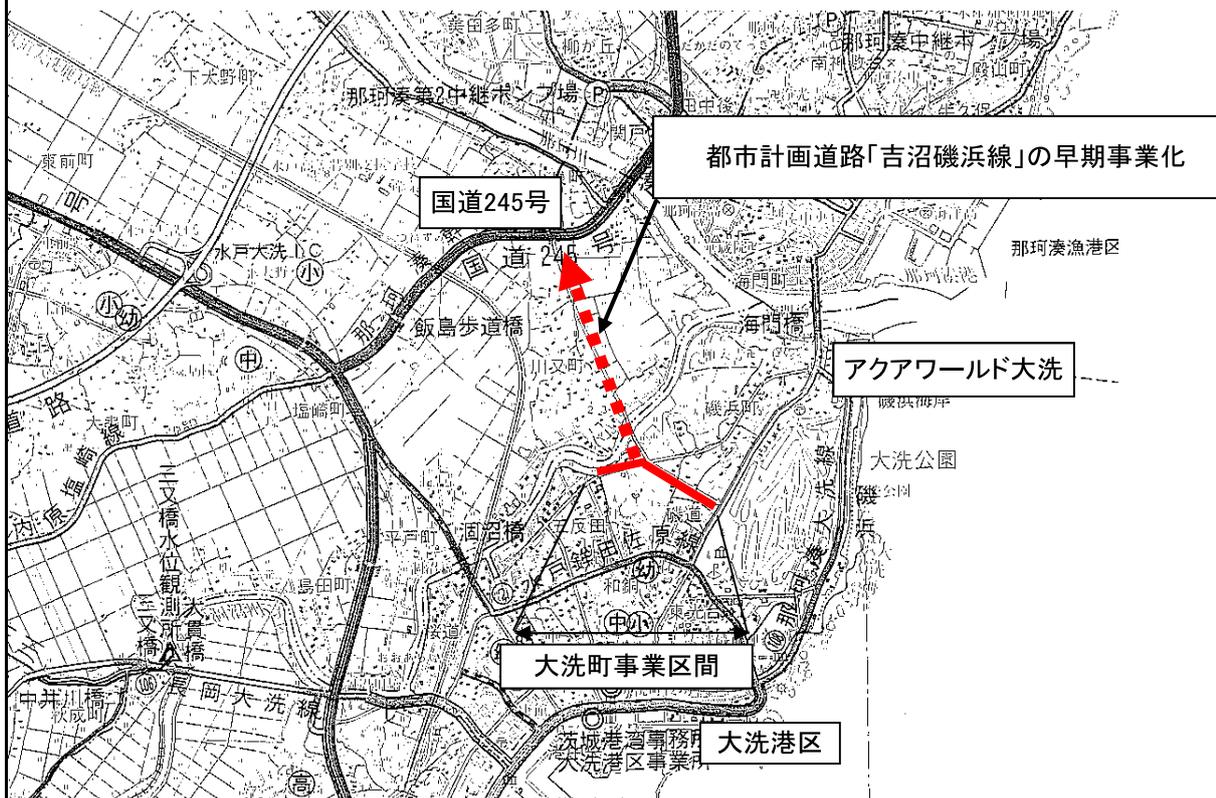
本町の道路事情は、北関東自動車道により東京圏との結びつきが強化され、特に大洗サンビーチや大洗港周辺から、アクアワールド茨城県大洗水族館やひたちなか市の臨海部を周遊する来訪者が増加したことで慢性的な渋滞が発生し、特に週末などは町民の日常生活にも支障をきたすほどの混雑が生じております。

また、原子力研究開発施設が立地する地域特性から、観光客が集中した状況のなかでの原子力事故等を想定すると、緊急時の円滑な避難ルートを確認するための新しい広域アクセス道路が必要となっております。

過去には、東日本大震災において海門橋、酒沼橋が通行止めになった事例もあり、災害時に地域の孤立を防ぐ観点からも、広域的な幹線道路ネットワークとしての機能を確保できる新たな道路の整備が急務であるため、令和3年度に町単独事業にて本路線の概略設計を実施し、具体的な道路構造及び概算事業費等の検討を行いました。

このようなことから、平常時のみならず緊急時における交通機能強化を図るため、新しいアクセス道路として、都市計画道路吉沼磯浜線(大洗町～国道245号)の早期事業化を要望します。

## 3 位置 図



## 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	大洗町
要望事項	都市計画道路「吉沼磯浜線」の早期事業化
現況	<p>都市計画道路 吉沼磯浜線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名 : 水戸市～大洗町</li> <li>・延長幅員 : L=1,700m W=16m</li> </ul> <p style="text-align: center;">※未着手</p>
対応状況	H26～R4            大洗町から要望（未着手）
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備主体や手法等について、市町と協議しながら検討していく。</li> </ul>

# 要 望 書

城里町長 上遠野 修

## 1 要望事項

国道123号バイパス(那珂川大橋架替事業含む)の整備促進について

## 2 要望主旨

国道123号は、水戸市と栃木県宇都宮市を結ぶ広域幹線道路であり、本町を南北に縦断し、町の骨格を形成する道路であります。城里町坏地区から粟地区の区間につきましては、一部着工はしていますが国道123号との連絡道路が狭隘な危険箇所となっており更なる交通渋滞が予想されています。

平成22年2月より工事着手していただき、令和2年4月には優先整備区間が開通し、交通の支障となっていた手這坂や市街地の渋滞の解消が図られました。引き続き、危険箇所及び渋滞の解消のため本事業の一刻も早い完成が望まれていることから、本町の重要課題として国道123号バイパス(那珂川大橋架替事業含む)の整備促進を要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	城里町																
要望事項	国道123号バイパス(那珂川大橋架替事業含む)の整備促進																
現況	<p>本路線は、緊急輸送道路にも指定されており、通常時だけでなく緊急時にも地域の輸送等を支える道路である。</p> <p>那珂川大橋架替事業は、那珂川大橋の幅員狭小が解消されるとともに、災害時に代替路としての活用が図られる。また、桂常北バイパスは、手這坂の冬季交通困難の解消や城里市街地の交通混雑の緩和など、円滑な交通の確保が図られる。</p>																
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>①一般国道123号 那珂川大橋</td> <td>②一般国道123号 桂常北バイパス</td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td>常陸大宮市野口～城里町御前山</td> <td>城里町栗～城里町石塚</td> </tr> <tr> <td>延長幅員</td> <td>L=800m W=12m (2車線)</td> <td>L=3,300m W=28m (暫定2車線)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>R2年度～</td> <td>H12年度～</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約65億円</td> <td>約60億円</td> </tr> </table> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>①一般国道123号那珂川大橋</p> <p>R2 事業費 120百万円 (進捗率2%) 地質調査、設計</p> <p>R3 事業費 187百万円 (進捗率5%) 設計、用地測量</p> <p>R4 事業費 196百万円 (進捗率8%) 物件調査、用地取得</p> <p>②一般国道123号桂常北バイパス</p> <p>H26 : L=820m 供用</p> <p>H27 : L=680m 供用</p> <p>R2 : L=500m 供用</p> <p>R2まで 事業費 4,441百万円 (進捗率74%) 調査、設計、用地取得、改良舗装工、橋梁工(城里高架橋)</p> <p>R3 事業費 40百万円 (進捗率75%) 用地取得</p> <p>R4 事業費 0百万円 (進捗率75%) 用地交渉</p>		事業名	①一般国道123号 那珂川大橋	②一般国道123号 桂常北バイパス	箇所名	常陸大宮市野口～城里町御前山	城里町栗～城里町石塚	延長幅員	L=800m W=12m (2車線)	L=3,300m W=28m (暫定2車線)	事業期間	R2年度～	H12年度～	事業費	約65億円	約60億円
事業名	①一般国道123号 那珂川大橋	②一般国道123号 桂常北バイパス															
箇所名	常陸大宮市野口～城里町御前山	城里町栗～城里町石塚															
延長幅員	L=800m W=12m (2車線)	L=3,300m W=28m (暫定2車線)															
事業期間	R2年度～	H12年度～															
事業費	約65億円	約60億円															
今後の対応・課題等	<p>① 一般国道123号那珂川大橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は、物件調査、用地取得を進める。</li> <li>・那珂川大橋の架け替えについて、常陸河川国道事務所と協議中。</li> </ul> <p>② 一般国道123号桂常北バイパス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城里町市街地の交通支障箇所である、手這坂及びクランク型交差点を迂回するバイパス区間の2.0km区間が供用した。</li> </ul>																

# 要 望 書

東海村長 山田 修

## 1 要望事項

「国道245号久慈大橋」の4車線化に向けた整備促進について

## 2 要望主旨

国道245号は、重要港湾である茨城港常陸那珂港区と日立港区を結ぶことから、広域的な産業経済の活性化に加え、災害時の区域避難や緊急輸送道路の役割を担う重要な路線であります。

現在、ひたちなか市から久慈大橋までの区間は、おおむね4車線化の道路改良工事が整備されつつありますが、久慈大橋の2車線区間を要因とした慢性的な交通渋滞が地域経済活動の停滞や日常生活に影響を及ぼしております。

また、老朽化した久慈大橋の架け替えにあわせ、下流側に4車線一体橋梁を新たに架設するため都市計画を変更することから、引き続き、地元住民の理解を得ながら整備推進を図る必要がございます。

つきましては、国道245号久慈大橋の4車線化の早期完成に向け、整備促進を要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	東海村
要望事項	国道245号久慈大橋の4車線化早期完成に向けた整備促進
現況	<p>一般国道245号は、水戸市から日立市へ至る茨城県北部地域の沿岸部を南北に縦断する緊急輸送道路であることから、津波等の災害時には地域の復興道路として大変重要な路線である。</p> <p>久慈大橋は、個別補助を活用し、整備推進を図る。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b>            一般国道245号久慈大橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名 : 東海村豊岡 ～ 日立市留町</li> <li>・延長幅員 : L=1,000m W=22m (4車線)</li> <li>・事業期間 : 令和元年度 ～</li> <li>・事業費 : 約100億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>R2まで 事業費 300百万円 (進捗率3%)            路線測量、地質調査、橋梁詳細設計、道路詳細設計</p> <p>R3 事業費 100百万円 (進捗率4%) 用地測量</p> <p>R4 事業費 100百万円 (進捗率5%) 用地取得</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長約1.0kmについて、令和元年度に新規補助事業化。</li> <li>・令和4年度は、用地取得を進める。</li> </ul>

# 要 望 書

大子町長 高 梨 哲 彦

## 1 要望事項

一級河川久慈川の改修促進について

## 2 要望主旨

久慈川は、その水源を県内最高峰の八溝山に発する流域面積1,490k㎡を有する一級河川ですが、台風や集中豪雨の際には、久慈川の氾濫による浸水被害が度々発生しており、平成3年9月洪水を契機として、平成4年度から洪水防止のため全体計画5,500mの河川改修事業（築堤、護岸、河床掘削）に着手し、小久慈工区（550m）、北田気工区（830m）、大子工区（1,200m）の区間が平成21年度までに完成しております。

しかしながら、令和元年東日本台風の際には記録的な豪雨により、久慈川の河道流域の多くの地区に浸水被害が発生するとともに、久慈川に並行して走る国道118号や主要地方道大子那須線が冠水し、近年の激甚化する豪雨災害の被害が今後一層懸念されている状況であります。

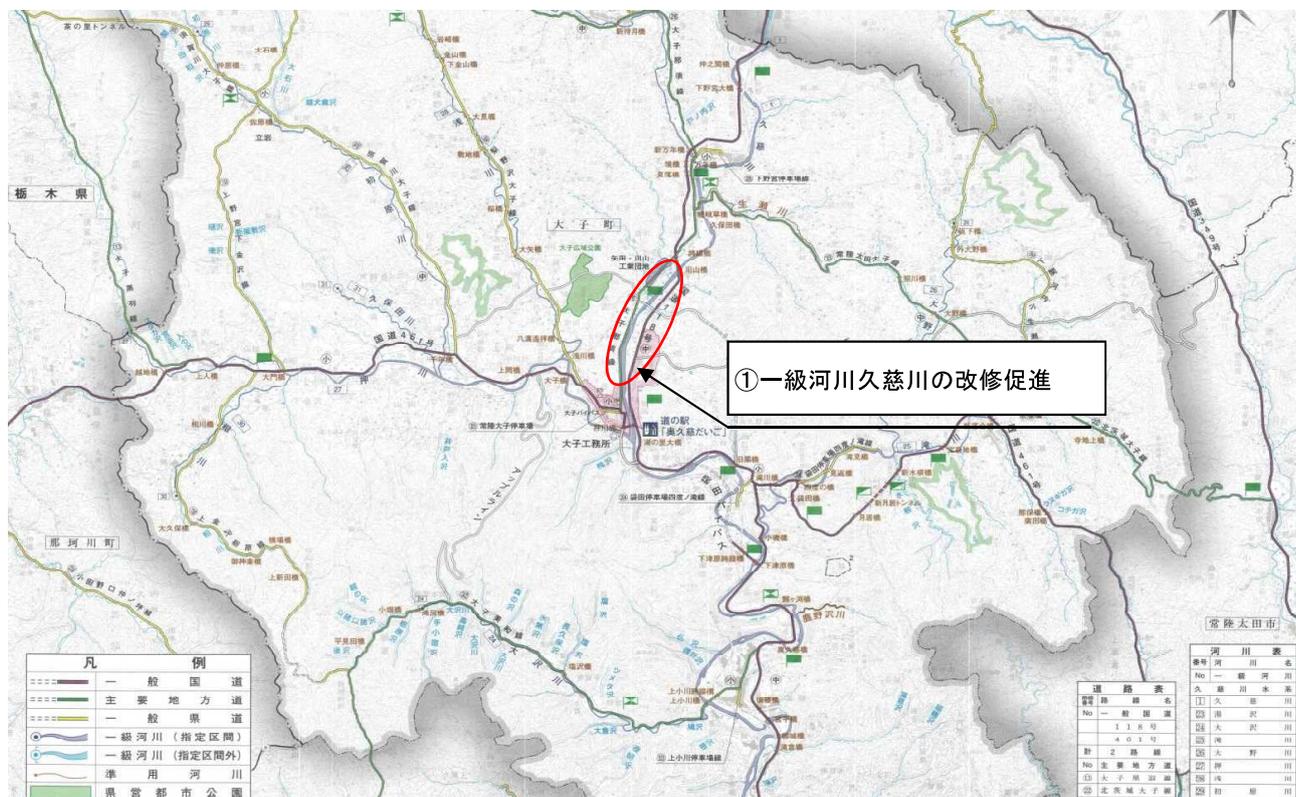
これらのことから、一級河川久慈川の河川改修事業の促進及び緊急治水プロジェクトによる早急な整備を要望いたします。

久慈川改修全体計画（北田気～川山）L=5,500m

要望箇所 矢田工区 L=1,720m

池田工区 L=1,150m

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 河川課

市町村	大子町
要望事項	一級河川久慈川の改修促進
現況	久慈川は、大子町池田地先の市道池田橋から同川山地先の国道118号川山橋までの2,500m区間について、河川改修を進めている。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長 : 2,500m (平成27年度着手)</li> <li>・全体事業費 : 2,920百万円</li> <li>・国においては、久慈川緊急治水対策プロジェクトとして、令和6年度までに交付金事業区間の上下流部の整備を行う計画である</li> </ul> <p>R2年度まで : 工事、用地買収等                      事業費 1,300百万円    進捗率 44.5%</p> <p>R3年度 : 工事、用地買収等 (R2補正)              事業費 400百万円    進捗率 58.2%</p> <p>R4年度 : 工事、測量等 (R3補正含む)              事業費 536百万円    進捗率 76.6%</p> <p>(概略図)</p>
今後の対応・課題等	・池田橋から上流区間について、順次、用地取得及び改修を進めていく。

# 要 望 書

美浦村長 中 島 栄

## 1. 要望事項

国道125号バイパスの整備（美浦村大谷地区）

## 2. 要望主旨

国道125号は、茨城県南部地域の産業・経済活動及び地域振興を支える広域的幹線道路であるとともに、住民の生活道路としても重要な役割を担っております。しかし、大谷地区につきましては、幅員狭小、線形不良区間による慢性的な渋滞、車両や歩行者通行の危険箇所が存在し、幹線道路に期待される機能が確保できていないという現状であります。茨城県により本路線の早期完成を目指し、整備を推進していただいております。平成30年度に宮地地区から大谷地区区間が開通したところです。改めて、美浦村大谷地区から稲敷市に至る区間の早期完成を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	美浦村
要望事項	国道125号バイパスの整備促進
現況	<p>一般国道125号大谷BPは、災害時にも地域の輸送等を支える道路である。</p> <p>当該箇所の整備により、線形不良区間の迂回を凶り、交通混雑の緩和及び安全で円滑な交通が確保されるとともに、緊急輸送道路に指定していることから、災害時における代替路としての活用が図られるため、早期に整備を行う必要がある。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <p>一般国道125号大谷バイパス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所名 : 稲敷市佐倉 ~ 美浦村大谷</li> <li>・延長幅員 : L=2,600m W=25m (暫定2車線整備)</li> <li>・事業期間 : 平成7年度 ~</li> <li>・事業費 : 約71億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>H28 : L=380m 供用  H30 : L=580m 供用  R2まで 事業費 6,286百万円 (進捗率 88%)  測量、設計、用地取得、埋蔵文化財調査、道路改良舗装工、  橋梁下部・上部工  R3 事業費 150百万円 (進捗率 91%)  道路改良舗装工  R4 事業費 165百万円 (進捗率 93%)  道路改良舗装工</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年3月に、村役場東交差点から東側の0.38kmを供用。</li> <li>・平成30年12月に、これに続く東側からトレーニングセンター入口の村道までの0.58kmを供用。</li> <li>・令和4年度は、残る区間1.64kmのうち、(主)江戸崎新利根線より西側の道路改良舗装工を実施し、早期供用開始を目指す。</li> </ul>

# 要 望 書

阿見町長 千葉 繁

## 1. 要望事項

主要地方道土浦竜ヶ崎線バイパス（都市計画道路阿見・小池線）の整備促進について

## 2. 要望主旨

主要地方道土浦竜ヶ崎線は、本町と隣接市を南北に結ぶ重要な路線であり、幅員が狭小であるにもかかわらず、朝夕の通勤時間帯には交通量が多いことから交通事故等の危険性が懸念されています。また、圏央道が全線開通し、現在進められている4車線化により更なる交通量の増加が予想されています。

主要地方道土浦竜ヶ崎線バイパスは、牛久市から圏央道牛久阿見ICにアクセスし、国道125号バイパスまで南北に結ぶ骨格となる道路であり、現在、牛久阿見ICから南側区間が供用開始されています。未整備区間である当町区間沿線のうち特に、荒川本郷地内において民間による住宅開発等の新市街地の形成が進められており、当該事業促進の為に本バイパスの早期整備が期待されているところです。

つきましては、広域的な道路ネットワークの構築、安全性の確保、沿線で計画されている新市街地の整備促進の観点からも土浦竜ヶ崎線バイパスの特に、牛久阿見インターチェンジから荒川本郷区間の早急な整備を要望致します。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	阿見町
要望事項	主要地方道土浦竜ヶ崎線バイパス（都市計画道路阿見・小池線）の整備促進
現況	<p>本路線は、土浦市と龍ヶ崎市を結ぶ地域の幹線道路であり、暫定2車線で開通した首都圏中央連絡自動車道の牛久阿見ICへのアクセス道路でもある。</p> <p>圏央道の4車線化の整備により交通量の増加が見込まれることから、当該箇所の整備により交通の円滑化を図る。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b>            主要地方道土浦竜ヶ崎線            ・箇所名：阿見町実穀～牛久市結束町            ・延長幅員：L=5,350m W=30～25m（4車線）            ・事業期間：平成8年度～            ・事業費：約109億円</p> <p><b>【進捗状況】</b>            H18：牛久阿見IC～現道間 L=400m                国道408号～現道交差 L=1,420m 供用（完成4車線）            H20：牛久市道7号線～国道408号までのL=910mを供用（暫定2車線）            H21：現道～牛久市道7号線までのL=930mを供用（暫定2車線）            H30：土浦稲敷線～国道408号までのL=3,930mを補助事業化            R2：国道408号～現道までのL=1,840mを供用（完成4車線）</p> <p>R2まで 事業費 8,142百万円（進捗率75%）                用地取得、伐採工事、測量、設計、                埋蔵文化財発掘調査、道路改良舗装工事</p> <p>R3 事業費 630百万円（進捗率81%）                用地取得、設計、道路改良舗装工事</p> <p>R4 事業費 400百万円（進捗率84%）                用地取得、測量、設計、道路改良舗装工事</p>
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏央道4車線化の整備進捗を見ながら整備を推進していく。</li> <li>・土浦稲敷線バイパスから圏央道牛久阿見ICまでのL=約1.2km区間について重点的に整備を進める。</li> <li>・国道125号から土浦稲敷線までの未着手区間については、事業中区間の進捗状況をふまえ検討していく。</li> </ul>

# 要 望 書

河内町長 野澤 良治

## 1. 要望事項

主要地方道取手東線生板バイパスの整備促進について  
(河内町生板地区：延長2,300m)

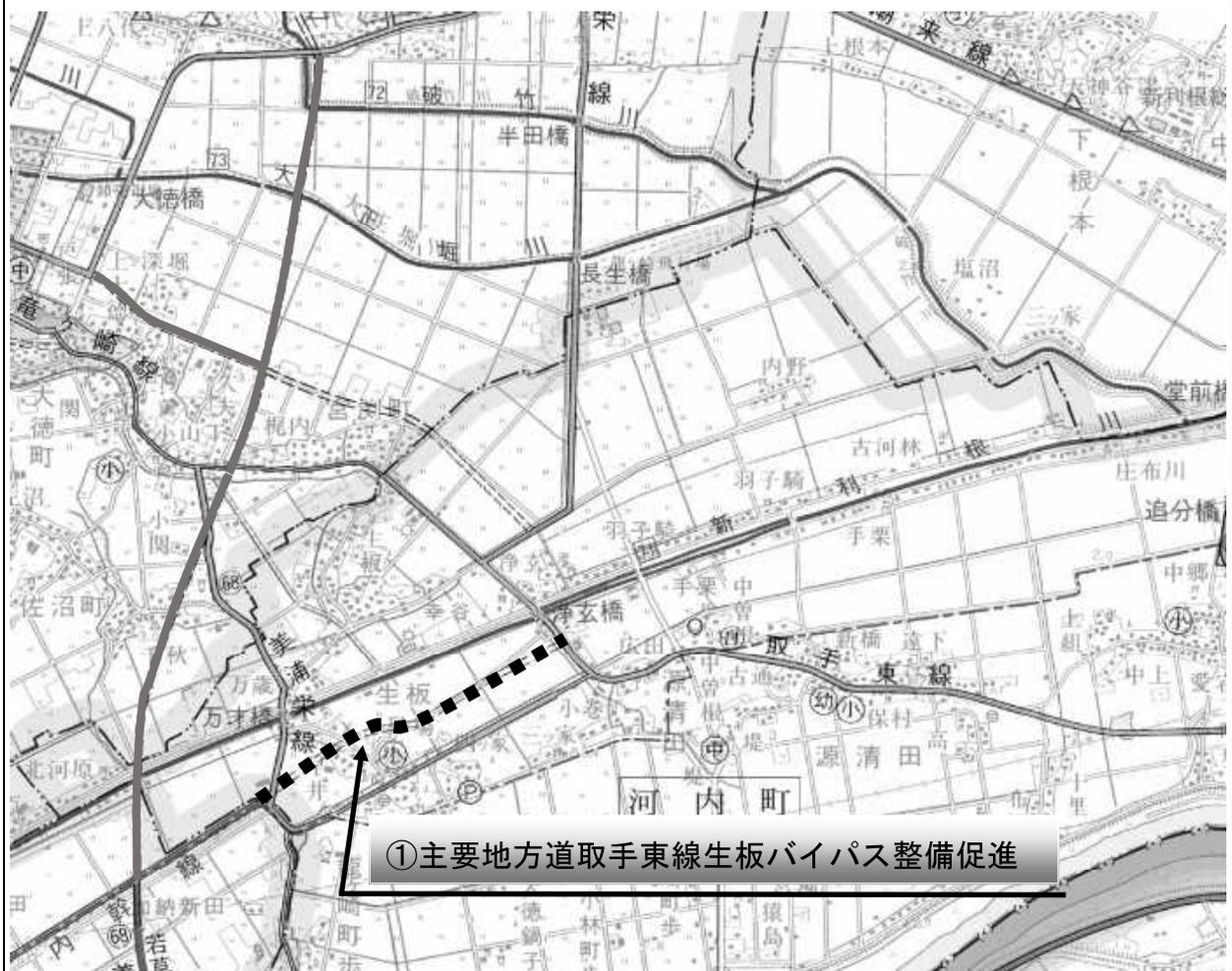
## 2. 要望主旨

当町は東西に細長い地形であり、東西に横断する主要地方道取手東線は、当町の動脈にあたります。この幹線道路の生板地区は幅員が狭く屈曲していることもあり、車等のすれ違いにも苦労している状況です。

また、若草大橋が開通し、美浦栄線バイパスの整備が進む中で、今後、隣接からのアクセス道路として益々混雑することが予想されます。

県におかれましては、平成25年度から工事着手して頂いているところですが、早期完成に向けた事業推進を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	河内町
要望事項	主要地方道取手東線生板バイパス整備促進
現況	主要地方道取手東線は、河内町を東西に横断する幹線道路だが、生板地区の現道は幅員が非常に狭く屈曲しており、人家連担であることからバイパス整備を実施している。
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要地方道取手東線</li> <li>・ 箇所名：河内町生板</li> <li>・ 延長幅員：L=2,300m W=10m (2車線)</li> <li>・ 事業期間：平成8年度～</li> <li>・ 事業費：約25億円</li> </ul> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>H23：美浦栄線現道との交差点部 L=280m を供用</p> <p>R2まで 事業費 1,790 百万円 (進捗率 73%)          用地取得, 舗装工, 地盤改良工, 仮設道路撤去工</p> <p>R3 事業費 297 百万円 (進捗率 85%)          地盤改良工</p> <p>R4 事業費 280 百万円 (進捗率 96%)          地盤改良工, 道路改良舗装工</p>
今後の対応・課題等	地盤改良が完了した所から改良舗装工事を進めるとともに、全線供用に向けて早井沼 (L=100m) の地盤改良を行っていく。

# 要 望 書

八千代町長 野 村 勇

## 1 要望事項

国道125号（下妻・八千代バイパス）の早期着工について

## 2 要望主旨

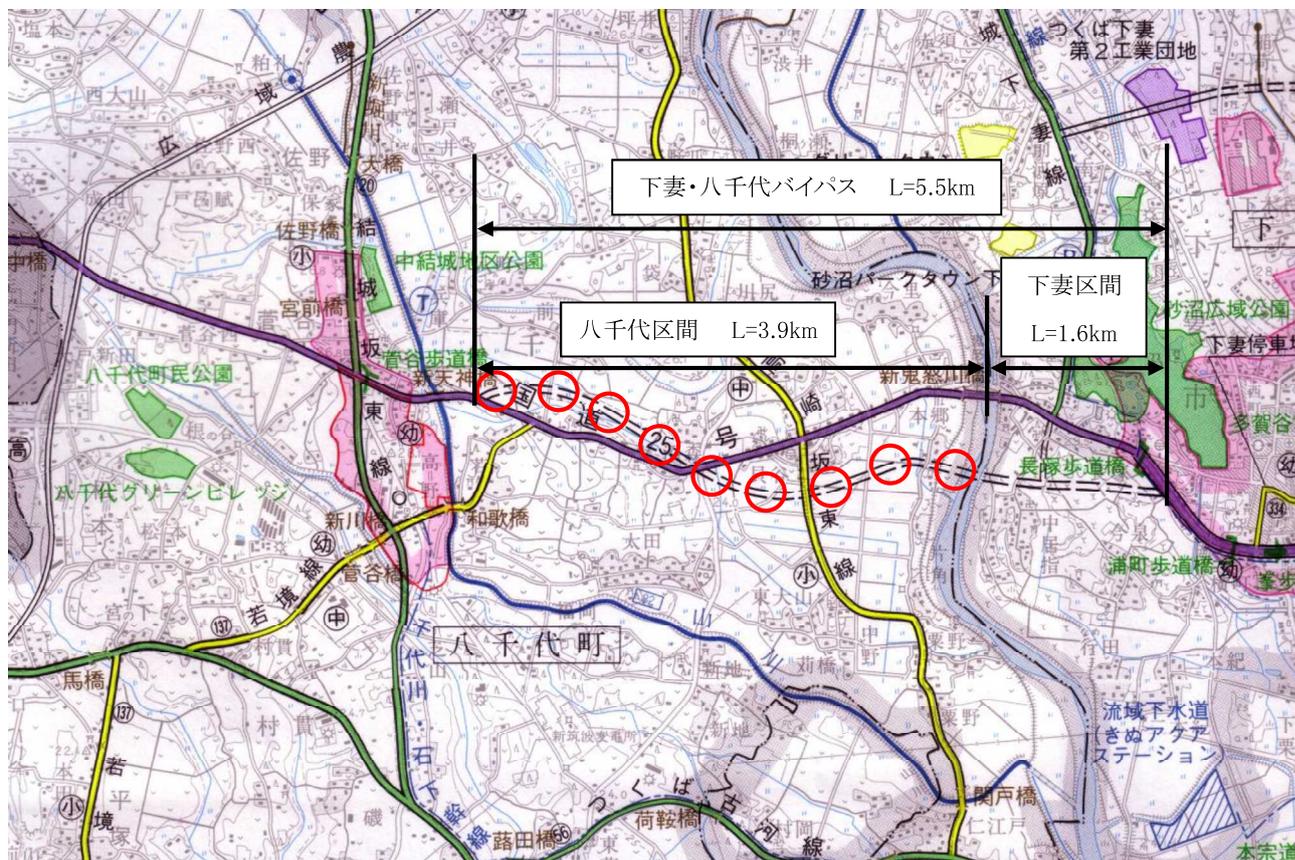
当町は総合計画に基づき、緑につつまれた快適な環境づくりを目指し、対話と協調を基本に町民総参加のまちづくりを推進しております。

交通体系の広域的状況が急速な変化を見せるなか、つくばエクスプレス、圏央道等へのアクセスを容易にする国道125号への幹線道路網の整備を推進しております。そのような中、国道125号の交通量は年々増加の一途をたどり、平成27年度交通量調査では一日当たり17,357台に達しております。なお、道路の幅員も狭く歩道の整備も十分でないため、交通安全対策上大変危険な箇所も多く見受けられます。

以上の状態を早期に解決すべく、国道125号について延長約5.5kmのバイパスの整備を推進するため、平成10年12月に都市計画決定しておりますが、20年以上経った現在でも、未だに工事着工には至っておりません。

つきましては、円滑な交通体系の整備に向けて、工事の早期着工を要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	八千代町
要望事項	国道125号（下妻・八千代バイパス）の早期着工
現況	<p>国道125号は、県南・県西地域を東西に結び、物流や観光などの地域の産業や、通勤通学など日常生活を支える重要な幹線道路である。下妻市内及び八千代町内の市街地では交通量が多く、通勤時間帯をはじめ慢性的な渋滞が発生している状況であり、関連事業2箇所の改良事業と併せ、下妻・八千代バイパスの着手に向けた調査を進めている。</p>
対応状況	<p><b>【概要】</b>            一般国道125号下妻八千代バイパス            ・箇所名：下妻市長塚 ～ 八千代町菅谷<sup>すげのや</sup>            ・延長幅員：L=5,500m W=26m（4車線）            ・事業期間：未着手</p> <p><b>【進捗状況】</b>            R2まで 事業費 90百万円（県単基礎調査、県単道工調等）            地形図作成、地質調査、中心線測量、予備設計            ※県西農林事務所と下妻市今泉地区 畑地帯総合整備事業との事業調整協議            R3 事業費 44百万円（県単道工調）            橋梁予備設計、交通量調査            ※県西農林事務所と下妻市今泉地区 畑地帯総合整備事業との事業調整協議            R4 事業費 0百万円（県単道工調）            ※県西農林事務所と下妻市今泉地区 畑地帯総合整備事業との事業調整協議</p>
今後の対応・課題等	<p>・本バイパスは、鬼怒川を渡河する橋梁の整備など事業費が多額となり、整備期間も長期にわたることが想定されることから、当面の渋滞対策として、現道の貝谷交差点及び砂沼公園入口交差点の改良事業を実施した。</p> <p>・貝谷交差点については令和元年9月、砂沼公園入口交差点は令和3年3月にそれぞれ整備が完了したところであり、引き続き、本バイパスの着手に向けて、関係機関との協議調整を進める。</p>

# 要 望 書

五霞町長 染谷森雄

## 1 要望事項

一般県道西関宿栗橋線の歩道整備について（五霞町大字小福田字西谷地内）

## 2 要望主旨

一般県道西関宿栗橋線は、県道杉戸境線（埼玉県幸手市）から国道4号（埼玉県久喜市）までを結ぶ主要な幹線道路であり、路線の大部分が五霞町内の中心部に位置しており、通勤通学に多く利用される重要な路線であります。

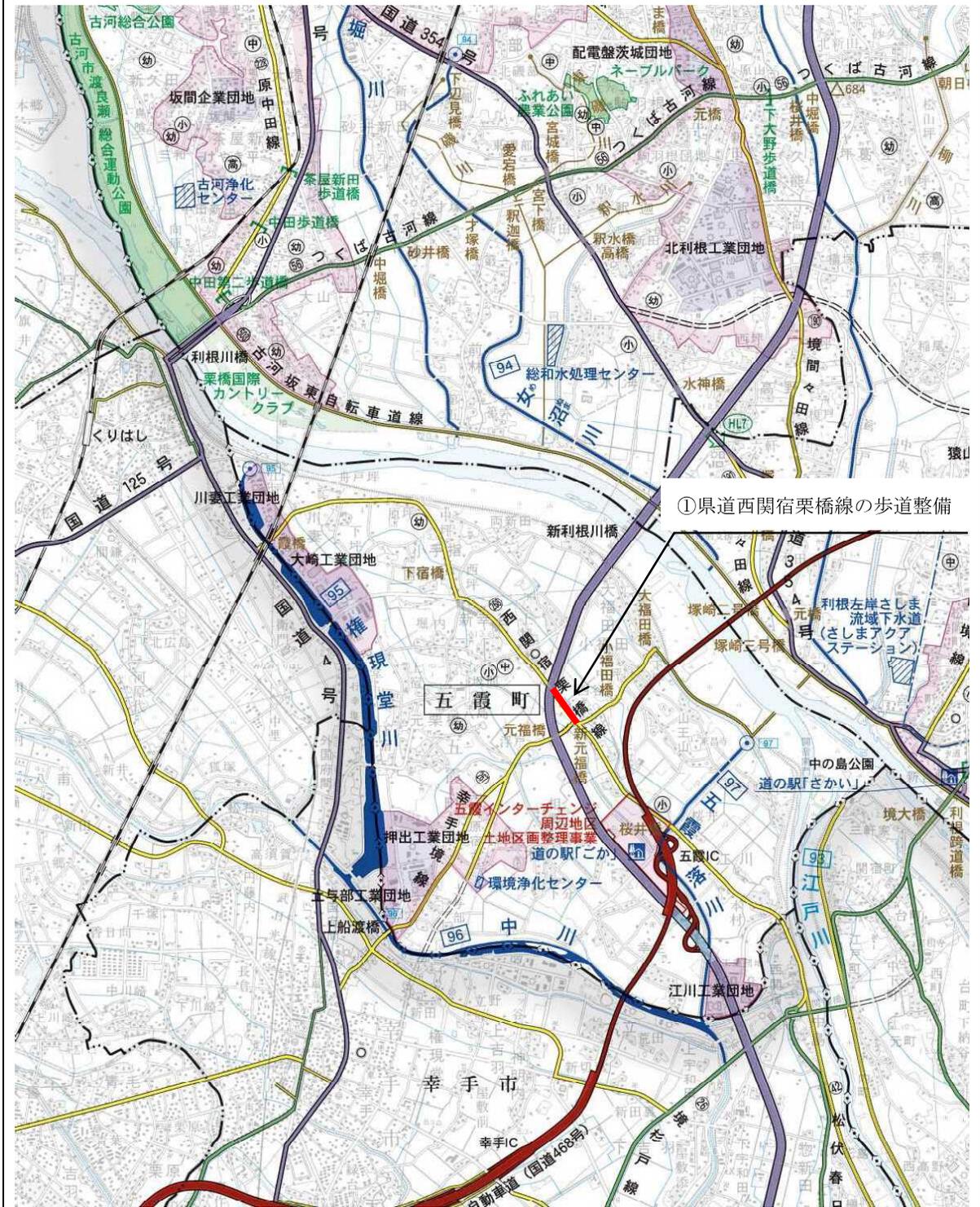
本路線は、新4号国道の五霞交差点から埼玉県久喜市の霞橋までの約4km区間については両側に歩道が整備されておりますが、残りの区間の大部分が片側歩道、もしくは歩道が未整備の状態であり、特に歩道が未整備の本要望区間におきましては、大型車両の通過も多くなっており、通学する児童・生徒が危険な状況となっております。

今回、未整備区間であった小福田地内の歩道新設整備が具体化となり、工事の全体計画としては、計画延長320m、歩道幅員2.5mの片側歩道となっており、平成31年2月に整備に係る地元説明会、令和2年2月には関係地権者による境界立会いが実施されました。

また、令和3年度には新4号国道（五霞跨道橋）から西谷方面に向かって用地買収が完了した箇所97.1mの歩道整備工事が完了しております。

今後におかれましても、交通の利便性の向上と歩行者等の安全性の確保の観点から、本路線のより一層の整備促進を要望する次第であります。

### 3 位置図



## 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路維持課

市町村	五霞町
要望事項	県道西関宿栗橋線の歩道整備
現況	本路線は、埼玉県幸手市西関宿を起点に、埼玉県久喜市栗橋の国道4号に至る一般県道で、新4号国道が交差しているところから大型車の流入も多い路線である。当該箇所は、通学路に指定されているが、歩道がなく、通学児童と車両との事故の恐れがある。
対応状況	<p>全体計画 延長幅員：L=320m W=2.5m          事業期間：平成29年度～          事業費：120百万円          進捗率：50%（令和3年度末時点）</p> <p>R2まで 事業費43百万円（進捗率36%）          権利者調査、測量設計、用地測量、用地補償</p> <p>R3 事業費17百万円（進捗率50%）          用地補償、工事</p> <p>R4 事業費15百万円（進捗率63%）          用地補償、工事</p>
今後の対応・課題等	引き続き、事業進捗を図っていく。

# 要 望 書

境町長 橋本正裕

## 1 要望事項

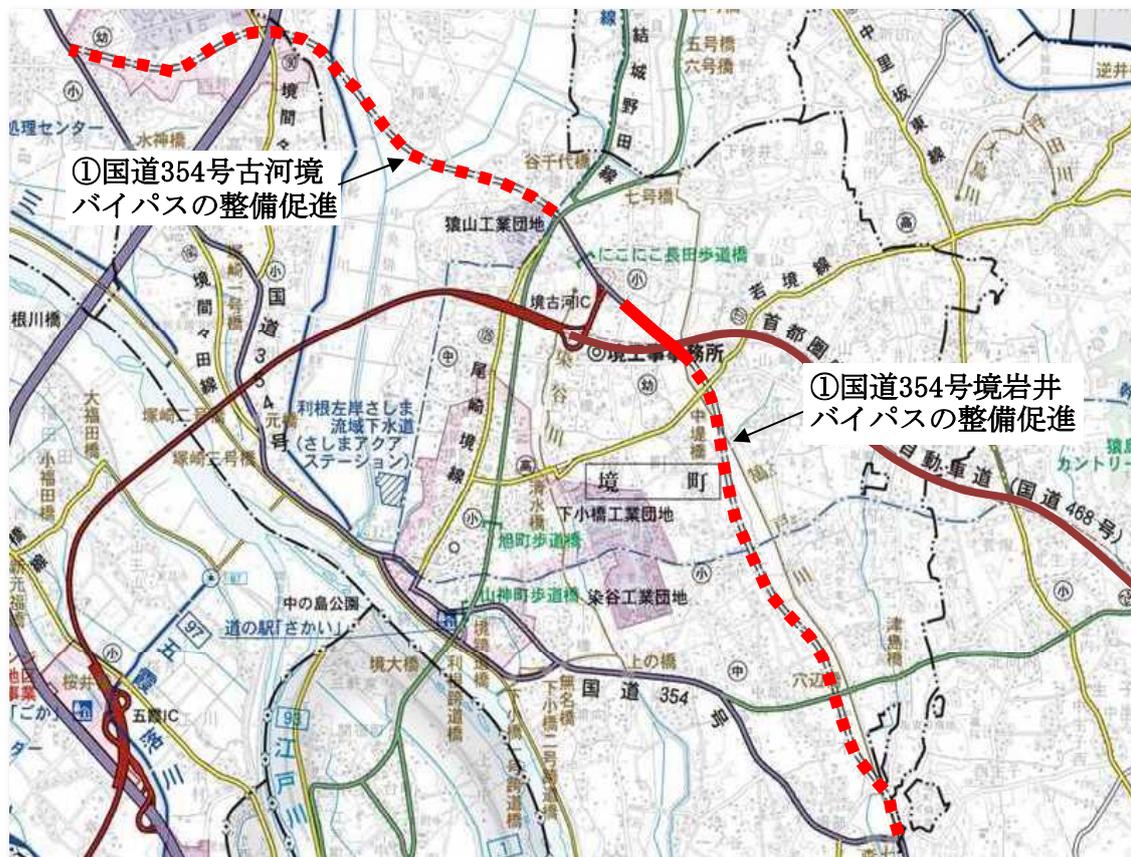
国道354号「境岩井バイパス」及び「古河境バイパス」の整備促進

## 2 要望主旨

国道354号は連帯機能や交通機能・連結機能を有すると同時に、災害時における第一次緊急輸送道路に指定され、バイパスが整備されることにより、極めて重要な役割を果たす広域幹線道路であります。

当地域は、中核的都市である古河市・つくば市等との広域連携を図ることが、各地域の産業活力を高め、地域経済の担い手である企業の活性化、人の交流の活性化など地域集積圏の拡大等に繋がるものであり、先に開通されました首都圏中央連絡自動車道の五霞インターチェンジや境古河インターチェンジ、坂東インターチェンジと、地方都市間を結ぶ、地域高規格道路であります第二4号国道との公益交通網を図ることが、極めて大きな効果が期待されることから、本路線の「境岩井バイパス」及び「古河境バイパス」の整備促進をご要望いたします。

## 3 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 道路建設課

市町村	境町																
要望事項	国道354号境岩井バイパス及び古河境バイパスの整備促進																
現況	<p>境岩井バイパスは、現在整備中の圏央道境古河ICに接続し、物流の効率化や交通混雑の緩和に資する道路である。古河境バイパスは、現在整備中の茨城西部・宇都宮広域連絡道路（新4号国道）の（仮称）高野ICに接続し、北利根工業団地と圏央道を結ぶ道路である。古河・境地域においては、新4号国道や圏央道の整備に合わせ開発が進んでおり、今後も更に工場の立地及び交通需要が見込まれることから、バイパスの整備により、物流の効率化や交通の分散による渋滞の緩和を早期に発現させる必要がある。</p>																
対応状況	<p><b>【概要】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>①一般国道354号 境岩井バイパス</td> <td>②一般国道354号 古河境バイパス</td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td>境町猿山～坂東市生子</td> <td>古河市高野～境町猿山</td> </tr> <tr> <td>延長幅員</td> <td>L=6,300m W=25m（4車線） （暫定2車線整備）</td> <td>L=3,200m W=25m（4車線） （暫定2車線整備）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>H13年度～</td> <td>H30年度～</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>約110億円</td> <td>約70億円</td> </tr> </table> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>①一般国道354号 境岩井バイパス  H26：L=940m 供用  R2：L=800m 供用  R2まで 事業費 7,885百万円（進捗率71%）  路線測量、道路詳細設計、用地測量、用地取得、道路改良舗装工事  R3 事業費 821百万円（進捗率79%） 用地取得、道路改良舗装工事  R4 事業費 520百万円（進捗率83%） 道路改良舗装工事</p> <p>②一般国道354号 古河境バイパス  R2まで 事業費 572百万円（進捗率8%）  道路詳細設計、橋梁詳細設計、用地測量、地質調査  R3 事業費 127百万円（進捗率10%）  用地測量、橋梁詳細設計、函渠詳細設計、用地取得  R4 事業費 350百万円（進捗率15%）  用地取得、道路改良工事</p>		事業名	①一般国道354号 境岩井バイパス	②一般国道354号 古河境バイパス	箇所名	境町猿山～坂東市生子	古河市高野～境町猿山	延長幅員	L=6,300m W=25m（4車線） （暫定2車線整備）	L=3,200m W=25m（4車線） （暫定2車線整備）	事業期間	H13年度～	H30年度～	事業費	約110億円	約70億円
事業名	①一般国道354号 境岩井バイパス	②一般国道354号 古河境バイパス															
箇所名	境町猿山～坂東市生子	古河市高野～境町猿山															
延長幅員	L=6,300m W=25m（4車線） （暫定2車線整備）	L=3,200m W=25m（4車線） （暫定2車線整備）															
事業期間	H13年度～	H30年度～															
事業費	約110億円	約70億円															
今後の対応・課題等	<p>①一般国道354号 境岩井バイパス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに県道結城野田線から町道までの約1.7kmを供用済み。</li> <li>・令和4年度は、残る区間の道路改良舗装工事を進める。</li> </ul> <p>②一般国道354号 古河境バイパス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は、用地取得、道路改良工事をを行う。</li> </ul>																

# 要 望 書

利根町長 佐々木 喜 章

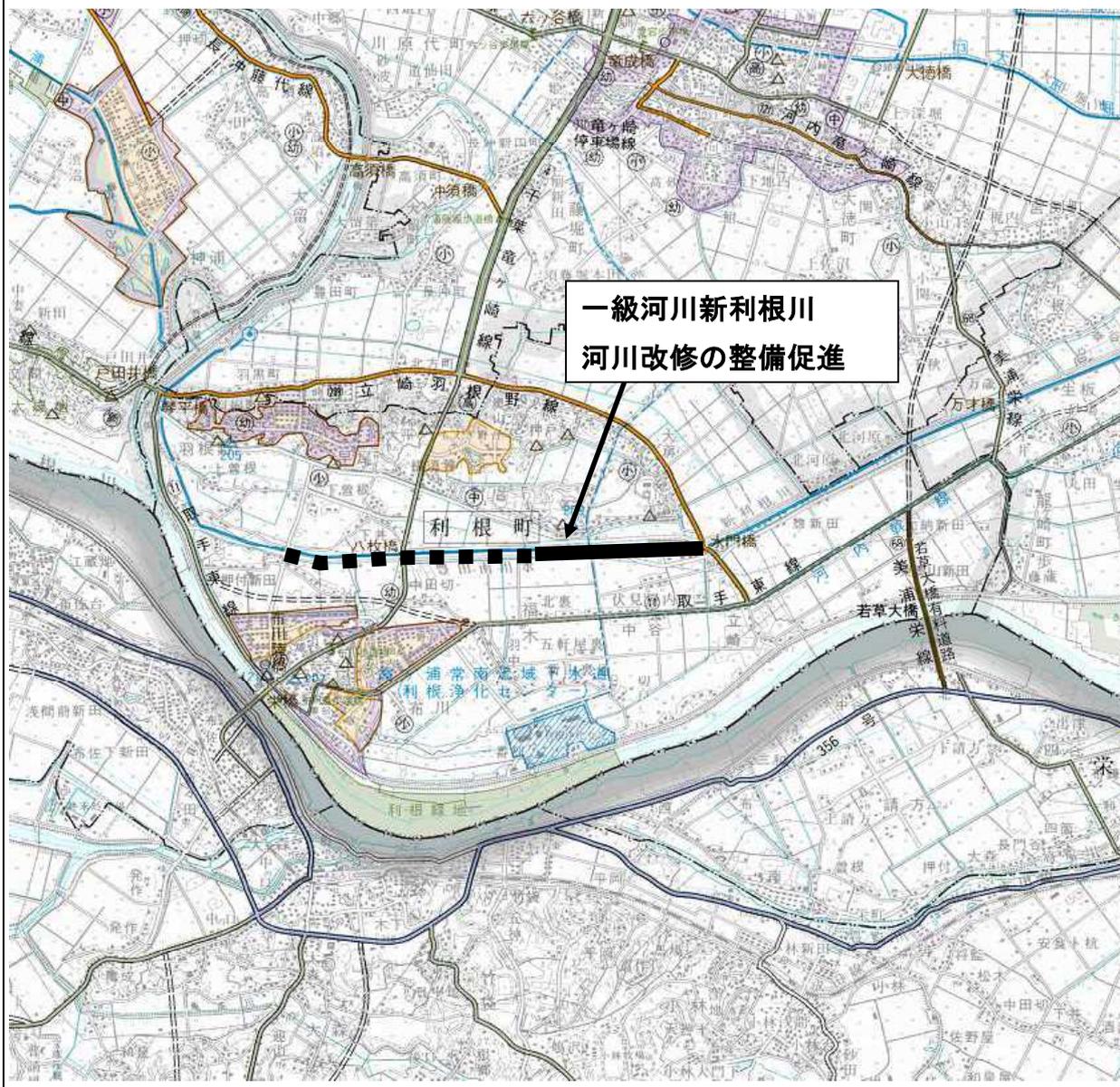
## 1. 要望事項

### 一級河川新利根川河川改修の整備促進

## 2. 要望主旨

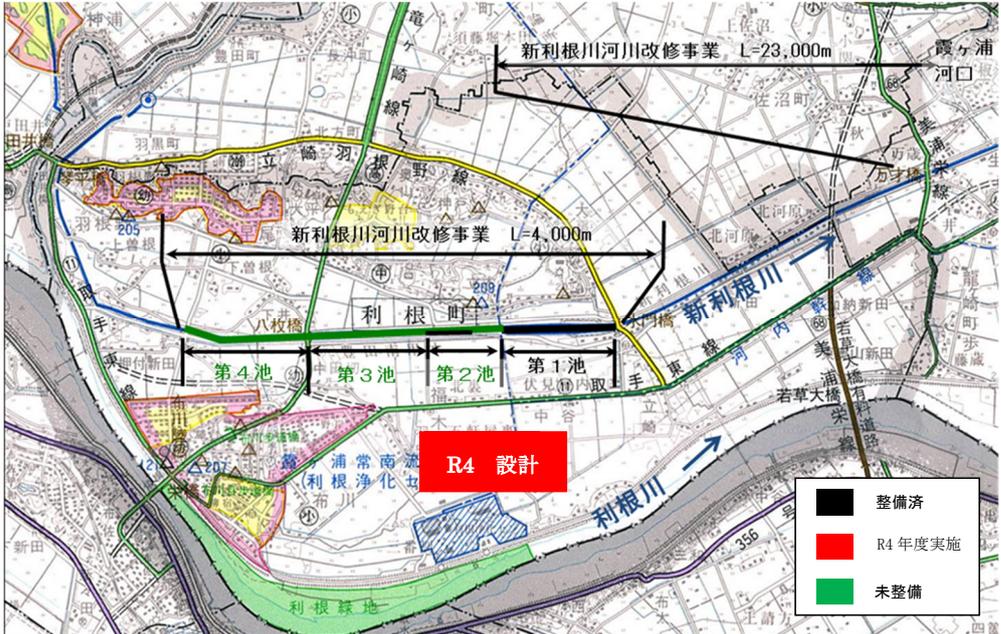
利根町の中央部を東西に横断している新利根川は、町民にとって憩いの原風景であり生活に密接した河川です。しかし現在のところ、大雨による住宅等の冠水被害が発生するなど、住環境及び都市機能が低下している状況にあり、地域住民からは、排水機能、調節池機能の改善が強く求められております。県におかれましては、継続事業として河道改修工事等が実施されておりますが、依然被害が解消されませんので、雨水排水の流末である新利根川の河川改修及び調節池機能の強化について、早期整備を要望いたします。

## 3. 位置図



# 市町村要望に関する対応状況

担当課 河川課

市町村	利根町
要望事項	一級河川新利根川河川改修の整備促進
現況	新利根川は、霞ヶ浦河口から河内町砂場地先の県道美浦栄線万才橋までの 23,000m 区間の河川改修と、県道立崎羽根野線水門橋から市道学校橋まで 4,000m区間の調節池整備を進めている。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長 : 27,000m (昭和 56 年度着手)</li> <li>・全体事業費 : 13,442 百万円 (うち調節池部 2,400 百万円)</li> <li>・平成 5 年度から利根町の市街化に対処するため調節池(4.0km)の整備に着手</li> <li>・令和 2 年度末までに、下流部 (L=23km) は流下能力の 70~80%を確保。上流部については調節池 1 池整備完了、2 池暫定整備完了</li> </ul> <p>R 2 年度まで : 工事、用地買収等 事業費 3,625 百万円 進捗率 27.0%</p> <p>R 3 年度 : 調査、設計等 (R2 補正) 事業費 49 百万円 進捗率 27.3%</p> <p>R 4 年度 : 設計 (R3 補正) 事業費 10 百万円 進捗率 27.48%</p> <p>(概略図)</p> 
今後の対応・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調節池 1 池と 2 池を繋ぐ河道について、複数の家屋移転の用地補償等を進めるとともに、早期の治水効果を発現するため、暫定的な河道整備を進めていく。</li> </ul>

令和4年9月1日開会

①

令和4年第3回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 令和4年第3回茨城県議会定例会議案目次

頁

第100号議案	令和4年度茨城県一般会計補正予算（第4号）	1
第101号議案	令和4年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）	10
第102号議案	令和4年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）	12
第103号議案	令和4年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	15
第104号議案	地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	17
第105号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	40
第106号議案	茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	41
第107号議案	土浦市とかすみがうら市との境界変更について	42
第108号議案	県が行う建設事業に対する市の負担額について	44
第109号議案	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について	45
第110号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	47
第111号議案	工事請負契約の変更について（（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その1））	49
第112号議案	工事請負契約の変更について（（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その2））	50
第113号議案	和解について	51
第114号議案	権利の放棄について	52
報告第5号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	55

予

算

## 第100号議案

### 令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第4号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,774,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,305,182,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		8,320,551 <sup>千円</sup>	△204,853 <sup>千円</sup>	8,115,698 <sup>千円</sup>
	2 負担金	7,658,973	△204,853	7,454,120
9 国庫支出金		217,095,914	6,853,231	223,949,145
	2 国庫補助金	160,472,942	6,853,231	167,326,173
11 寄附金		104,388	10,000	114,388
	1 寄附金	104,388	10,000	114,388
13 繰越金		5,000,000	1,575,642	6,575,642
	1 繰越金	5,000,000	1,575,642	6,575,642
14 諸収入		145,168,754	122,000	145,290,754
	5 受託事業収入	4,852,722	122,000	4,974,722
15 県債		94,858,900	3,418,500	98,277,400
	1 県債	94,858,900	3,418,500	98,277,400
歳入合計		1,293,408,366	11,774,520	1,305,182,886

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 38,302,103	千円 153,156	千円 38,455,259
	1 総務管理費	21,125,647	153,156	21,278,803
3 企画開発費		11,058,635	49,502	11,108,137
	1 企画費	8,275,853	28,815	8,304,668
	2 開発費	2,390,296	20,687	2,410,983
4 生活環境費		16,141,780	897,718	17,039,498
	1 生活文化費	2,377,438	173,740	2,551,178
	3 環境保全費	12,229,619	723,978	12,953,597
5 保健福祉費		301,866,102	2,826,790	304,692,892
	3 児童福祉費	40,974,143	2,698,090	43,672,233
	5 保健所費	2,019,441	12,348	2,031,789
	6 医薬費	11,512,073	88,864	11,600,937
	7 環境衛生費	1,246,937	2,884	1,249,821
	8 公衆衛生費	94,549,233	24,604	94,573,837
7 農林水産業費		42,302,910	766,197	43,069,107
	1 農業費	13,240,424	408,475	13,648,899
	2 畜産業費	2,586,559	346,346	2,932,905
	3 林業費	5,625,381	4,242	5,629,623
	4 水産業費	4,432,665	7,134	4,439,799
8 商工費		151,157,544	172,725	151,330,269
	1 産業政策費	123,025,361	10,000	123,035,361
	2 技術革新費	1,345,860	8,559	1,354,419
	4 観光物産費	2,776,625	154,166	2,930,791

9	土 木 費		95,191,815	6,362,705	101,554,520
	2	道 路 橋 梁 費	58,523,417	3,008,517	61,531,934
	3	河 川 海 岸 費	19,619,064	427,354	20,046,418
	4	港 湾 費	3,777,720	2,191,223	5,968,943
	5	都 市 計 画 費	5,405,451	289,536	5,694,987
	6	住 宅 費	4,066,997	446,075	4,513,072
11	教 育 費		262,449,523	527,682	262,977,205
	4	高 等 学 校 費	57,394,062	266,027	57,660,089
	5	特 別 支 援 学 校 費	24,529,319	112,571	24,641,890
	6	社 会 教 育 費	3,445,427	97,685	3,543,112
	7	保 健 体 育 費	1,775,101	51,399	1,826,500
12	災 害 復 旧 費		813,405	18,045	831,450
	3	公 共 施 設 等 費 災 害 復 旧 費	-	18,045	18,045
		歳 出 合 計	1,293,408,366	11,774,520	1,305,182,886

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 商工費	5 立地推進費	都市計画事業土地区画整理事業 特別会計へ繰出	千円 173,550
9 土木費	2 道路橋梁費		31,329,167
			24,958,004
		地方道路整備費	13,174,560
		県単道路改良費	632,256
		地方道路整備費	5,633,889
		道路補修費	4,704,839
		交通安全施設費	812,460
	3 河川海岸費		3,910,892
		国補河川改修事業費	1,918,000
		ダム堰堤改良事業費	21,000
		河川防災費	1,462,945
		通常砂防費	70,200
		国補急傾斜地崩壊対策事業費	123,100
		地すべり対策事業費	12,400
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	69,111
		県単砂防費	28,800
		海岸防災費	125,336
		海岸保全施設整備事業費	80,000
	4 港湾費		1,751,300
		国補統合補助事業費	571,500
津波・高潮対策事業費		972,800	
港湾維持改良費		207,000	

	5 都市計画費		682,949
		国 補 公 園 事 業 費	135,000
		市 町 村 公 共 下 水 道 受 託 事 業 費	547,949
	6 住 宅 費	公 営 住 宅 建 設 費	26,022
合 計			31,502,717

第3表 債務負担行為補正  
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	一般国道125号、阿見町鳥津地内外7箇所 の地方道路整備に係る工事請負契約を締結 する。	令和5年度	1,100,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	一般国道461号、大子町小生瀬地内外55箇 所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結す る。	令和5年度	938,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結 する。	令和5年度	828,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結 する。	令和5年度	90,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検 業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	90,000千円
トンネル修繕 工事請負契約	定期点検に基づくトンネルの修繕に係る工 事請負契約を締結する。	令和5年度	150,000千円
電線共同溝整備 工事請負契約	一般県道大甕停車場線、日立市大みか町地 内の電線共同溝整備に係る工事請負契約を締 結する。	令和5年度	60,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を 締結する。	令和5年度	113,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先 の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	150,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市明石地先の養浜に係る工 事請負契約を締結する。	令和5年度	50,000千円
県単急傾斜地 崩壊対策事業 工事請負契約	梶山-2地区、鉾田市梶山地先の急傾斜地 崩壊対策に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	50,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防 護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	5,000千円
港湾統合補助事業 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結す る。	令和5年度	120,000千円
県営住宅解体 工事請負契約	都和アパートの解体に係る工事請負契約を 締結する。	令和5年度	80,000千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	325,100	-	325,100	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	441,400	-	441,400			
土地改良事業	3,057,200	-	3,057,200			
河 川 事 業	13,107,200	279,500	13,386,700			
海岸整備事業	157,700	39,500	197,200			
砂 防 事 業	128,000	-	128,000			
急傾斜地崩壊対策事業	68,700	-	68,700			
港湾整備事業	1,079,200	1,071,500	2,150,700			
道路橋梁整備事業	25,731,000	1,381,100	27,112,100			
街 路 事 業	1,065,900	-	1,065,900			
放課後児童クラブ整備事業	289,300	-	289,300			
産業技術専門学院整備事業	39,800	-	39,800			
いばらき就職支援センター整備事業	51,900	-	51,900			
茨城県職業人材育成センター整備事業	29,400	-	29,400			
体育施設整備事業	141,300	-	141,300			
公営住宅建設事業	774,700	227,700	1,002,400			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	20,700	-	20,700			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	191,800	-	191,800			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	90,000	-	90,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	14,700	-	14,700			
単独災害復旧事業	173,300	17,600	190,900			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	311,000	-	311,000			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	1,021,000	-	1,021,000			
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	818,000	-	818,000			
青 少 年 会 館 整 備 事 業	5,500	-	5,500			
県庁舎等整備事業	947,200	-	947,200			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	776,000	-	776,000			
警察施設整備事業	2,347,100	-	2,347,100			

公 園 事 業	556,000	87,600	643,600			
高 校 整 備 事 業	4,567,700	-	4,567,700			
文 化 施 設 整 備 事 業	254,400	-	254,400			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	95,200	-	95,200			
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	972,100	-	972,100			
空 港 周 辺 整 備 事 業	10,300	-	10,300			
地 域 鉄 道 設 備 等 整 備 事 業	60,500	-	60,500			
災 害 救 助 対 策 事 業	4,800	-	4,800			
ア ク ア ワ ー ル ド 茨 城 県 大 洗 水 族 館 整 備 事 業	53,100	-	53,100			
消 防 施 設 整 備 事 業	32,000	-	32,000			
県 立 医 療 大 学 設 備 整 備 事 業	167,600	-	167,600			
農 業 大 学 校 施 設 整 備 事 業	79,900	-	79,900			
農 業 総 合 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	72,100	-	72,100			
農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	56,500	-	56,500			
原 種 苗 セ ン タ ー 整 備 事 業	52,800	-	52,800			
県 民 文 化 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	104,400	-	104,400			
畜 産 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	61,300	-	61,300			
養 豚 研 究 所 施 設 整 備 事 業	21,000	-	21,000			
家 畜 保 健 衛 生 所 施 設 整 備 事 業	16,300	-	16,300			
水 産 試 験 場 施 設 整 備 事 業	120,500	-	120,500			
保 健 所 施 設 整 備 事 業	87,900	-	87,900			
い ば ら き 予 防 医 学 プ ラ ザ 整 備 事 業	33,800	-	33,800			
地 域 活 性 化 事 業	712,400	-	712,400			
防 災 対 策 事 業	457,200	34,400	491,600			
合 併 特 例 事 業	1,148,000	176,600	1,324,600			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	1,764,400	103,000	1,867,400			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	361,000	-	361,000			
上 水 道 事 業 出 資 金	1,222,000	-	1,222,000			40 年 以 内 (据置期間を含む。)
臨 時 財 政 対 策 債	26,500,000	-	26,500,000			} 30 年 以 内 (据置期間を 含む。)
退 職 手 当 債	2,000,000	-	2,000,000			
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	9,600	-	9,600	普 通 貸 借	無 利 子	15 年 以 内 (据置期間を含む。)
合 計	94,858,900	3,418,500	98,277,400			

## 第102号議案

### 令和4年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費			千円 1,457,100
	4 港湾建設費	港湾建設費	1,457,100
合	計		1,457,100

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備に係る 工事請負契約を締結する。	令和5年度	300,000千円

条例 ・ その他

## 第105号議案

### 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の477の4の項中「第5項」を「第7項」に、「の認定」を「又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しよう」を「若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おう」に改め、同表の477の5の項中「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（茨城県証紙条例の一部改正）

2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第166項を次のように改める。

166 長期優良住宅建築等計画等認定等申請手数料

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第106号議案

### 茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(茨城県建築基準条例の一部改正)

第1条 茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の445の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の445の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の450の5の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の450の6の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第110号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和4年度において県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
河川事業	日立市	96,500 <small>千円</small>	9,650 <small>千円</small>	
	土浦市	130,000	13,000	
	石岡市	10,000	1,000	
	常陸太田市	30,000	3,000	
	高萩市	15,000	1,500	
	北茨城市	15,000	1,500	
	笠間市	15,000	1,500	
	ひたちなか市	35,000	3,500	
	鹿嶋市	39,000	3,900	
	稲敷市	10,000	1,000	
	かすみがうら市	20,000	2,000	
	行方市	97,800	9,780	
	鉾田市	65,000	6,500	
	小美玉市	30,000	3,000	
	大子町	2,200	220	
阿見町	20,000	2,000		
港湾事業	ひたちなか市	1,100,000	69,750	
	東海村	1,050,000	31,500	
下水道事業	水戸市	129,310	24,753	
	日立市	63,254	11,974	
	土浦市	296,191	55,756	
	古河市	33,057	7,133	

石 岡 市	97,754	18,401	
龍 ヶ 崎 市	128,397	23,527	
下 妻 市	361,625	64,747	
常 総 市	266,084	47,207	
常 陸 太 田 市	28,454	5,386	
牛 久 市	109,264	20,021	
つ く ば 市	291,225	56,847	
ひ たち な か 市	139,348	26,381	
潮 来 市	268,946	50,605	
常 陸 大 宮 市	15,615	2,956	
那 珂 市	47,986	9,084	
筑 西 市	175,248	32,020	
坂 東 市	23,219	5,047	
稲 敷 市	18,140	3,963	
か す み が う ら 市	68,663	12,925	
桜 川 市	44,296	8,915	
行 方 市	142,287	26,772	
小 美 玉 市	107,387	20,215	
大 洗 町	30,735	5,818	
城 里 町	12,825	2,574	
東 海 村	35,098	6,644	
阿 見 町	80,833	15,216	
河 内 町	19,987	4,358	
八 千 代 町	158,779	28,790	
境 町	29,427	6,145	
利 根 町	21,651	3,967	

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第111号議案

### 工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
国 補 地 道 第31-03-794-Z-001号 一 般 国 道 118 号 (仮称) 北田気大橋 橋梁上部工事(その1)	随意契約	既 請 負 契約金額	千円 1,055,890	取手市下高井1020番地 日本ファブテック株式会社 橋梁事業本部本部長 福島 剛
		今 回 増 減 (△) 額	53,900	
		計	1,109,790	

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第112号議案

### 工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
国 補 地 道 第31-03-794-Z-002号 一 般 国 道 118 号 (仮称)北田気大橋 橋梁上部工事(その2)	随意契約	既 請 負 契 約 金 額	千円 1,054,680	神栖市砂山16番地5 株式会社横河 NS エンジニアリング 代表取締役 齊藤 功
		今 回 増 減 (△) 額	45,320	
		計	1,100,000	

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第114号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
県営住宅使用料	平成9年度、 平成10年度、 平成11年度、 平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	1,173,100円	鹿嶋市旭ヶ丘1丁目6番地3（ファ ミーユ澤田103） 太田 正輝	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成15年度、 平成18年度、 平成19年度、 平成20年度、 平成22年度及び 平成23年度	1,091,861円	東茨城郡大洗町大 貫町549番地 高橋 雅博	回収不能のため、権利を放棄するもの
住宅修繕立替	平成17年度	619,160円	土浦市都和二丁目 1番7-101号 県 営都和アパート 長谷部 節子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成17年度、 平成18年度及び 平成19年度	594,034円	日立市東大沼町1 丁目1番30号 黒澤 豪	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成17年度、 平成18年度、 平成19年度、 平成20年度、 平成21年度、 平成22年度及び 平成23年度	789,238円	水戸市千波町1878 番地の8 サンラ イフ秋山1号棟101 号 吉岡 哲士	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成18年度及び 平成19年度	763,531円	稲敷郡阿見町岡崎 二丁目15番地19 コーポラス英A- 202号 熊野 久三子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成19年度、 平成20年度及び 平成21年度	1,253,700円	水戸市杉崎町212番 地の13 今西 万紀子	回収不能のため、権利を放棄するもの

県営住宅使用料等	平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度及び平成24年度	1,283,880円	古河市古河419番地13 サンコウハウス2-1 清水 正志	回収不能のため、権利を放棄するもの
住宅修繕立替	平成21年度	684,810円	ひたちなか市大成町49番14号(こいちひたちなか101号) 佐竹 節子	回収不能のため、権利を放棄するもの
住宅修繕立替	平成22年度	523,220円	古河市諸川1379番地5 市川 有紀	回収不能のため、権利を放棄するもの
住宅修繕立替	平成22年度	552,820円	土浦市中1108番地 県営中アパート5-103 ダシルバアルベス	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度	532,600円	埼玉県久喜市東大輪1141番地5 笹本 さと子	回収不能のため、権利を放棄するもの
住宅修繕立替	平成23年度	903,865円	つくば市吉瀬1513番地4 吉瀬住宅 池田 光子	回収不能のため、権利を放棄するもの
住宅修繕立替	平成23年度	2,041,745円	鹿嶋市大字平井1129番地10 高橋 康一	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成23年度、平成24年度及び平成25年度	525,800円	古河市中田新田34番地8 県営7-2-5 仁木 スミ子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度及び平成27年度	584,644円	水戸市若宮1丁目7番27棟304号 県営若宮アパート 金田 ふみ	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 報 告

## 報告第5号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記14件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記5

### 損害賠償の額の決定について

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車破損・負傷事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

#### 記

1 損害賠償の額 金 886,620円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃

土浦市上坂田610番地地先県道上

4 事故の概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車を破損するとともに、運転者が負傷した。

(注) 上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年7月26日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 6

### 損害賠償の額の決定について

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車等破損・負傷事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

#### 記

1 損害賠償の額 金 1,508,416円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃

土浦市上坂田610番地地先県道上

4 事故の概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(注) 上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年7月26日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 7

### 損害賠償の額の決定について

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車等破損・負傷事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

#### 記

1 損害賠償の額 金 2,710,868円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃

土浦市上坂田610番地地先県道上

4 事故の概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(注) 上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年7月26日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 8

### 損害賠償の額の決定について

県道桜川土浦潮来自転車道線で発生した自転車等破損・負傷事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

#### 記

1 損害賠償の額 金 1,665,770円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和2年11月3日(火) 午前9時50分頃

土浦市上坂田610番地地先県道上

4 事故の概要

県道桜川土浦潮来自転車道線を自転車で走行中、路面に堆積していた土砂及び微生物の分泌物等で滑って転倒し、自転車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(注) 上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年7月26日

茨城県知事 大井川 和彦

令和4年9月1日開会

令和4年第3回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

# 目 次

	頁
1. 令和4年度一般会計予算各部局別一覧 .....	1
2. 令和4年度一般会計補正予算各部局別一覧 .....	3
3. 令和4年度一般会計予算款別財源別一覧 .....	5
4. 令和4年度一般会計補正予算款別財源別一覧 .....	7
5. 令和4年度特別会計予算一覧 .....	9
6. 令和4年度一般会計補正予算概要 .....	11
7. 令和4年度一般会計予算繰越明許費概要 .....	41
8. 令和4年度特別会計補正予算概要 .....	51
9. 令和4年度特別会計予算繰越明許費概要 .....	53
10. 条例その他の概要 .....	57
11. 専決処分概要 .....	59

# 一般会計補正予算概要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
道路建設課				
道路橋梁改築費	1,538,178	国庫支出金 833,584 負担金 △209,010 県債 913,400 計 1,537,974	204	
地方道路整備費	1,490,178	国庫支出金 833,584 負担金 △209,010 県債 865,400 計 1,489,974	204	道路改良費 工事費 1,422,716 国補(5.5/10)等 原因者負担(10/10) (現計 22,430,158) 事務費 67,462 原因者負担(10/10) (現計 1,055,841)
県単道路改良費	48,000	県債 48,000	—	道路改良費 工事費 46,000 (現計 1,165,293) 事務費 2,000 (現計 79,118)
道路維持課				

道路橋梁維持費	1,470,339	国庫支出金 449,264 県債 747,300 計 1,196,564	273,775	
地方道路整備費	777,493	国庫支出金 449,264 県債 287,300 計 736,564	40,929	地方道路整備費 工事費 746,810 国補(定) (現計 8,643,000) 事務費 30,683 (現計 367,017)
道路補修費	513,000	県債 405,000	108,000	道路防災維持費 工事費 372,000 (現計 6,337,654) 事務費 33,000 (現計 88,575) 橋梁補修費 工事費 108,000 (現計 683,129)
交通安全施設費	105,000	県債 55,000	50,000	自転車歩行者道等交通安全施設費 工事費 99,000 (現計 1,254,960) 事務費 6,000 (現計 59,100)
道路維持諸費	74,846	—	74,846	道路維持諸費

				道路照明等維持管理費 74,846 (現計 618,148)
河川課				
河川総務費				
ダム管理費	2,602	負担金 557	2,045	ダム管理費 管理費 2,602 利水者負担(12.6%~ 38.9%) (現計 281,534)
河川改良費				
国補河川改修事業費	83,955	国庫支出金 31,462 県債 52,500 計 83,962	△7	国補河川改修事業費 工事費 82,923 国補(1/2)等 原因者負担(10/10) (現計 5,115,676) 事務費 1,032 原因者負担(10/10) (現計 222,808)
河川維持費				
河川防災費	212,000	県債 212,000	—	河道浚渫、築堤及び護岸等整備費 工事費 202,000

					(現計 3,657,363)
					事務費 10,000
					(現計 183,193)
砂防費					
県単急傾斜地崩壊対策事業費	38,000	負担金 3,600 県債 34,400 計 38,000	—		県単急傾斜地崩壊対策事業費 工事費 36,000 地元(1/10) (現計 371,500) 事務費 2,000 (現計 18,575)
海岸保全費	90,797	国庫支出金 36,267 県債 54,500 計 90,767	30		
海岸防災費	15,000	県債 15,000	—		海岸防災費 工事費 12,000 (現計 313,340) 事務費 3,000 (現計 34,816)
海岸保全施設整備事業費	75,797	国庫支出金 36,267 県債 39,500 計 75,767	30		海岸保全施設整備事業費 工事費 72,533 国補(1/2) (現計 289,467) 事務費 3,264

				(現計 13,026)
河川課計	427,354	国庫支出金 67,729 負担金 4,157 県債 353,400 計 425,286	2,068	
港湾課				
港湾建設費	2,191,223	国庫支出金 953,000 県債 1,071,500 計 2,024,500	166,723	
国補統合補助事業費	594,463	国庫支出金 189,000 県債 238,800 計 427,800	166,663	港湾統合補助事業費 工事費 567,500 国補(1/3)等 (現計 377,000) 事務費 26,963 (現計 15,539)
津波・高潮対策事業費	1,596,760	国庫支出金 764,000 県債 832,700 計 1,596,700	60	津波・高潮対策事業費 工事費 1,528,000 国補(1/2) (現計 110,000) 事務費 68,760 (現計 4,950)
都市局都市整備課				

公園事業費					
国補公園事業費	167,536	国庫支出金 80,000 県債 87,600 計 167,600		△64	公園事業費 工事費 160,000 国補（1／2） （現計 662,000） 事務費 7,536 （現計 27,871）
都市局下水道課					
都市計画総務費					
市町村公共下水道受託事業費	122,000	諸収入 122,000		—	市町村公共下水道受託事業費 工事費 120,780 地元負担（10／10） （現計 880,110） 事務費 1,220 地元負担（10／10） （現計 8,890）
都市局住宅課					
国補住宅費					
公営住宅建設費	446,075	国庫支出金 218,038 県債 227,700		337	公営住宅建設費 工事費 446,075

		計	445,738		国補（4.5/10）等 （現計 1,561,587）
土木部計	6,362,705	国庫支出金	2,601,615	443,043	
		分担金及び負担金			
			△204,853		
		諸収入	122,000		
		県債	3,400,900		
		計	5,919,662		

# 一般会計予算繰越明許費概要

7. 令和4年度 一般会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
宅地整備販売課				
土地販売推進費				
繰出金	173,550	県債 173,500	50	都市計画事業土地区画整理事業特別会計へ繰出 予算計上額 5,786,450 本年度支出所要額 5,612,900 残 額 173,550 不 用 額 - 繰 越 額 173,550
道路建設課				
道路橋梁改築費	13,806,816	国庫支出金 6,797,487 県債 6,614,100 計 13,411,587	395,229	
地方道路整備費	13,174,560	国庫支出金 6,797,487 県債 6,376,900 計 13,174,387	173	久慈郡大子町北田気地区ほか 予算計上額 25,209,460 本年度支出所要額 12,034,900 残 額 13,174,560

				不 用 額	—
				繰 越 額	13,174,560
県単道路改良費	632,256	県債 237,200	395,056	土浦市大畑地区ほか	
				予算計上額	1,292,411
				本年度支出所要額	660,155
				残 額	632,256
				不 用 額	—
				繰 越 額	632,256
道路維持課					
道路橋梁維持費	11,151,188	国庫支出金 2,906,873 負担金 284,400 県債 4,248,700 計 7,439,973	3,711,215		
地方道路整備費	5,633,889	国庫支出金 2,906,873 負担金 280,200 県債 2,201,000 計 5,388,073	245,816	稲敷郡河内町田川地区ほか	
				予算計上額	9,787,510
				本年度支出所要額	4,153,621
				残 額	5,633,889
				不 用 額	—
				繰 越 額	5,633,889
道路補修費	4,704,839	負担金 4,200 県債 1,945,300 計 1,949,500	2,755,339	鉾田市大和田地区ほか	
				予算計上額	10,258,009
				本年度支出所要額	5,553,170

				残 額	4,704,839
				不 用 額	—
				繰 越 額	4,704,839
交通安全施設費	812,460	県債	102,400	710,060	常陸大宮市小野地区ほか 予算計上額
					1,419,060
					本年度支出所要額
					606,600
					残 額
					812,460
					不 用 額
					—
					繰 越 額
					812,460
河川課					
河川改良費	1,939,000	国庫支出金	945,804	6	
		負担金	3,990		
		県債	989,200		
		計	1,938,994		
国補河川改修事業費	1,918,000	国庫支出金	939,000	—	ひたちなか市東石川地区ほか 予算計上額
		県債	979,000		5,422,439
		計	1,918,000		本年度支出所要額
					3,504,439
					残 額
					1,918,000
					不 用 額
					—
					繰 越 額
					1,918,000
ダム堰堤改良事業費	21,000	国庫支出金	6,804	6	花貫ダム 予算計上額
		負担金	3,990		96,958

		県債 計	10,200 20,994		本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	75,958 21,000 — 21,000
河川維持費						
河川防災費	1,462,945	県債 計	1,437,200 25,745	25,745	稲敷市柴崎地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	4,052,556 2,589,611 1,462,945 — 1,462,945
砂防費	303,611	国庫支出金 負担金 県債 計	96,546 46,296 160,300 303,142	469		
通常砂防費	70,200	国庫支出金 県債 計	35,000 35,200 70,200	—	久慈郡大子町袋田地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	231,450 161,250 70,200 — 70,200
国補急傾斜地崩壊対策事業費	123,100	国庫支出金	55,346	369	日立市東町地区ほか	

		負担金	39,385		予算計上額	271,160
		県債	28,000		本年度支出所要額	148,060
		計	122,731		残 額	123,100
					不 用 額	—
					繰 越 額	123,100
地すべり対策事業費	12,400	国庫支出金	6,200	—	常陸大宮市諸沢地区	
		県債	6,200		予算計上額	26,125
		計	12,400		本年度支出所要額	13,725
					残 額	12,400
					不 用 額	—
					繰 越 額	12,400
県単急傾斜地崩壊対策事業費	69,111	負担金	6,911	100	日立市会瀬町地区ほか	
		県債	62,100		予算計上額	428,075
		計	69,011		本年度支出所要額	358,964
					残 額	69,111
					不 用 額	—
					繰 越 額	69,111
県単砂防費	28,800	県債	28,800	—	桜川市木植地区ほか	
					予算計上額	77,611
					本年度支出所要額	48,811
					残 額	28,800
					不 用 額	—
					繰 越 額	28,800

(46)

海岸保全費	205,336	国庫支出金 40,000 県債 165,300 計 205,300	36	
海岸防災費	125,336	県債 125,300	36	日立市伊師地区ほか 予算計上額 363,156 本年度支出所要額 237,820 残 額 125,336 不 用 額 — 繰 越 額 125,336
海岸保全施設整備事業費	80,000	国庫支出金 40,000 県債 40,000 計 80,000	—	東茨城郡大洗町磯浜地区ほか 予算計上額 378,290 本年度支出所要額 298,290 残 額 80,000 不 用 額 — 繰 越 額 80,000
河川課計	3,910,892	国庫支出金 1,082,350 負担金 50,286 県債 2,752,000 計 3,884,636	26,256	
港湾課				
港湾建設費	1,751,300	国庫支出金 684,200 県債 715,600	351,500	

		計	1,399,800		
国補統合補助事業費	571,500	国庫支出金 県債 計	197,800 229,200 427,000	144,500	茨城港大洗港区ほか 予算計上額 987,002 本年度支出所要額 415,502 残 額 571,500 不 用 額 - 繰 越 額 571,500
津波・高潮対策事業費	972,800	国庫支出金 県債 計	486,400 486,400 972,800	-	茨城港大洗港区海岸ほか 予算計上額 1,711,710 本年度支出所要額 738,910 残 額 972,800 不 用 額 - 繰 越 額 972,800
港湾維持改良費	207,000		-	207,000	鹿島港ほか 予算計上額 352,662 本年度支出所要額 145,662 残 額 207,000 不 用 額 - 繰 越 額 207,000
都市局都市整備課					
公園事業費					

(48)

国補公園事業費	135,000	国庫支出金 57,500 県債 77,500 計 135,000	—	大子町浅川地区ほか 予算計上額 857,407 本年度支出所要額 722,407 残 額 135,000 不 用 額 — 繰 越 額 135,000
都市局下水道課				
都市計画総務費				
市町村公共下水道受託事業費	547,949	諸収入 547,949	—	市町村公共下水道受託事業費 予算計上額 1,011,000 本年度支出所要額 463,051 残 額 547,949 不 用 額 — 繰 越 額 547,949
都市局住宅課				
国補住宅費				
公営住宅建設費	26,022	国庫支出金 13,011 県債 13,000 計 26,011	11	公営住宅建設費 予算計上額 2,038,894 本年度支出所要額 2,012,872 残 額 26,022 不 用 額 —

				繰越額	26,022
土木部計	31,329,167	国庫支出金 11,541,421 分担金及び負担金 334,686 諸収入 547,949 県債 14,420,900 計 26,844,956	4,484,211		
合計	31,502,717	国庫支出金 11,541,421 分担金及び負担金 334,686 諸収入 547,949 県債 14,594,400 計 27,018,456	4,484,261		

# 特別會計予算繰越明許費概要

9. 令和4年度 特別会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳入予算額 特定財源種目金額	備 考
港湾課			
港湾事業特別会計			
港湾建設費	1,457,100	県債 1,457,100	茨城港常陸那珂港区ほか 予算計上額 2,438,700 本年度支出所要額 981,600 残 額 1,457,100 不 用 額 - 繰 越 額 1,457,100
宅地整備販売課			
都市計画事業土地区画整理事業特別会計			
島名・福田坪開発事業費	181,400	負担金 12,000 繰入金 13,400 繰越金 156,000 計 181,400	島名・福田坪地区 島名・福田坪整備事業費 予算計上額 2,155,403 本年度支出所要額 1,981,903 残 額 173,500 不 用 額 -

特別会計 (53)

# 条 例 そ の 他 の 概 要

## 10. 条例その他の概要

- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
地方公務員法の一部改正等に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。
- (2) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例  
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (3) 茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例  
建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (4) 土浦市とかすみがうら市との境界変更について  
土地区画整理事業施行の結果、土浦市とかすみがうら市との境界を変更しようとするものである。
- (5) 県が行う建設事業に対する市の負担額について  
令和4年度において県が行う広域漁港整備事業等に対する市の負担について、地方財政法の規定に基づき、その額を定めようとするものである。
- (6) 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について  
令和4年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担について、土地改良法等の規定に基づき、その額を定めようとするものである。
- (7) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について  
令和4年度において県が行う河川事業等に対する市町村の負担について、地方財政法等の規定に基づき、その額を定めようとするものである。
- (8) 工事請負契約の変更について（(仮称)北田気大橋橋梁上部工事（その1））について  
一般国道118号（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その1）について、取手市下高井1020番地日本ファブテック株式会社橋梁事業本部部長福島剛と10億5,589万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、重機の変更が生じたため、5,390万円を増額し、11億979万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(9) 工事請負契約の変更について（(仮称)北田気大橋橋梁上部工事（その2））について

一般国道118号（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その2）について、神栖市砂山16番地5株式会社横河NSエンジニアリング代表取締役齊藤功と10億5,468万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、架設作業時間の変更が生じたため、4,532万円を増額し、11億円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(10) 和解について

県立水戸特別支援学校事故に係る損害賠償請求事件（水戸地方裁判所平成30年（ワ）第166号）について、和解をしようとするものである。

(11) 権利の放棄について

時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

專 決 処 分 概 要

## 11. 専決処分概要

### 1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

#### (1) 和解について（令和4年6月23日専決処分）

令和元年7月30日（火）東茨城郡茨城町大字上石崎2860番地2地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

#### (2) 和解について（令和4年7月20日専決処分）

令和3年10月4日（月）笠間市東平1丁目21番18号地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

#### (3) 和解について（令和4年7月20日専決処分）

令和3年12月24日（金）高萩市大字高戸429番地の4地先市道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

#### (4) 和解について（令和4年7月20日専決処分）

令和3年12月1日（水）つくば市東新井20番地1地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

#### (5) 損害賠償の額の決定について（令和4年7月26日専決処分）

令和2年11月3日（火）土浦市上坂田610番地地先県道上で発生した自転車破損・負傷事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

#### (6) 損害賠償の額の決定について（令和4年7月26日専決処分）

令和2年11月3日（火）土浦市上坂田610番地地先県道上で発生した自転車等破損・負傷事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

#### (7) 損害賠償の額の決定について（令和4年7月26日専決処分）

令和2年11月3日（火）土浦市上坂田610番地地先県道上で発生した自転車等破損・負傷事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

#### (8) 損害賠償の額の決定について（令和4年7月26日専決処分）

令和2年11月3日（火）土浦市上坂田610番地地先県道上で発生した自転車等破損・負傷事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

#### (9) 和解について（令和4年7月26日専決処分）

令和3年11月13日（土）牛久市岡見町2733番地139地先市道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。